

警頭精解内訓局指令

164
244

刑
事
法
刑
事
法
監
獄
刑
事
法
監
獄
刑
事
法
釋
義

天民川原閑舟著

大阪 中村鍾美堂發行

036197-000-7

特15-230

傍訓刑法・刑事訴訟法・監獄則釈義

川原 梶三郎／著

M26

BBP-0878



特15
230

天民川原閑舟著

釐頭精
解內訓
伺指令
傍
刑刑
刑事
刑事
法
法
監獄則
釋義

大阪 鍾美堂發行

刑法目錄

第一編 總則

第一章 法例

第二章 刑例

第一節 刑名

第二節 主刑處分

第三節 附加刑處分

第四節 懲儉處分

第五節 刑期計算

第六節 假出獄

第七節 期滿免除

自第一條至第五條

自第六條至第十一條

自第十二條至第三十條

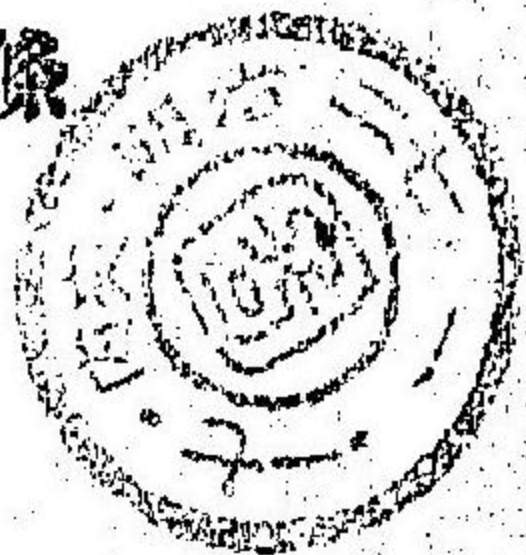
自第三十一條至第四十四條

自第四十五條至第四十八條

自第四十九條至第五十二條

自第五十三條至第五十七條

自第五十八條至第六十二條



第八節 復権

自第六十三條
至第六十五條

第三章 加減例

自第六十六條
至第七十四條

第四章 不論罪及ヒ減輕

自第七十五條
至第八十四條

第一節 不論罪及ヒ宥恕減輕

第二節 自首減輕

自第八十五條
至第八十八條

第三節 酌量減輕

自第八十九條
至第九十條

第五章 再犯加重

自第九十一條
至第九十八條

第六章 加減順序

第九十九條

第七章 數罪俱發

自第一百條
至第一百三條

第八章 數人共犯

自第一百四條
至第一百八條

第一節 正犯

第二節 從犯

第九章 未遂犯罪

自第一百九條
至第一百十三條

第十章 親屬例

自第一百十四條
至第一百十五條

第二編 公益ニ關スル重罪輕罪

第一章 皇室ニ對スル罪

自第一百十六條
至第一百二十條

第二章 國事ニ關スル罪

第一節 内亂ニ關スル罪

自第二十一條
至第二十八條

第二節 外患ニ關スル罪

自第二十九條
至第三十五條

第三章 靜謐ヲ害スル罪

第一節 兇徒聚衆ノ罪

自第三十六條
至第三十八條

第二節 官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪

自第三十九條
至第四十一條

第三節	囚徒逃走ノ罪及ヒ罪人ヲ藏匿スル罪	自第四百四十二條 至第四百五十三條
第四節	附加刑ノ執行ヲ遅ルノ罪	自第四百五十四條 至第四百五十六條
第五節	私ニ軍用ノ銃砲彈藥ヲ製造シ及ヒ所有スル罪	自第四百五十七條 至第四百六十一條
第六節	往來通信ヲ妨害スル罪	自第四百六十二條 至第四百七十一條
第七節	人ノ住所ヲ侵スル罪	自第四百七十一條 至第四百七十三條
第八節	官ノ封印ヲ破壞スル罪	自第四百七十四條 至第四百七十六條
第九節	公務ヲ行フヲ拒ム罪	自第四百七十七條 至第四百八十一條
第四章	信用ヲ害スル罪	
第一節	貨幣ヲ偽造スル罪	自第四百八十二條 至第四百九十三條
第二節	官印ヲ偽造スル罪	自第四百九十四條 至第四百九十九條
第三節	官ノ文書ヲ偽造スル罪	自第五百零二條 至第五百零七條

第四節	私印私書ヲ偽造スル罪	自第五百零八條 至第五百十二條
第五節	免狀鑑札及ヒ疾病證書ヲ偽造スル罪	自第五百十三條 至第五百十七條
第六節	偽證ノ罪	自第五百十八條 至第五百二十六條
第七節	度量衡ヲ偽造スル罪	自第五百二十七條 至第五百三十一條
第八節	身分ヲ詐稱スル罪	自第五百三十一條 至第五百三十二條
第九節	公選ノ投票ヲ偽造スル罪	自第五百三十三條 至第五百三十六條
第五章	健康ヲ害スル罪	
第一節	阿片烟ニ關スル罪	自第五百三十七條 至第五百四十二條
第二節	飲料ノ淨水ヲ汚穢スル罪	自第五百四十三條 至第五百四十五條
第三節	傳染病豫防規則ニ關スル罪	自第五百四十六條 至第五百四十九條
第四節	危害品及ヒ健康ヲ害ス可キ物品製造ノ規則ニ關スル罪	自第五百五十條 至第五百五十二條

第五節 健康ヲ害ス可キ飲食物及ヒ藥劑ヲ販賣スル罪

自第二百五十三條至第二百五十五條

第六節 私ニ醫業ヲ爲ス罪

自第二百五十六條至第二百五十七條

第六章 風俗ヲ害スル罪

自第二百五十八條至第二百五十三條

第七章 死屍ヲ毀棄シ及ヒ墳墓ヲ發掘スル罪

自第二百六十四條至第二百六十六條

第八章 商業及ヒ農工ノ業ヲ妨害スル罪

自第二百六十七條至第二百七十二條

第九章 官吏瀆職ノ罪

第一節 官吏公益ヲ害スル罪

自第二百七十三條至第二百七十五條

第二節 官吏人民ニ對スル罪

自第二百七十六條至第二百八十八條

第三節 官吏財産ニ對スル罪

自第二百八十九條至第二百九十一條

第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪

第一章 身體ニ對スル罪

第一節 謀殺故殺ノ罪

自第二百九十一條至第二百九十八條

第二節 毆打創傷ノ罪

自第二百九十九條至第三百零八條

第三節 殺傷ニ關スル宥恕及ヒ不諭罪

自第三百九條至第三百十六條

第四節 過失殺傷ノ罪

自第三百十七條至第三百十九條

第五節 自殺ニ關スル罪

自第三百二十條至第三百二十一條

第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪

自第三百二十二條至第三百二十五條

第七節 脅迫ノ罪

自第三百二十六條至第三百二十九條

第八節 墮胎ノ罪

自第三百三十條至第三百三十五條

第九節 幼者及ハ老疾者ヲ遺棄スル罪

自第三百三十六條至第三百四十條

第十節 幼者ヲ略取誘拐スル罪

自第三百四十一條至第三百四十五條

第十一節	猥褻姦淫重婚ノ罪	自第三百四十六條
第十二節	誣告及ヒ誹毀ノ罪	自第三百五十五條
第十三節	祖父母父母ニ對スル罪	自第三百六十一條
第二章	財産ニ對スル罪	自第三百六十二條
第一節	竊盜ノ罪	至第三百六十五條
第二節	強盜ノ罪	自第三百六十六條
第三節	遺失物埋藏物ニ關スル罪	自第三百七十七條
第四節	家資分散ニ關スル罪	自第三百七十八條
第五節	詐欺取財ノ罪及ヒ受寄財物ニ關スル罪	自第三百八十五條
第六節	贓物ニ關スル罪	自第三百八十七條
第七節	放火失火ノ罪	自第三百八十八條

第八節	決水ノ罪	自第三百八十九條
第九節	船舶ヲ覆没スル罪	自第三百九十八條
第十節	家屋物品ヲ毀壞シ及動物ヲ害スル罪	自第三百九十九條
第四編	違警罪	自第四百一十條

刑法目錄終

刑法附則目錄

第一章 主刑執行
第二章 監視
第三章 假出獄及特別監視
第四章 刑事裁判費用
第五章 賠償處分

自第一條
至第二十一條
自第二十七條
至第三十八條
自第四十七條
至第五十三條
自第五十四條
至第六十三條

刑法附則目錄終

隨頭釋義

▲刑法

とて吾人々類社會を害すへき
悪人を刑罰懲戒す社會を害す
へきものからんことを期す
る目的を以て設けたる法なり

●第一編 總則

とて此刑法に定めたる四百卅
外條の法文及び此刑法以外
の單行法律(選舉院則、版権條
例の如き)は罰則を設け別
特別を掲げざるものにして通
用する條項を定めたるもの
なり

▲第一章 法例

とて此刑法及び單行法律によ
り罰則の設けらるるものに対す
る原則を定めたるものなり

●第一條

重罪と輕罪とを刑例第七條に定むる
主刑を以て輕罪と刑例第八
條に定むる主刑を以て重罪
と刑例第九條に定むる主刑
を以て

●第二條

此刑法及び他の單行法律によ
り罰則の設けらるるもの
に於て罰の如き所爲を爲したる時

隨頭傍訓刑法

釋義

刑法

第一編 總則

第一章 法例

第一條 凡法律ニ於テ罰ス可キ罪別テ三種ト爲ス

一 重罪

二 輕罪

三 違警罪

第二條 法律ニ正條ナキ者ハ何等ノ所爲ト雖モ之ヲ罰スルヲ
得ス

第三條 法律ハ頒布以前ニ係ル犯罪ニ及ホスヲ得ス
若シ所犯頒布以前ニ在テ未タ判決ヲ經サル者ハ新舊ノ法ニ比
照シ輕キニ從テ處斷ス

第四條 此刑法ハ陸海軍ニ關スル法律ヲ以テ論ス可キ者ニ適用

大阪 川原閑舟釋義

斯くの如く罰するを云々文が
もどきて如何なる事を書し
とも罪罰することと決して出
來ん止めたるあり△△注
意すへきと總て法文中「得ず、
得、可」の三語あり得ずとあ
りたるるとき禁止語として出
來ぬと止めざるものなりと知る
べく又得とありたるるときは任
意語として爲すも爲さざるも
勝手なりと意は任したるもの
と知るべし又可とありたる
ときは命令語として斯かきよ
と命令したるものれば如何
あらざるも其命令の通りせよ
ければならぬものと知るべし
此三語を總ての法律文中に在
る文字あれば初學者のみならず
凡人も難く能く知り置かざ
るべからざる語をれば茲に注
意し置かり

●第三條
本條を法律と既述し廻るべか
らずと云ふ原則を示したるも
のなり之れを對して明治十四
年十二月第八十一號を以て新
舊法比照例を頒布せり其本文
を附録法例に掲載したれば既
て見らるべし

スルーチ得ス

第五條 此刑法ニ正條ナクシテ他ノ法律規則ニ刑名アル者ハ各
其法律規則ニ從フ
若シ他ノ法律規則ニ於テ別ニ總則ヲ掲グガル者ハ此刑法ノ總
則ニ從フ

第二章 刑例

第一節 刑名

第六條 刑ハ主刑及ヒ附加刑ト爲ス

主刑ハ之ヲ宣告ス

附加刑ハ法律ニ於テ其宣告スル者ト宣告セサル者トテ定ム

第七條 左ニ記載シタル者ヲ以テ重罪ト主刑ト爲ス

- 一 死刑
- 二 無期徒刑
- 三 有期徒刑
- 四 無期流刑

●第四條

本條の主意を普通人と軍人と
の差違を示したるものなり何
とされれば軍人を國の屬屬と
して普通人を擁護するの義務あ
る者なれば自ら其責任を別
す故に普通人の罪とあらざる
ものも軍人の罪となることあり
り故に此特別を設けたるなり

●第五條

假令此刑法に規定し居る刑
罰を執行するに耐するの
明文あり故に此刑法のみにて
第二條の原則あれば耐する
ことを得ずと雖も他の出版條
例と云ふ法律規則は之を耐
する明文あれば此刑法にて
罪せざるも其法律規則ある以
上を罪せざるを得ざるなり其
然る所以を人智の進歩するに
從ひ法律も亦人智の進歩に伴
ふて改正せざるを得ざれば法
律を將來を豫知する能はず故に
此明文を茲に存し社會の惡事
を前除すんと期するあり然れ
ども其網則に至りては本法制
定後よ於て定むる法律は一々
原則を掲ぐれを重復たるを人
の記憶を煩ふされ恐れあれば

五 有期徒刑

六 重懲役

七 輕懲役

八 重禁獄

九 輕禁獄

第八條 左ニ記載シタル者ヲ以テ輕罪ノ主刑ト爲ス

一 重禁錮

二 輕禁錮

三 罰金

第九條 左ニ記載シタル者ヲ以テ違警罪ノ主刑ト爲ス

一 拘留

七 科料

第十條 左ニ記載シタル者ヲ以テ附加刑ト爲ス

一 剝奪公權

二 停止公權

若し總則を掲げざる法律規則
されど此刑法の原則と刑の大
原則を示したるものあれば此
原則は従ふべしと云ふ意あり

第二章 刑例

刑例と刑の種類を示したるも
のあり刑の種類は第一身体
及びその刑第二精神及びその
刑第三心及びその刑の三種と
爲す然れども此刑法を心及び
その刑を採らざるものあり

第一節 刑名

刑名と刑の輕重は因て其種
類を判別し知せしめん爲し命
したる名稱あり則ち此刑法第
六條より第十一條迄は規定し
たるものあり

第六條

刑は主刑と附加刑ある所以を
主刑を犯罪人の所爲を懲すも
の附加刑を其再犯を防ぐを目
的とし其刑の性質は仍りて其
効ある如く配刑するものあり
故に刑は因り附加刑あるもの
を無きものあるもの然し此刑
法は於て各明條の下に其附加
刑の有無を記したるべき之を
宣言すれども若し犯罪人の

三禁治産

四監視

五罰金

六沒收

第十一條

刑ヲ執行シ及ヒ犯人ヲ檢束スル方法細目ハ別ニ規則
ヲ以テ之ヲ定ム

第二節 主刑處分

第十二條

死刑ハ絞首ス但シ規則ニ定ムル所ノ官吏臨檢シ獄内
ニ於テ之ヲ行フ

第十三條

死刑ハ司法卿ノ命令アルニ非サレハ之ヲ行フヲ得
ス

第十四條

大祀令節國祭ノ日ハ死刑ヲ行フヲ禁ス

第十五條

死刑ノ宣告ヲ受ケタル婦女懷胎ナル時ハ其執行ヲ停
メ分娩後一百日ヲ經ルニ非サレハ刑ヲ行ハス

第十六條

死刑ノ遺骸ハ親屬故舊請フ者アレハ之ヲ下付ス但式

ヲ用ヒテ葬ルヲ許サス

第十七條

徒刑ハ無期有期ヲ分タス島地ニ發遣シ定役ニ服ス
有期徒刑ハ十二年以上十五年以下ト爲ス

第十八條

徒刑ノ婦女ハ島地ニ發遣セス内地ノ懲役場ニ於テ定
役ニ服ス

第十九條

徒刑ノ囚六十歳ニ滿ル者ハ通常ノ定役ヲ免シ其體力
相當ノ定役ニ服ス

第二十條

流刑ハ無期有期ヲ分タス島地ノ獄ニ幽閉シ定役ニ服
セス

第二十一條

無期流刑ノ囚五年ヲ經過スレハ行政ノ處分ヲ以テ
幽閉ヲ免シ島地ニ於テ地ヲ限リ住居セシムルヲ得有期流刑
ノ囚三年ヲ經過スル者亦同シ

第二十二條

懲役ハ内地ノ懲役場ニ入レ定役ニ服ス但六十歳ニ
滿ル者ハ第十九條ノ例ニ從フ

所爲罪を犯るるとき自ら附帶
すべき附加刑の定るれば取
つて宣告するの必要あらざる
べけれど此其區分を示し據
め既あらしめん爲め明記した
るものあり

第七條

重罪の主刑を示したるもの
あり

第八條

輕罪の主刑を示したるもの
あり

第九條

重罪の主刑を示したるもの
あり

第十條

附加刑の種類を示したるも
のあり

第十一條

刑の執行犯人檢束の方法を
行政官ニ屬する場合をきよめ
らざれば別ニ法律規則を以て
其方法細目を定むることを示
したるものあり其方法細目と目
下行政の監獄則と云ふあり

第二章 主刑處分

第六條より第九條に至る

死刑を如何に處分すべきかの
の事規定したるあり

●第十二條

死刑として生命を絶つべき刑を
如何にするかと言ふは昔も切
腹斬罪、火刑等他種酷なる
刑ありたると今日然る野蠻
なることを爲さずして死刑と
を施して殺首より昔を死刑と
行ふこと人目も綱る、處に於
て爲したるも今然る悲惨刑
辱を與へて絶つて獄内は於て之
れを執行し、其立會する人
を檢事、書記、典獄、執行獄吏、
請願親族故舊のみ之れ緩むる
はあらざるを守る所以あり

●第十三條

死刑と人の命を絶つものなれば
輕々之を執行すべからず若
し之を輕々に執行し、後其刑
人の無罪なることを如何に
て其命を復し得べきや一旦執
行したる以上を再び生還する
能ざるべし故に我政府と大
密院檢事法會を設けて死刑
執行の非常上告權を之れに許
し且つ本條を設けて司法權の
主權たる上旨則ち司法大臣の

命令あらざれば確定判決を受
けたるものと雖も死刑のみを
之れを行ふ能ざるものと定め
たるあり

●第十四條

死刑を全國民最大觀衆の當日
おれば死刑の如き處刑の所爲
を履行するに忍びざるを言を
曉たす故に本條の設ける所
以あり

●第十五條

婦女の罪非死刑と定りたる
とき見孕ければ其出産を
曉ち出産後尚ほ一百日を缺つ
て非ざれば死刑を執行せず
と定めたるものあり本條設定
の理由を罪一人に止まり孕
兒及びその母からざるものなれば
罪あり又産後一百日を缺つ
て生兒の乳育及母体の完全
を缺つ所以なり

●第十六條

死刑を成り終りたる者の死体
を親類或は其朋友等より於て葬
り度願あれば其體を歸して之
れを下り埋すことと定められ
たり然し下り埋されたる死体
を公然正式を以て葬送すること

重禁獄九年以上十一年以下輕禁獄ハ六年以上八年以下ト爲ス
重懲役ハ九年以上十一年以下輕懲役ハ六年以上八年以下ト爲
ス

第二十三條

禁獄ハ内地ノ獄ニ入レ定役ニ服セス

第二十四條

禁錮ハ禁錮場ニ留置シ重禁錮ハ定役ニ服シ輕禁錮
ハ定役ニ服セス

第二十五條

禁錮ハ重輕ヲ分タス十一日以上五年以下ト爲シ仍ホ各本條ニ
於テ其長短ヲ區別ス

第二十六條

罰金ハ二圓以上ト爲シ仍ホ各本條ニ於テ其多寡ヲ
區別ス

第二十七條

罰金ハ裁判確定ノ日ヨリ一月内ニ納完セシム若シ
限内納完セザル者ハ一圓ニ一日ヲ折算シ之ヲ輕禁錮ニ換フ其

第二十八條

一圓ニ滿サル者ト雖モ仍ホ一日ヲ計算ス

第二十九條

罰金ヲ禁錮ニ換フル者ハ更ニ裁判ヲ用ヒス檢察官ノ求ニ因リ
裁判官之ヲ命ス但禁錮ノ期限ハ二年ヲ過ルヲ得ス若シ禁錮
限内罰金ヲ納メタル時ハ其經過シタル日數ヲ扣除シテ禁錮ヲ
免ス親屬其他ノ者代テ罰金ヲ納メタル時亦同シ

第三十條

拘留ハ拘留所ニ留置シ定役ニ服セス其刑期ハ一日
以上十日以下ト爲シ尚各本條ニ於テ其長短ヲ區別ス

第三十一條

拘留ハ拘留所ニ留置シ定役ニ服セス其刑期ハ一日
以上十日以下ト爲シ尚各本條ニ於テ其長短ヲ區別ス

第三十二條

科料ハ五錢以上一圓九十五錢以下ト爲シ仍ホ各本
條ニ於テ其多寡ヲ區別ス

第三十三條

科料ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ納完セシム若シ限
内納完セザル者ハ第二十七條ノ例ニ照シ之ヲ拘留ニ換フ

第三節

附加刑處分

第三十一條

刑罰公權ハ左ノ權ヲ劍奪ス

第三十二條

一國民ノ特權

第三十三條

二官吏ト爲ルノ權

とを許さざるなり

第十七條 徒刑を以て刑に次ぐの重罪を犯せば之れを内地に送らば可し島地を以て定役を服せしむることを定めり而して徒刑は無期と有期の別あり無期と有期とを大赦又は赦罪等の恩典あるは非ざれば内地に歸るを得ざるも有期のものは十二年以上十五年以下の刑期終れば内地に歸ることを得るなり

第十八條

婦女を以て徒刑の刑に處せらるるものも島地に到らば内地の懲役場を以て定役を服せしむることをせり是れ婦女を身體腐蝕且つ男子の如く危病も少くければなり

第十九條

六十歳以上の者をして徒刑の刑に處せらるるものも老衰且つ身體腐蝕を以て壯者と同一く苦役せしむるを苦刑の至りあり故に通常の定役を免し其身體に極へ得べき後服せしむることとせり

第二十條

死刑を以て刑に次ぐの重罪を犯せば之れを内地に送らば可し島地を以て定役を服せしむることを定めり而して徒刑は無期と有期の別あり無期と有期とを大赦又は赦罪等の恩典あるは非ざれば内地に歸るを得ざるも有期のものは十二年以上十五年以下の刑期終れば内地に歸ることを得るなり

三勳章年金位記賞號恩給ヲ有スルノ權
四外國ノ勳章ヲ佩用スルノ權

五兵籍ニ入ルノ權

六裁判所ニ於テ証人ト爲ルノ權但單ニ事實ヲ陳述スルハ此限

ニ在ラズ

七後見人ト爲ルノ權但親屬ノ許可ヲ得テ子孫ノ爲メニスルハ

此限ニ在ラス

八分數者ノ管財人ト爲リ又ハ會社及ヒ共有財産ヲ管理スルノ

權

九學校長及ヒ教師學監ト爲ルノ權

第三十二條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス終

身公權ヲ剝奪ス

第三十三條 禁錮ニ處セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス現任ノ

官職ヲ失ヒ及ヒ其刑期間公權ヲ行フヲ停止ス

第三十四條 輕罪ノ刑ニ於テ監視ニ付シタル者ハ別ニ宣告ヲ用

ヒス監視ノ期間公權ヲ行フヲ停止ス

主刑ヲ免シテ止テ監視ニ付シタル者亦同シ

第三十五條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス其

主刑ノ終ルマテ自ラ財産ヲ治ムルヲ禁ス

第三十六條 流刑ノ囚幽閉ヲ免セラレタル時ハ行政ノ處分ヲ以

テ治産ノ禁ノ幾分ヲ免スルヲ得

第三十七條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス各

本刑ノ短期三分ノ一ニ等シキ時間監視ニ付ス

第三十八條 輕罪ノ刑ニ附加スル監視ハ之ヲ宣告ス但各本條ニ

記載スルノ外監視ニ付スルヲ得ス

第三十九條 死刑及ヒ無期刑ノ期滿免除ヲ得タル者ハ別ニ宣告

ヲ用ヒズ五年間監視ニ付ス

第四十條 監視ノ期限ハ主刑ノ終リタル日ヨリ起算ス主刑ノ期

滿免除ヲ得タル時ハ其捕ニ就キタル日ヨリ起算ス

若シ主刑ヲ免シテ止テ監視ニ付シタル時ハ其裁判確定ノ日ヨ

定むるあり

●第廿四條

禁錮を禁錮刑に監禁刑を留
置するものあり而して重禁錮
を定むるに服せしめ重禁錮を
禁錮刑として定むるに服せしめ
ざることを定むるあり

●第廿五條

禁錮、懲役、重禁錮等の犯罪人
よして定むるに服するものあり
や囚人労働より得る賃金を監
禁刑に定むる如く其儲け高の幾
分を囚人は與ふるあり然れど
も賃後百日は積たざるもの
其工賃を與へざることを定めり

●第廿六條

罰金と重禁錮中最も輕くして
禁錮するの必要なき罪に對し
科す刑名よして總て通貨を
納めしむるものとす本條を其
最下額を示したるものなり而
して罰金と刑として科する
ものと附加刑として科するも
のなきあり

●第廿七條

本條に罰金の納め期限と罰金
を納むべき實力なきもの
罰金を禁錮に換ふる場合の

り起算ス

第四十一條

監視ニ付セラレタル者其情狀ニ因り行政ノ處分ヲ
以テ假ニ監視ヲ免スルコトヲ得

第四十二條

加附ノ罰金ハ之ヲ宣告ス若シ一月内ニ納完セサル
時ハ第二十七條ノ例ニ照シ輕禁錮ニ換ヘ主刑滿限ノ後之ヲ執
行ス

第四十三條

左ニ記載シタル物件ハ宣告シテ官ニ沒收ス但法律
規則ニ於テ別ニ沒收ノ例ニ定メタル者ハ各其法律規則ニ從フ

一法律ニ於テ禁制シタル物件

二犯罪ノ用ニ供シタル物件

三犯罪ニ因テ得タル物件

第四十四條

法律ニ於テ禁制シタル物件ハ何人ノ所有ヲ問ス之
ヲ沒收ス犯罪ノ用ニ供シ及犯罪ニ因テ得タル物件ハ犯人ノ所
有ニ係リ又ハ所有主ナキ時ノ外之ヲ沒收スルコトヲ得ス

第四節 徵償處分

第四十五條 刑事ノ裁判費用ハ其全部又ハ幾分ヲ犯人ニ科ス但
其費用ノ額ハ別ニ規則ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條

犯人刑ニ處セラレ又ハ放免セラハルト雖モ被害者
ノ請求ニ對シ贖物ノ還給損害ノ賠償ヲ免カル、コトヲ得ス

第四十七條

數人共犯ニ係ル裁判費用贖物ノ還給損害ノ賠償ハ
共犯人ヲシテ之ヲ連帶セシム

第四十八條

裁判費用贖物ノ還給損害ノ賠償ハ被害者ノ請求ニ
因り刑事裁判所ニ於テ之ヲ審判スルコトヲ得若シ贖物犯人ノ手
ニアル時ハ請求ナシト雖モ直チニ之ヲ被害者ニ還付ス

第五節 刑期計算

第四十九條

刑期ヲ計算スルニ一日ト稱スルハ二十四時ヲ以テ
シ一月ト稱スルハ三十日ヲ以テシ一年ト稱スルハ曆ニ從フ受
刑ノ初日ハ時間ヲ驗セス一日ニ算入シ放免ノ日ハ刑期ニ算入
セス

第五十條

刑ハ裁判確定シタル後ニ非サレハ之ヲ執行スルコトヲ

手續及及び罰金と金納すへき
ものあれば他人より代納する
ことを得る旨を規定したるもの
あり本條中少く注意すべき
ものあり裁判確定と云ふ文字は
り裁判確定と云ふ文字は不服を
して終審を経て竟し不服を申
立てることを得ざることを裁判官
にありたることを確定と云ふ
●第廿八條
拘留と重禁錮の林刑よして
最も輕き罪あり故に定むる服
せし拘留所を留置し置くもの
とす
●第廿九條
科料、罰金と等しく金納すへ
きものあるも最輕の罪に科す
るを以て罰金と云ふ科料と
稱して其名稱を違へたるもの
あり
●第三十條
本條も又第二十七條と等しく
科料金の納付手續及實力なき
ものを拘留に換ふる場合且つ
他人より代納することを得る旨
を規定したるものあり

△第三節 附加刑處分

附加刑と主刑と相伴ふもの

云々本節其附加刑の處分を示したるものなり

第三十一條

刑罰公權は日本人民固有す處の權利又其名譽權等を奪ふことを云ふ○其日本人民の固有する權利又其名譽權等を奪はば罪を犯す刑に處せられたるもの本條以下に規定する如き差違を以て其罪の輕重を因り之れを酌量することを定めたるなり

第三十二條

本條に無期徒流刑有期徒流刑重懲禁獄重懲役を處せられたるべきを判官酌量して言ひ渡すなり○假令第三十一條に列記したる刑罰を酌量し得たるものもその規定したるものなり

第三十三條

重懲禁獄に處せられたるもの刑罰言渡すに於て言渡すに及ばざる官職を失ひ其刑の滿つる迄第三十一條に列記したる公權を行ふことを止むと規定したるものなり

第三十四條

重懲禁獄に處せられたる刑罰を言渡すに及ばざる官職を失ひ其刑の滿つる迄第三十一條に列記したる公權を行ふことを止むと規定したるものと假令刑法第二百二十六條に規定したる如く内亂の豫備又その陰謀を爲すと雖も未だ事を行はざる前は於て官職を失はざるものも本刑を免す六月以上三年以下の監禁を付すとの場合の如く刑罰を以て監禁のものを付するときは其監禁中公權を停止すと定めたるものなり

第三十五條

重罪に處せられたる者を裁判の言渡すに於て言渡さざるも其服役終る迄犯人自ら自分の財産を管理すると禁じたるものなり○管理と云ふは縮むとあり

第三十六條

本條に流刑に處せられたるもの刑罰を言渡したるときに犯人自己の財産の処分を處理することを免す規定あり○財産と云ふは自己の所有權ある物品を指す

得ス

第五十一條

刑罰ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算ス若シ上訴ヲ爲シタル者ハ左ノ例ニ從フ

- 一 犯人自ラ上訴シテ其上訴正當ナル時ハ前判宣告ノ日ヨリ起算ス若シ其上訴不當ナル時ハ公判宣告ノ日ヨリ起算ス
- 二 檢察官ノ上訴ニ係ル者ハ其上訴正當ナルト否トチ分タズ前判宣告ノ日ヨリ起算ス
- 三 上訴中保釋ヲ得又ハ責付セラレタル者ハ其日數ヲ刑期ニ算入スルヲ得ス

第五十二條

刑期限内逃走シ再ヒ捕ニ就キタル者ハ其逃走ノ日數ヲ除キ前後受刑ノ日ヲ計算ス

第六節 假出獄

第五十三條

重罪輕罪ノ刑ニ處セラレタル者獄則ヲ遵守シ檢改ノ狀アル時ハ其刑期四分ノ三ヲ經過スルノ後行政ノ處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スヲ得

無期徒刑ノ囚ハ十五年ヲ經過スルノ後亦同シ

流刑ノ囚ハ第二十一條ニ照シ幽閉ヲ免スルノ外假出獄ノ例ヲ用ヒス

第五十四條

徒刑ノ囚ハ假出獄ヲ許サルト雖モ尙ホ島地ニ居住セシム

第五十五條

假出獄ヲ許サレタル者ハ行政ノ處分ヲ以テ治産ノ禁ノ幾分ヲ免スルコトヲ得但本刑期限内特別ニ定メタル監視ニ付ス

第五十六條

假出獄中更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ直チニ出獄ヲ停止シ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入スルヲ得ス

第五十七條

刑期限内更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ假出獄ヲ許サス

第七節 期滿免除

第五十八條

刑ノ執行ヲ遅レタル者法律ニ定メタル期限ヲ經過スルニ因テ期滿免除ヲ得

買取物し或は他人と金錢貨物其他の契約を取結ぶ等の所爲を云ふ此所爲を禁するを治産の禁と云ふ

第三十七條

本條に規定の監禁期間を満了し或は一定の期間を付したるものと見做すべき期間を定めたるものより假令有期徒刑十二年を言渡されたるものあるとき之を以て附すべき監禁を四年ありとす何とされば有期徒刑十二年以上十五年以下の規定あり故に其短期十二年の三分一を以て四年あればあり

第三十八條

重罪に對して監禁を附すも輕罪に對して附せざるものあるを以て其附するものと之れを裁量會決し共ニ必ず實告す故に若し此刑法の各本條に於て監禁を附すに認議するもの、外を以て監禁を付すべからざるを規定せるあり

第三十九條

死刑及び無期徒刑に該するべき犯人刑の期滿免除又公訴の

期滿免除を得たることを本刑の執行を免るゝと雖も五ヶ年間の監禁に附するを規定したるなり○刑の期滿免除とを刑法第五十八條以下の規定を以て公訴の期滿免除とを刑車監禁法第八條以下に規定したる時效を云ふ其釋義を各條下に於て説明すべし

第四十條

本條に監禁期限の計算法を示したるものあり

第四十一條

本條に監禁に付せられたる者より其執行に宜しく再び罪を犯すの危険なきか又犯人の性格の輕重著るべきを認たるべきを特ニ其監禁を免するものとあるを示したるあり

第四十二條

罰金も主刑に附加刑の二種あり主刑たる罰金を完納せざるものより附すべき罰金第二十七條の規定あり本條に附加刑の罰金に附加刑の監禁と等しく罰金に於て必ず實告すべしと具し納額を定め且つ之れを完納せざることを禁するは罰金も主刑に於て然し附

第五十九條

主刑ハ左ノ年限ニ從テ期滿免除ヲ得

一 主刑ハ三十年

二 無期徒流刑ハ二十五年

三 有期徒流刑ハ二十年

四 重懲役重禁獄ハ十五年

五 輕懲役輕禁獄ハ十年

六 禁錮罰金ハ七年

七 拘留科料ハ一年

第六十條 剝奪公權停止公權及ヒ監禁ハ期滿免除ヲ得ス

附加ノ罰金ハ主刑ト共ニ期滿免除ヲ得

沒收ハ五年ヲ經テ期滿免除ヲ得但禁制物ハ期滿免除ノ限ニ在ラズ

第六十一條 期滿免除ハ刑ノ執行ヲ遅レタル日ヨリ起算ス若シ捕ニ就キ再ビ逃走シタル時ハ其逃走ノ日ヨリ起算シ關府裁判ニ係ル時ハ其宣告ノ日ヨリ起算ス

第六十二條 刑ノ執行ヲ遅レタル者ニ對シ逮捕ヲ命シタル時ハ最終ノ令狀ヲ出シタル日ヨリ期滿免除ヲ計算ス

第八節 復讐

第六十三條 公權ヲ剝奪セラレタル者ハ主刑ノ終リタル日ヨリ五年ヲ經過スルノ後其情狀ニ因リ將來ノ公權ヲ復スルヲ得

主刑ノ期滿免除ヲ得タル者ハ監禁ニ付シタル日ヨリ五年ヲ經過スルノ後亦同シ

第六十四條 大赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ直ニ復讐ヲ得特赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ赦狀中記載スルニ非レハ復讐ヲ得ス

赦ニ因テ復讐ヲ得タル者ハ自ら監禁ヲ免シタル者トス

第六十五條 復讐ハ勅裁ニ非サレハ之ヲ得可カラズ

第三章 加減例

第六十六條 法律ニ於テ刑ヲ加重減輕ス可キ時ハ後ノ數條ニ記載シタル例ニ照シテ加減ス但シ加テ死刑ニ入コトヲ得ス

第六十七條 重罪ノ刑ハ左ノ等級ニ照シテ加減ス

加の罰金を輕禁錮に換ふることを假令とす。茲に十五日の重禁錮と罰金五圓を附加せられたるものあらん。此場合、於て先づ主刑たる十五日の重禁錮を執行し、十六日ヨリ五日間の輕禁錮に減するものと定めたり。

●第四十三條

沒收するものと官に取上げざるものとを云ふ。然し但書の意、他の法律規則假令と酒稅規則、版印法等の如き單行法律に於て別は沒收法を掲げたるを各々其單行法律の定むる處に因り此刑法の總則たる本條を用ひずと云ふことを規定したるものあり。是れ此刑法と單行法律の沒收例相衝突せざることを處りての規定なり。○法律に於て禁制したる物件と偽造貨幣、造の貨幣、假造の文章、假造の度量衡等の如きもの○犯罪の用に供したる物件と人を殺し又その重傷盜を爲すに用ひたる刀劍及び其他の器具の如きもの○犯罪に因り得たる物件と重傷盜を爲したる爲め得る金品の如きを云ふ。

●第四十四條

本條と別條沒收に關する物件の處分法を定めたるものあり。

△第四節 徵價處分

本節と裁判費用及物の還給費等の賠償等を定めたるものあり。

●第四十五條

刑事裁判費用と證人鑑定人等の手當及び書類送達等に關する費用を云ふ。

●第四十六條

假令と他人の物を盜したる者の刑に處せらるゝも其盜み物と其人と返さざるを得ず。又た假令と一ツの煙草入を借りたるも盜たりとの疑ひを受け、裁判所が於て證據不充分にして無罪放免と成るも其煙草入と其持主と返し、倘ほ其人より損害ありとて請求するときは之を償ふべきを命ずるものと定めたるあり。○贓物と云ふスミモノ還給とストリカハムこと賠償とストリナイと云ふことあり。

●第四十七條

假令と六八にて物を盜みたる

一死刑

二無期徒刑

三有期徒刑

四重懲役

五輕懲役

第六十八條

國事ニ關スル重罪ノ刑ハ左ノ等級ニ照シテ加減ス

一死刑

二無期徒刑

三有期徒刑

四重禁錮

五輕禁錮

第六十九條

輕懲役ニ該ル者減輕ス可キ時ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處スルヲ以テ一等ト爲ス
輕禁錮ニ該ル者減輕ス可キ時ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處スルヲ以テ一等ト爲ス

第七十條

禁錮罰金ニ該ル者減輕ス可キ時ハ各本條ニ記載シタル刑罰金額ノ四分ノ一ヲ減スルヲ以テ一等ト爲シ其加重ス可キ時ハ亦四分ノ一ヲ加フルヲ以テ一等ト爲ス
輕罪ノ刑ハ加ヘテ重罪ニ入ルヲ得ス但禁錮ハ加ヘテ七年ニ至ルヲ得

第七十一條

禁錮ヲ減盡シタル時ハ拘留ニ處シ罰金ヲ減盡シタル時ハ科料ニ處ス禁錮罰金ヲ減シテ其短期十日以下寡數一圓九十五錢以下ニ及フ時ハ亦拘留科料ニ處スルヲ得

七十二條

拘留科料ニ該ル者加重ス可キ時ハ禁錮罰金ノ例ニ照シ其四分ノ一ヲ加減スルヲ以テ一等ト爲ス

違警罪ノ刑ハ加ヘテ輕罪ニ入ルコトヲ得ス但拘留ハ加ヘテ十日ニ至ルヲ得減シテ一日以下ニ降スヲ得ス科料ハ加ヘテ二圓四十錢ニ至ルヲ得減シテ五錢以下ニ降スコトヲ得ス

第七十三條

禁錮拘留ヲ加減スルニ因テ其期限ニ零數ヲ生シ一日ニ滿サル時ハ之ヲ除棄ス

とて其刑罰費用又其他の
 償ひ金等と連帶して返すこと
 定むるものなり○連帶とは假令
 び六人連帯して金六圓を償ふ
 べきとありとせんか此場合
 於て各六人が一人監獄宛出金
 すれば足れり○雖も六人中若
 一人或二人は於て其罰金
 を出す能わざるとき其者を
 除き殘る五人或四人にて其
 分をも引受け償ふべきなり○
 ざるを云ふ

●第四十八條

裁判費用損害賠償等の請求を
 済民事事關するものあれば民
 事裁判所に出訴せざるべから
 ず然れども本條之例が例外
 を示し刑事關連す其民事所
 所於て審判せんことを求むる
 ことを得せしめたるなり○又贓
 物とてメヌミ物の犯人の手
 あるとき被審者の請求も
 も之れを其主と返すべしと定
 めたり

△第五節 刑罰計算

本節の刑の期間の如きはる方
 を定むるものなり

第七十四條 附加ノ罰金ハ主刑ニ從テ加減シ其金額ノ四分ノ一
 ナ加減スルヲ以テ一等ト爲ス若シ減盡シタル時ハ止テ主刑ヲ
 科ス

第四章 不論罪及ヒ宥恕減輕

第一節 不論罪及ヒ宥恕減輕

第七十五條 抗拒ス可カラサル強制ニ遇ヒ其意ニ非サルノ所爲

ハ其罪ヲ論セス

天災又ハ意外ノ變ニ因リ避ケ可カラサル危難ニ遇ヒ自己若ク

ハ親屬ノ身體ヲ防衛スルニ出タル所爲亦同シ

第七十六條 本屬長官ノ命令ニ從ヒ其職務ヲ以テ爲シタル者

ハ其罪ヲ論セス

第七十七條 罪ヲ犯スノ意ナキ所爲ハ其罪ヲ論セス但法律規則

ニ於テ別ニ罪ヲ定メタル者ハ此限ニ在ラス

罪ト爲ル可キ事實ヲ知ラスシテ犯シタル者ハ其罪ヲ論セス罪

本重カル可クシテ犯ス時知ラサル者ハ其重キニ從テ論スル

ヲ得ス

法律規則ヲ知ラサルヲ以テ犯スノ意ナシト爲スヲ得ス

第七十八條 罪ヲ犯ス時知覺精神ノ喪失ニ因テ是非ヲ辨別セサ

ル者ハ其罪ヲ論セス

第七十九條 罪ヲ犯ス時十二歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ論セス但滿

八歳以上ノ者ハ情狀ニ因リ滿十六歳ニ過キザル時間之ヲ懲治

場ニ留置スルヲ得

第八十條 罪ヲ犯ス時滿十二歳以上十六歳ニ滿サル者ハ其所爲

是非ヲ辨別シタルト否トヲ審案シ辨別ナクシテ犯シタル時ハ

其罪ヲ論セス但情狀ニ因リ滿二十歳ニ過キザル時間之ヲ懲治

場ニ留置スルヲ得

若シ辨別アリテ犯タル時ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ二等ヲ減ス

第八十一條 罪ヲ犯ス時滿十六歳以上二十歳ニ滿サル者ハ其罪

ヲ宥恕シテ本刑ニ一等ヲ減ス

第八十二條 落座者罪ヲ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情狀ニ因

●第四十九條

刑罰とて刑に處せられたる間
 を云ふ計算とてカソヘル事故
 免とてユルサルこと本條を
 設けたる所以なり○月、年、日
 長短の別あり故に之れは一定
 の標準を定めざれば大ひに不
 都合あり故に一日を二十四時
 と定め月を大小あるも總て一
 月を三十日と定め年を平年と
 閏年の別ありても總て閏年平
 年を別たさず暦の定むる處を以
 て大ひに刑罰計算上の誤謬
 を防ぎたるものなり

●第五十條

總ての刑を犯人は於て最早不
 服の點より一又裁判所も此
 刑を必らず執行せざるべし
 双方の一方は於て強かき定ま
 りたる上、或は強かき執行す
 るとの出来ざるを定めたるも
 のなり如何とせれば犯人の懲
 戒をからんと欲すればなり
 故に若し犯人第一審に不服を
 るるとき控訴し或は上告す
 るを得る道を開きあれば犯
 人第一審の第一審に不服ある
 此第一審の判決を以て未だ犯
 人の不服あるや否定せらるる

期間中の執行を爲す如きを
押戻り故に本條を設けたる
あり

第五十一條

刑罰を執行するに當り
の日に初めとしてすべきを
定め又犯人第一審に不服して
上訴するときは又その犯人に不服
を爲さざるも檢察官の不服ある
ときは及び犯人保釋責任等を許
するあるときはの刑罰執行方を
定めたるものあり○上訴とて
控訴上告を云ひ△檢察官とて
控訴を云ひ△保釋とて官署の許
可を願ひ金を納めて出獄を許
さるゝを云ひ△費用とて官署
より出獄を許さるゝを云ふ故に
費用を官署に納むるを要せ
ざるものと知るべし

第六十二條

本條を刑罰中ニシテハシリを爲
し再び捕へられたるもの、刑
罰を執行するの法を示したる
ものあり

第六節 假出獄

假出獄とて未だ刑罰中あるも
假し出獄を許さるゝ法を示し
たるものあり

第五十三條

重罪輕罪の罪を犯し刑に處
られたるものも改心して獄内
の規則を守り行狀方正再び惡
事を爲さずと認めらるゝ時
假令十年の懲役を處せられ
たるものもれば其刑罰の四分
の一則ち七年半無期懲役を十
五年もれば出獄を許さるゝも
り流刑に當り第一條に無期も
れば五年有期もれば三年すれば
幽閉を免するの規定あれば本
條を用ひずと定めたるあり

第六十四條

本條を徒刑の囚人を假出獄を
許さるゝ内地へ歸へることを
許されず然し有期あるときは
本刑罰の刑罰を經れば内地へ
歸るを許さるゝ勿論あり

第五十五條

本條を假出獄を許されたるも
のよりて若し財産の禁を許さ
るれば統計を立つるを得され
ば其全部の賄分を許すと定め
且つ假出獄者を特別の監視を
付するものと定められしり

第六十六條

本條を假出獄を許されらば

リ五年ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルヲ得

第八十三條 違警罪ハ滿十六歲以上二十歲ニ滿サル者ト雖モ其
罪ヲ宥恕スルヲ得ス

滿十二歲以上十六歲ニ滿サル者ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ一等
ヲ減ス十二歲ニ滿サル者及ヒ瘡腫者ハ其罪ヲ論セス

第八十四條 此節ニ記載スルノ外特別ノ不諭罪宥恕減刑ハ各本
條ニ於テ之ヲ記載ス

第二節 自首減刑

第八十五條 罪ヲ犯シ事未ダ發覺セザル前ニ於テ官ニ自首シタ
ル者ハ本刑ニ一等ヲ減ス但謀殺殺故殺ニ係ル者ハ自首減刑ノ限
ニ在ラス

第八十六條 財産ニ對スル罪ヲ犯シタル者自首シテ其贓物ヲ還
給シ損害ヲ賠償シタル時ハ自首減等ノ外仍ホ本刑ニ二等ヲ減
ス其全部ヲ還償セスト雖モ半數以上ヲ還償シタル時ハ一等ヲ
減ス

第八十七條 財産ニ對スル罪ヲ犯シ被害者ニ首服シタル者ハ官
ニ自首スルト同ク前二條ノ例ニ照シテ處斷ス

第八十八條 此節ニ記載スルノ外本條別ニ自首ノ例ヲ掲ケタル
者ハ各其本條ニ從フ

第三節 酌量減刑

第八十九條 重罪輕罪違警罪ヲ分タス所犯情狀原諒ス可キ者
ハ酌量シテ本刑ヲ減輕スルヲ得

法律ニ於テ本刑ヲ加重シ又ハ減輕ス可キ者ト雖モ其酌量ス可
キ時ハ尙ホ之ヲ減輕スルコトヲ得

第九十條 酌量減輕ス可キ者ハ本刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス

第九十一條 先ニ重罪ノ刑ニ處セラレタル者再犯重罪ニ該ル時
ハ本刑ニ一等ヲ加フ

第九十二條 先ニ重罪輕罪ノ刑ニ處セラレタル者再犯輕罪ニ該
ル時ハ本刑ニ一等ヲ加フ

再び犯罪を爲すもの或は其
其假出獄を取消したる上假出
獄中の時日ノ刑期ヲ減入レ
ざることを定めたり

第五十七條

本條ニ假令ニ重罪ヲ犯シ夫れ
が爲め懲役ニ付シ其懲役
中ニ其罪を爲したるとき
決して其刑期中假出獄の恩典
を與へざることを示したるあり

第七節 期滿免除

期滿免除とは法律ニ定めたる
年數を經れば社會其人の惡事
を忘念するものありと推測し
て其罪の輕重ニ因リ法律ニ定
めたる年數を經れば懲役或は
禁錮せらるゝも無罪として
免除するを言ふを指示したる
ものなり

第五十八條

本條ニ刑ニ處せらるるを知リ逃
け走りたる者ニ法律ニ定め
たる年數を過ぎたるときは刑
ニ處せざることを定めたるあり

第五十九條

本條ニ主刑ニ就て定めたる期
滿免除の年數を示したるあり

第六十條

本條ニ附加の罰金ニ主刑と共
ニ期滿免除を得れども其他の
附加刑及び法律ニ禁錮した
る物件を期滿免除を得ざる旨
を定めたり而して尙ほ犯罪ニ
因リ没收すべき物件を五年を
過ぐれば期滿免除を得る旨を
定めたり

第六十一條

本條ニ期滿免除の費用方を定
めたるものあり

第六十二條

本條ニ期滿免除の費用方ニ對
する例外を示したるものあり
刑とされば罪若し極惡あると
きと決して期滿免除の恩典を
與ふべからざるなり假令は死
刑ニ當る極惡と社會の惡意
得られざるものあれば假令は
毎年之れが逮捕の令狀を發す
るにあらざらん

第八節 復讐

本條ニ主刑ニ假出獄あり而
も假免ある如く其品行方正改
悛の情顯著ある者は公權を復
するを定めたるものあり

第六十三條

公權を剝奪せられたる重罪犯
人ニ主刑を終り出獄した

第九十三條 先ニ違警罪ノ刑ニ處セラレタル者再犯違警罪ニ該
ル時ハ本刑ニ一等ヲ加フ但一年內再其違警罪裁判所ノ管轄地
内ニ於テ犯シタル時ニ非サレハ再犯ヲ以テ論スルコトヲ得ス

第九十四條 再犯加重ハ初犯ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ之ヲ論
スルコトヲ得ス

第九十五條 刑期限内再ヒ罪ヲ犯スニ因リ刑ヲ宣告シタル時ハ
先ツ其定役ニ服ス可キ者ヲ執行シ定役ニ服セサル者ヲ後ニス
若シ初犯再犯共ニ定役ニ服スル刑ニ該ル時又ハ共ニ定役ニ服
セサル刑ニ該ル時ハ先ツ其重キ者ヲ執行ス罰金科料ニ該ル者
ハ順序ニ拘ハラス各之ヲ懲收ス

第九十六條 陸海軍裁判所ニ於テ判決ヲ經タル者及ヒ重罪輕罪
ヲ犯シタル時ハ初犯ノ罪法律ニ從ヒ處斷シタル者ニ非サレハ
再犯ヲ以テ論スルコトヲ得ス

第九十七條 大赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ及ヒ罪ヲ犯スト雖モ
再犯ヲ以テ論スルコトヲ得ス

第九十八條 三犯以上ノ者ト雖モ其加重ノ法ハ再犯ノ例ニ同シ

第六章 加減順序

第九十九條 罪ノ情狀ニ因リ總則ニ照シ同時ニ本刑ヲ加重減輕
ス可キ時ハ左ノ順序ニ從テ其刑名ヲ定ム但從犯及ヒ未遂犯罪
ノ減等其他本條ニ記載スル特別ノ加重減輕ハ其加減シタル者
ヲ以テ本刑ト爲ス

- 一 再犯加重
- 二 宥恕減輕
- 三 自首減輕
- 四 酌量減輕

第七章 數罪俱發

第一百條 重罪輕罪ヲ犯シ未タ判決ヲ經スニ罪以上俱ニ發シタル
時ハ一ノ重キニ從テ處斷ス

重罪ノ刑ハ刑期ノ長キ者ヲ以テ重ト爲シ刑期ニ等シキ者ハ定
役アル者ヲ以テ從ト爲ス

る特行状方正あるものあるとき五年一其後公権を復するを定めたるより△第二項を設け重懲役を當るべきものとして逃走して五年の後捕縛せらるるか又は自首したるときを罰し其付したる日より五年を經れば公権を復すべしと定めたるあり

第六十四條

本條を大赦として日本國に瑞喜の事生じたるるときは總て罪人の罪を免すとも斯る處事公因て罪を許されたるものも其公権を復したりと認むと定められり△又特赦として或罪人の公権を復したりと認め公権を許すに其特赦狀を復権を許すと記載せられれば公権を復権を免れたるものとせずと定めたり△又赦免して復権を得たる者を監視も其公権を復したりと思ふべしと定めたり

第六十五條

本條を復権と天皇陛下の御許しにあらざれば之れを許されたるものと認められざることを定めたり

第三章 加減例

本條を罪の輕重又は罪犯の撰擇に因り其罪を定むる加減をすする方法を定めたるあり

第六十六條

罪の輕重を其情狀に因りて加減せんとするときは第六十七條以下の法に因るべきことを定めたり而して罪重くして充分に加へるも死刑に當らざる本刑のものに死刑を處するごとく出來んと止めたり

第六十七條

本條を罪を加減するの標準を定めたるものあり

第六十八條

本條を國事犯に就て罪を加減するの標準を定めたるものあり因て前條を常事犯のもの標準ありと知るべし

第六十九條

本條を重罪より減輕して輕罪に入らざるべきの標準を定めたるものあり

第七十條

本條を輕罪に就て罪を加減するの標準を定めたるものあり而して刑を加重するも輕罪を

輕罪ノ刑ハ其所犯情狀最モ重キ者ニ從テ處斷ス

第一百一條 違警罪ニ罪以上俱ニ發シタル時ハ各其刑ヲ科ス若シ

重罪又ハ輕罪ト俱ニ發シタル時ハ一ノ重キニ從フ

第一百二條 一罪前ニ發シ已ニ判決ヲ經テ餘罪ノ後ニ發シ其輕ク

若シクハ等シキ者ハ之ヲ論セス其重キ者ハ更ニ之ヲ論シ前發

ノ刑ヲ以テ後發ノ刑ニ通算ス但前發ノ刑罰金科料ニ該リ己ニ

納完シタル者ハ第二十七條ノ例ニ照シ折算シテ後發ノ刑期ニ

通算ス

若シ前發ノ罪ヲ判決スル時未タ發セサル罪再犯ノ罪ト俱ニ發

シタル者ハ其再犯ト比較シ一ツノ重キニ從ヒ前發ノ刑ヲ通算

セス

第一百三條 數罪俱ニ發シ一ツノ重キニ從フ時ト雖モ其沒收及ヒ

徵價ノ處分ハ各本法ニ從フ

第九章 數人共犯

第一節 正犯

第一百四條 二人以上現ニ罪ヲ犯シタル者ハ皆正犯ト爲シ各自ニ

其刑ヲ科ス

第一百五條 人ヲ教唆シテ重罪輕罪ヲ犯シタル者亦正犯ト爲ス

第一百六條 正犯ノ身分ニ因リ別ニ刑ヲ加重ス可キ時ハ他ノ正犯

從犯及ヒ教唆者ニ及ボスヲ得ス

第一百七條 犯人ノ多數ニ因リ刑ヲ加重ス可キ時ハ教唆者ヲ算入

シテ多數ト爲スヲ得ズ

第一百八條 事ヲ指定シテ犯罪ヲ教唆スルニ當リ犯人教唆ニ乘シ

其指定シタル以外ノ罪ヲ犯シ又ハ其現ニ行フ所ノ方法教唆者

ノ指示シタル所ト殊ナル時ハ左ノ例ニ照シテ教唆者ヲ處斷ス

一 所犯教唆シタル罪ヨリ重キ時ハ止テ其指定シタル罪ニ從テ

刑ヲ科ス

二 所犯教唆シタル罪ヨリ輕キ時ハ現ニ行フ所ノ罪ニ從テ刑ヲ

科ス

第二節 從犯

重罪と爲すを止めたり

●第七十一條 本條ヲ輕罪を減して重罪の罪圖に入るときを許したるものあり

●第七十二條 本條ヲ重罪を加減例すべき罪圖を示したるものあり而して重罪を加へて輕罪に入るときを許す又重罪を減するも其最下點より以下に減するを得ざる旨を示しるものなり要すると本條と異なるものを減して罪なきものとすることを得ざることを示したるものあり

●第七十三條 本條を加減上より生ずる罪圖を罪人せざることを示したり

●第七十四條 本條ヲ附加刑罰金の加減標準を示したるものあり而して附加刑罰金の減して減額一箇無かるるときを附加せざることを定めたるものあり

●第七十五條 第一項に假令は我れを殺さんとする者我れより其力量強き故彼を殺さしめ我れ殺さん多し以て免れんとし彼れを殺すの意なきも止むを得ず殺したる如きを云ふ△天災と地獄洪水等の如きを云ふ△意外の變と火災又舟の覆へる如きを云ふ△斯の如きとありて他人を殺し又を傷けざれば既服又は自分の命を全ふする能はざることを爲したる罪を罪とあらすを定めたるものあり

●第七十六條 假令は假令又は暴動等のありたるとき將官又は警部の如き上官が彼れを切れ又を打て兵卒又は巡査を命じ兵卒巡査職務あるを以て其命の如く爲

●第四章 不論罪及ヒ減輕 本條ヲ罪の情狀ニ因り罪とあらざる罪圖と罪の情狀ニ因り

●第九條 未遂犯罪 第九條 未遂犯罪

●第十條 親屬例 第十條 親屬例

●第十一條 罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ其豫備ヲ爲スト雖モ未タ其事ヲ行ハザル者ハ本條別ニ刑名ヲ記載スルニ非サレハ其刑ヲ科セス

●第十二條 罪ヲ犯サントシテ已ニ其事ヲ行フト雖モ犯人意外ノ障礙若クハ弊錯ニ因リ未タ遂ケサル時ハ已ニ遂ケタル者ノ刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス

●第十三條 重罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ前條ノ例ニ照シテ處斷ス

●第十四條 輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ゲサル者ハ本條別ニ記載スルニ非サレハ前條ノ例ニ照シテ處斷スルヲ得ス

●第十五條 違警罪ヲ犯サントシテ未タ遂ゲサル者ハ其罪ヲ論セス

●第十六條 此刑法ニ於テ親屬ト稱スルハ左ニ記載シタル者ヲ云フ

一 祖父母父母夫妻

一 子孫及ヒ其配偶者

三 兄弟姉妹及ヒ其配偶者

四 兄弟姉妹ノ子及ヒ其配偶者

五 父母ノ兄弟姉妹及ヒ其配偶者

六 父母ノ兄弟姉妹ノ子

●第十七條 假令は假令又は暴動等のありたるとき將官又は警部の如き上官が彼れを切れ又を打て兵卒又は巡査を命じ兵卒巡査職務あるを以て其命の如く爲

一たるべき其所爲罪たるも之を罰すに定むたり

第七十七條

罪を犯す意なき所爲とて假令山樵の斧を以て樹上を木を伐るとき其斧柄を離れ飛ぶ其處入道にあらざるも偶々通行人ありて之を傷くる等のことを云ふ然し斯くなることを別途法律を以て罪すべき規定あれば其法律に因らざるべからざることを定めたるあり又人の妻たる事を知らずして姦通したるとき其罪を問はず△平民たりと思ひて殴打したる△皇族なりしが如きも矢張り平民を殴打したる如き罪を以て刑に處するが如きを云ふ

第七十八條

發狂人又は泥酔して情覺力を失ひたるもの爲したることを之を問はずと定めたり

第七十九條

十二歳以下の幼者を總て情覺力薄弱ものめれば之を犯すも其罪を問はざるあり然れども又將來を戒むべき必要あれば懲役の方法を示したるあり

第八十條

十二歳以下十六歳の幼者を既に多少の辨別心あるを以て其有無を辨かして之れが情狀を因り二十才迄懲治の方法を用ひ將來を懲戒するを定め而して若し完全の辨別心ありて爲したる者は丁年者より二等を減して懲罰するを定めむ

第八十一條

本條で十六歳以上二十歳以下ある者は既に辨別心も稍や備ふる者と認めれば丁年者より一等を減すと定めたるあり

第八十二條

癡癡者を生質耳聾一充來智識を備ふ能ざるものめれば未だ丁年と丁年とを論せず其罪を問はず然れども其所爲重く且つ惡むべきものあるときは五年を限りとして將來を懲戒すべきと定められたり

第八十三條

違背罪を多く行政上の犯罪あれば幼者を雖も有罪せず然れども十二才に満たざるもの及癡癡者幼者の最下位にあるものめれば其罪を論せずと定め

七配偶者ノ祖父母父母

八配偶者ノ兄弟姉妹及其配偶者

九配偶者ノ兄弟姉妹ノ子

十配偶者ノ父母ノ兄弟姉妹

第百十五條 祖父母ト稱スルハ高曾祖父母外祖父母同シ父母ト稱スルハ繼父母嫡母同シ子孫ト稱スルハ庶子ハ玄孫外孫同シ兄弟姉妹ト稱スルハ異父異母ノ兄弟姉妹ニ同シ

養子其養家ニ於ル親屬ノ例ハ實子ニ同シ

第二編 公益ニ關スル重罪輕罪

第一章 皇室ニ對スル罪

第百十六條 天皇三后皇太子ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス

第百十七條 天皇三后皇太子ニ對シ不敬ノ所爲アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第百十八條 皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處ス其危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期徒刑ニ處ス

第百十九條 皇族ニ對シ不敬ノ所爲アル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第百二十條 此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第二章 國事ニ關スル罪

第一節 内亂ニ關スル罪

第百二十一條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルヲ目的ト爲シ内亂ヲ起タル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 首魁及ヒ教唆者ハ死刑ニ處ス

二 群衆ノ指揮ヲ爲シ其他樞要ノ職務ヲ爲シタル者ハ無期徒刑ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

二處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

●第八十四條

不倫罪及び宥恕減軽ニ二種あり... 本條ニ掲げたるもの之れあり而して其特別なるもの... 其刑の性質ニ因りてするも... 本條規定のものに犯人の性質ニ因りて定めたるものと知るべし

△第二節 自首減軽

本節に犯人罪を犯し未だ既成されざるに悔悟して官に申出る者其罪を減軽すること定めたるなり

●第八十五條

罪を犯し官に知られざる間に申出づるもの其人を殺せし罪の外に總て一等を減ずると定めたり

●第八十六條

假令は窃盜あり未だ知られざる間に官に申出て其盜たる物を返へし併し被害者の損失を償へば自首減軽の外に二等を減すと定めたり又其盜したる物及損失の半額以上を返したるときも一等を減すと定めたり

三兵器金銀ヲ資給シ又ハ賭博ノ職務ヲ爲シタル者ハ重禁獄ニ處シ其情輕キ者ハ輕禁獄ニ處ス

四殺傷ニ乘シテ附加隨行シ又ハ指揮ヲ受ケテ雜役ニ供シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第百二十二條 内亂ヲ起スノ目的ヲ以テ兵器彈藥船舶金銀其他軍備ノ物品ヲ劫掠シタル者ハ己ニ内亂ヲ起タル者ノ刑ニ同シ

第百二十三條 政府ヲ變亂スルノ目的ヲ以テ人ヲ謀殺シタル者ハ兵ヲ擧ルニ至ラスト雖モ内亂ト同ク論シ其殺傷者及ヒ下手者ヲ死刑ニ處ス

第百二十四條 前三條ノ罪ハ未遂犯罪ノ時ニ於テ乃本刑ヲ科ス

第百二十五條 兵隊ヲ招募シ又ハ兵器金銀ヲ準備シ其他内亂ノ豫備ヲ爲タル者ハ第百二十一條ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス内亂ノ陰謀ヲ爲シ未タ豫備ニ至ラサル者ハ各二等ヲ減ス

第百二十六條 内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲スト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ於テ官ニ自首シタル者ハ本刑ヲ免シ六月以上三年

以下ノ監視ニ付ス

第百二十七條 内亂ノ情ヲ知テ犯人ニ集會所ヲ給與シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第百二十八條 内亂ニ乘シテ人ノ身體財産ニ對シ内亂ノ目的ニ關セサル重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ通常ノ刑ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第二節 外患ニ關スル罪

第百二十九條 外國ニ與シテ本國ニ抗敵シ又ハ外國ト交戰中同盟國ニ抗敵シ其他本國ニ背叛シテ敵兵ニ附屬シタル者ハ死刑ニ處ス

第百三十條 交戰中敵兵ヲ誘導シテ本國管内ニ入ラシメ若クハ本國及ヒ同盟國ノ都府城塞又ハ兵器彈藥船艦其他軍事ニ關スル土地家屋物件ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス

第百三十一條 本國及ヒ同盟國ノ軍情機密ヲ敵國ニ漏泄シ若クハ兵隊屯集ノ要地又ハ道路ノ險夷ヲ敵國ニ通知シタル者ハ無

●第八十七條

本條に假令は強盜竊盜等にして其自己が盜したる人其罪を罰し盜ミし物を返したるときも矢張り前條の如く其罪を減ずとせり

●第八十八條

本條に此節に於て自首減軽の法を定めたりと雖も各本條に就て更らば明記あるものも其各本條の自首減軽例に従ふとを示したるなり

△第三節 酌量減軽

本節に罪の性質惡意少く且つ社會を害する少きものも付し其情狀を酌量して減軽するの法を示したるものなり

●第八十九條

本條に酌量減軽の規定を示したるものあり而して本條に假令自首して一等を減ししれたるものも酌量すべき情狀あれば自首減軽の上併し一等或は二等を減し得らるる事を定めたるなり

▲第五章 再犯加重

本章に二度或は三度も重罪

て罪を犯す如き悪人こそ普通より罪を重く加へるの標準も定めたるものあり

●第九十一條 本條を一度重罪を犯したるもの再び重罪を犯したる者の加重例を示したるものなり

●第九十二條 本條を一度重罪或ひは輕罪を犯し再び輕罪を犯したる者の加重例を定めたるものあり

●第九十三條 犯罪を多く行政取締上の犯罪として時を所とて因り差違あるものあれば本條但書を設けたる所以あり

●第九十四條 本條を再犯加重と數罪俱發との差違分解を示したるものなり

●第九十五條 本條を再犯に係る刑の執行の順序を定めたるものなり

●第九十六條 本條を軍律と普通律との分解を定めたるものあれば陸海軍刑法に於て將軍犯を以て罰せられたる者も非ざれば普通律たる此刑法の再犯を以て論ず

期流刑ニ處ス

敵國ノ間諜ヲ誘導シテ本國管内ニ入ラシメ若クハ之ヲ藏匿シタル者亦同シ

●第三百二十二條 陸海軍ヨリ委任ヲ受ケ物品ヲ供給シ及ヒ工作ヲ爲ス者交戦ノ際敵國ニ通謀シ又ハ其賂遺ヲ收受シテ命令ニ違背シ軍備ノ缺乏ヲ致シタル時ハ有期流刑ニ處ス

●第三百二十三條 外國ニ對シ私ニ戰端ヲ開キタル者ハ有期流刑ニ處ス其豫備ニ止ル者ハ一等又ハ二等ヲ減ス

●第三百二十四條 外國交戦ノ際本國ニ於テ局外中立ヲ布告シタル時其布告ニ違背シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

●第三百二十五條 此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第三章 靜謐ヲ害スル罪 第一節 兇徒聚衆ノ罪

●第三百二十六條 兇徒多衆ヲ聚シ暴動ヲ謀リ官吏ノ説諭ヲ受ケルト雖モ仍ホ解散セサル者首魁及ヒ教唆者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス附和隨行シタル者ハ二圓以上五圓以下ノ罰金ニ處ス

●第三百二十七條 兇徒多衆ヲ聚シテ官廳ニ喧鬧シ官吏ヲ強迫シ又ハ村市ヲ騷擾シ其他暴動ヲ爲シタル者首魁及ヒ教唆者ハ重懲役ニ處ス其煽聚ニ應シ煽動シテ勢ヲ助タル者ハ輕懲役ニ處シ其情輕キ者ハ一等ヲ減ス附和隨行シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

●第三百二十八條 暴動ノ際人ヲ殺死シ若ハ家屋船舶倉庫等ヲ燒燬シタル時ハ現ニ手ヲ下シ及ヒ火ヲ放ツ者ヲ死刑ニ處ス

●第三百二十九條 官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪 首魁及ヒ教唆者情ヲ知テ制セサル者亦同シ

●第三百三十條 官吏ノ職務ヲ以テ法律規則ヲ執行シ又ハ行政司法官署ノ命令ヲ執行スルニ當リ暴行脅迫ヲ以テ其官吏ニ抗拒

るとを得ずと定めたるものあり

●第九十七條 大赦と特別の恩典と出でたるものによりて大赦と出でたるもの其罪の消滅し遂に既に無罪の人と成り替りたれば再び罪を犯し再犯を以て加重せずと定めたり

●第九十八條 再犯と二度罪を犯すと云ふとされども三犯又は四犯と懲同犯するものを加重するよと再犯者の如く一等を加ふるのみと定められたるものあり

●第九十九條 本條の意を假令は先き一罪を犯したる者再び罪を犯し自ら首たり而し其罪の情狀有懸すべく又酌量すべきあれば先づ各本條の刑を完し再犯を以て一等を加へ而し後亦有懸するよ因て一等を減し次に自首し因り一等を減し次に又酌量して一等を減する如く順次加重減輕すべしと定めたり是

刑の適用錯誤に因り過誤を
からんと定め

▲第七章 數罪俱發
本章を數罪一時に發するときは
の處罰法を定めたるなり

●第百條
本條を數罪共に發したるとき
は如何に處罰すべきを示し
たるものあり△茲に注意すべ
き點は數罪俱發と再犯の別之れ
あり數罪俱發を判決を經ざる
罪並ひ顯るゝか又は舊罪顯
顯の時を云ひ再犯を一罪既
判決を經て確定し後又一罪
を犯すものを云ふ

●第百一條
濫罰罪を多く行政取締上の犯
罪にて最も輕きものあり故に
二罪並び發するも各別其罪
を問ふとあり然し重懲罪の如
き重き罪と並ひ顯るゝときは
之を併り重き刑をのぞき

●第百二條
本條を犯罪人の舊罪顯るる
ときは處分標準を定めたるも
のあり△第三項を舊罪初犯の
時發せし再犯の時其は露顯
したるときは處分法を定めたる
なり

シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓
以下ノ罰金ヲ附加ス

暴行脅迫ヲ以テ其官吏ノ爲ス可カラサル事件ヲ行ハシメタル
者亦同シ

第百四十條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ官吏ヲ毆傷シタル者ハ毆打劍
傷ノ各本條ニ照シ一等ヲ加ヘ重キニ從テ處斷ス

第百四十一條 官吏ノ職務ニ對シ其目前ニ於テ形容若クハ言語
ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓
以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書圖書又ハ公然ノ演說ヲ以テ侮
辱シタル者亦同シ

第三節 囚徒逃走ノ罪及ヒ罪人ヲ藏匿スル罪

第百四十二條 已決ノ囚徒逃走シタル者ハ一月以上六月以下ノ
重禁錮ニ處ス

若シ獄舎獄具ヲ毀壞シ又ハ暴行脅迫ヲ爲シテ逃走シタル者ハ

三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

第百四十三條 已決ノ囚徒逃走シ罪ヲ犯スト雖モ再犯ヲ以テセ
ス其刑期限内再ヒ逃走シタル者ハ再犯ヲ以テ論ス

第百四十四條 未決ノ囚徒入監中逃走シタル者ハ第百四十二條
ノ例ニ同シ但原犯ノ罪ヲ判決スル時ニ於テ數罪俱發ノ例ニ照
シテ處斷ス

第百四十五條 囚徒三人以上通謀シテ逃走シタル時ハ第百四十
二條ノ例ニ照シテ各一等ヲ加フ

第百四十六條 囚徒ヲ逃走セシムル爲メ兇器其他ノ器具ヲ給與
シ又ハ逃走ノ方法ヲ指示シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁
錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス因テ囚徒ノ逃走
ヲ致シタル時ハ一等ヲ加フ

第百四十七條 囚徒ヲ劫奪シ又ハ暴行脅迫ヲ以テ囚徒ノ逃走ヲ
助ケタル者ハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十
圓以下ノ罰金ヲ附加ス

●第百三條
本條を數罪俱發の時と云ふも
沒収或ひは損害賠償物の還
給等々各別一罪毎に償ひ決
て數罪俱發を以て論ずるをも
得ざるものと定めたるなり

▲第九章 數人共犯
本章を二人以上相謀りて罪を
犯したる者を處分するの標準
を定めたるものなり

△第一節 正犯
本節を數人相謀り爲したる罪
に就き正犯と認むべき者は數
人中何れかあるを定めたり

●第百四條
本條を二人以上相謀り俱に一
罪を分擔して犯したる者と皆
正犯として同一刑に處するを
定めたるものなり

●第百五條
教唆して自己ノ罪を犯すも手
を下さずとも誰も他人をして其
罪を犯す事を教へ又は其方法
を授けたる者を正犯とすべき
を定めたるものなり

●第百六條
本條を二人以上罪を犯し又も
助成するものも皆正犯とせ

其罪人の中假令とて予して
實父を殺す刑法に於て有
然れども他の罪人より予
あらざるもの矢張り此恩典
に與るとを得故に係る場合
其犯者たりとも教唆者たり
も亦從犯たりとも其子たる
分る者刑と同一からざる
ものありと定めたるあり

●第百七條

教唆者其罪正犯と全くと定
めたるも彼の第百三十六條以
下と定めたる兇徒謀謀罪の如
く多人數あるを以て刑の加重
を爲すべきとき教唆者其
敵に組入れずと定めたり何と
もれば教唆者直接の下手者
とあらざればあり

●第百八條

本條教唆者を正犯と認むと
否との性質分析を明かす示し
たるものあり假令教唆者棒
を以て彼れを打てと指揮した
るに彼れ刀を以て切り殺した
る如く亦教唆者彼の物品を窃
かす盜むべしと指揮したるに
彼れ之を強奪したるが如き場
合も亦教唆者と被教唆者の間

若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ輕懲役ニ處ス

第百四十八條 囚徒ヲ看守シ又ハ護送スル者囚徒ヲ逃走セシメ
タル時ハ亦前條ノ例ニ同シ

第百四十九條 前數條ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未ダ還
ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第百五十條 看守又ハ護送者其懈怠ニ因リ囚徒ノ逃走ヲ覺ラサ
ル時ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ三圓以上三十圓
以下ノ罰金ニ處ス

第百五十一條 犯罪人又ハ逃走ノ囚徒及ヒ監視ニ付セラレタル
者ナルコトヲ知テ之ヲ藏匿シ若クハ隱避セシメタル者ハ十一
日以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ
附加ス

若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ一等ヲ加フ

第百五十二條 他人ノ罪ヲ免カレシメントトテ圖リ其罪證ト爲
ル可キ物件ヲ隠蔽シタル者ハ十一日以上六月以下ノ輕禁錮ニ
處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第百五十三條 前二條ノ罪ヲ犯シタル者犯人ノ親屬ニ係ル時ハ
其罪ヲ論セス

第四節 附加刑ノ執行ヲ遵ルノ罪

第百五十四條 公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者
私ニ其權ヲ行ヒタル時ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二
圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第百五十五條 監視ニ付セラレタル者其規則ニ違背シタル時ハ
十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

第百五十六條 前二條ノ罪ハ其刑期限内再ヒ犯シタル時ニ非サ
レハ再犯ヲ以テ論スルヲ得ス

第五節 私ニ軍用ノ銃砲彈藥ヲ製造シ及ヒ所有スル罪

第百五十七條 官命ヲ受ケス又ハ官許ヲ得スシテ陸海軍ノ爲ニ
供スル銃砲彈藥其他破裂質ノ物品ヲ製造シタル者ハ二月以上

其意思の相違あれば教唆者の
刑も其輕き旨の條に因り
處分し亦教唆者重刑に當り
べきことを教唆したるに彼れ輕
き刑に當るべきことを犯したる
ときも教唆者を重く罪せず現
に行ふた重きを指彈したる
も輕きを行へば社會亦輕きの
旨より受けざるべければ教唆
者を行わざる重き刑に處する
道理あり

△第二節 從犯

從犯とて罪を犯す者の手傳を
爲したる者を云ふ本節と之れ
が性質分析を明かす示したる
ものなり

●第百九條

器具を給與すると假令他人
を殺すことを知りながら刀劍を
貸與へ又他人を打つを知り棍
棒を貸與する如きを云ひ△誘
導指示とて假令竊盜を爲すこ
とを知りて或家の模様を知ら
しめ又手引等を爲すを云ひ
△預備の所爲とて假令自己
が備それ居る家の門戸を開き
置きて窃盜を爲すもの爲め
豫め入り客を便宜を與ふる等

を云ふ△犯罪を容易ならしむるに罪を犯しよし様手傳ふを云ふ以上述べた如き事を爲したる者を總て從犯と定め正犯より一等を減ずるを定めたり

本條但書の理由を假令を從犯者窃盜を爲すものからんと思ひ梯子を貸して或家へ入るゝ便利を與へたるは其者窃盜を爲さず家人を脅迫して強盜を爲したる時を從犯の思ひは大小ひに相違する處より故に正犯を重罪なると從犯を其知る所の輕罪たる竊盜の刑より一等を減して處斷すと定めたり

●第百十條

本條第一項を從犯者より其自身より因りて加等すべし規定あるときは其重き刑に從ひて一等を加ふるを定め第二項を正犯者の身分より因りて刑するの規定あるも從犯を正犯の身分より減刑せられたる刑より一等を減するを定めると定められたり元來身分より因りて刑の加重亦を減輕せらるゝ所以に其者一人は止まらざるよして他人は及ぼすべからざるものとす

るものれば本條之れが分限規定を示したるものなり

▲第九章 未遂犯罪

未遂犯罪とは罪を犯さんとて犯し能ざるを云ふなり

●第百十一條

本條を犯罪の準備を爲し未遂手を下さざる者よ付ての規定より刑を多く手を下し其事を結了せざれば完全の一罪を組織したりと云ふからざれば準備のみ未遂下手せざるものに向つて一刑を科すべからず然れども罪質より因りて其事結了せざるも大いに社會を害するを疑き非らず因て本條を犯罪の準備のみを以て罰するの明文あるはあらざれば罰するを得ずとすたるなり

●第百十二條

本條を犯罪と決心し其事を行ふも防害の爲め行ふに能ざるより一消を罰すべし規定を示したるは△意外の障礙を以て假令他人を殺さんと云ふことか今や切らんとするときは他人來りて後より抱き止むが如

二年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其之ヲ輸入シタル者亦同シ

前項ノ物品ヲ私ニ販賣シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第百五十八條 前條ノ罪ヲ犯スト雖モ職工又ハ雇人ニシテ止タ正犯ノ使令ニ供シタル者ハ各本刑ニ照シ二等ヲ減ス

第百五十九條 前二條ノ罪ヲ犯サントシテ未タ遂ゲザル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第百六十條 第百五十七條ニ記載シタル物品ヲ私ニ所有シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第百六十一條 第百五十七條ニ記載シタル物品ノ製造ニ供シタル器械ニシテ單ニ其用ニ供ス可キ者ハ何人ノ所有ヲ問ハス之ヲ沒收ス

第六節 往來通信ヲ妨害スル罪
第百六十二條 道路橋渠河溝港埠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害シタル

者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第百六十三條 偽計又ハ威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ若クハ之ヲ阻止シタル者ハ亦前條ニ同シ

第百六十四條 電信ノ器械柱木ヲ損壞シ又ハ條線ヲ切斷シテ電氣ヲ不通ニ致シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

若シ器械柱木條線ヲ損壞シ電信ノ妨害ヲ爲スト雖モ不通ニ至ラサルトキハ一等ヲ減ス

第百六十五條 火車ノ往來ヲ妨害スル爲メ鐵道及ヒ其標識ヲ損壞シ其他危險ナル障礙ヲ爲シタル者ハ重懲役ニ處ス

第百六十六條 船舶ノ往來ヲ妨害スル爲メ燈臺浮標其他航海ノ安寧ヲ保護スル標識ヲ損壞シ又ハ詐偽ノ標識ヲ顯示シタル者ハ亦前條ニ同シ

第百六十七條 前數條ニ記載シタル罪其事務ニ關スル官吏及ヒ

を以て人を殺さんと決心し、殺すに着手し、其の間に玉あらずして人を殺す能はずりしが如き犯人の誤ちを云ふ右の如き事併せて罪を結了せざる者、遂げたる罪を罰すべき刑は一等又二等を減ずと定めたり

●第百十三條

本條を未遂犯を以て罰すべきもの、區分を示したるなり、未遂犯を罪を犯すの決心を有れども其罪を結了したるもの、未遂ならざれば罪罰は因りて罰すべき程の社會は害なきものあり故に輕罪犯の各條は是等を罰すると否とを明記し、されば明記せざるは重罪に因りて處分すべきを定むる重罪に其罪重きものれば本條の例を用ひ違背せず其罪輕きものれば本條の例を用ひず總て無罪とするを定められたり

●第十章 親屬例

本條を刑法中、國體と單に對するを以て親屬と認すべきを如何なる關係迄を云ふや否を定めたるなり

●第百十四條

祖父母と自己の父の兩親を云ふ△刑罰者と云ふれば其夫又男あれば其妻を云ふ

●第百十五條

本條を前條各項を含むべき親屬を示したるものなり

●第二編 公益ニ關スル重罪輕罪

第一編を補則のみを定め第二編より刑の本條に入る刑法と總て四編を別てり而して第二編は公益として一人に對すると云ふらば日本全國の利益を害したる者、關する罪のみを録めたるなり

●第一章 皇室ニ對スル罪

本條を 天皇陛下及御一族の高貴に對し犯したる罪を罰すべき條項を掲げたるものなり

●第百十六條

本條を 天皇陛下、皇太后陛下、皇后陛下、皇太子殿下、皇太后殿下、皇太子殿下、皇太子殿下等、對し、本罪を加へたる者、勿論加へんと爲したる未遂犯者も又其刑を減せず總て死刑なり

雇人職工自ら犯シタル時ハ各本刑ニ照シ一等ヲ加フ

第百六十八條 第百六十二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ殺傷シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第百六十九條 第百六十五條第百六十六條ノ罪ヲ犯シ因テ瀕車ヲ顛覆シ又ハ船舶ヲ覆没シタル時ハ無期徒刑ニ處ス人ヲ死ニ致シタル時ハ死刑ニ處ス

第百七十條 此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第七節 人ノ住所ヲ侵ス罪

第百七十一條 晝間故ナク人ノ住居シタル邸宅又ハ人ノ看守シタル建造物ニ入タル者ハ十一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

若シ左ニ記載シタル所爲アル時ハ一等ヲ加フ

一 門戶牆壁ヲ踰越損壞シ又ハ鎖鑰ヲ開キテ入りタル時

二 兇器其他犯罪ノ用ニ供ス可キ物品ヲ携帶シテ入りタル時

三 暴行ヲ爲シタル時

四 二人以上ニテ入りタル時

第百七十二條 夜間故ナク人ノ住居シタル邸宅又ハ人ノ看守シタル建造物ニ入タル時ハ一年以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

若前條ニ記載シタル加重ス可キ所爲アル時ハ一等ヲ加フ

第百七十三條 故ナク皇居禁苑離宮行在所及ヒ皇陵内ニ入りタル者ハ前二條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ

第八節 官ノ封印ヲ破棄スル罪

第百七十四條 官署ノ處分ニ因リ特別ニ家屋倉庫其他ノ物件ニ施シタル封印ヲ破棄シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

若シ看守者自ら犯シタル時ハ一等ヲ加フ

第百七十五條 官ノ封印ヲ破棄シテ其物件ヲ盜取シ又ハ毀壞シタル者ハ盜罪及ヒ毀壞ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第百七十六條 監守者其懈怠ニ因リ封印ヲ破棄シ又ハ其物件ヲ盜取毀壞スル犯人アルヲ覺ラサル時ハ二圓以上二十圓以下

屬せらるべし之れ至惡の所爲
さればなり

●第百十七條

本條を天皇陛下皇太子殿下皇太后陛下
皇后陛下皇太子殿下に對し
來り不敬として假令誹謗として
シテ來り又その御眞影を破毀し
壞る等の所爲ありたるを云ふ
又皇威として御用代の御器物に
對し敬むを失ふべき所爲を爲
したるものを云ふ

●第百十八條

皇族とて天皇陛下の御系統
に係る御親族を云ふ故に其罪
を處するも至重に對し來るも
少一の差違あれば未だ罪を一
等と視じたり

●第百十九條

本條を皇族に對し來りて不敬
の所爲を爲せしものを罰する
法條あり

●第百二十條

本條に至るに對し又皇族等
に對し犯したる罪よりして輕罪
あるべきを證據を付する旨を
規定したる法條あり

●第二章 國事ニ關ス
ル罪

本條を一人に對するもの
ありて國の政治ニ關する
罪を定めたるものなり

△第一節 内亂ニ關ス
ル罪

内亂とて日本國中を亂すべき
罪を犯したるものに係る法條
を定めたる條あり

●第百二十一條

政府を顛覆すると假令現
時の政治に不服を抽き已れ之
れを換らんとて内亂を起し
を云ふ△邦土潛留と假令假
我國に屬する一部の地を自己
の有し歸せんとして内亂を起
すを云ふ△朝憲紊亂と假令
假現内閣の法律規則を改正し
又その政體の方針を改めんとし
目的を以て内亂を起すを云ふ
△首魁とて内亂の大將と成り
者たる者△教唆者とて内亂の
指圖を爲し又其方法を教へ
テ助したる者△匪徒の指圖
を爲すも假令軍師の如きを
を云ひ△概要の職務とて一方
の大將と成り又一部隊伍の
指圖と成りたるものを云ひ△
尾餘金銀を發給すると假令
假内亂を起すに必要なる銃砲

ノ罰金ニ處ス

第九節 公務ヲ行フヲ拒ム罪

第百七十七條

陸海軍ノ將校タル者出兵ヲ要求スル權アル官署
ヨリ其要求ヲ受ケ故ナクシテ之ヲ肯セサル時ハ二月以上二年
以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第百七十八條

陸海軍ノ徵兵ニ編入セラル可キ者身體ヲ毀傷シ
テ疾病ヲ作爲シ其他詐偽ノ所爲ヲ以テ免役ヲ圖リタル者ハ一
月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ
附加ス

若シ他人ニ囑託シ其氏名ヲ詐稱シ代テ徵募ニ應セシメタル者
亦同シ其囑託ヲ受ケテ徵募ニ應シタル者ハ第百三十一條ノ
例ニ照シテ處斷ス

第百七十九條

醫師化學家其他職業ニ因リ官署ヨリ解剖分拆又
ハ鑑定ヲ命セラレタル者故ナクシテ之ヲ肯セサル者ハ四圓以
上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第百八十條 裁判所ヨリ證人トシテ證據ヲ陳述スルヲ命セラ
レタル者故ナクシテ之ヲ肯セサル者ハ亦前條ニ同シ

第百八十一條

傳染病流行ノ際又ハ傳染病ノ疑アル船舶入港ス
ルニ當リ醫師其病思ヲ検査シ又ハ消滅ノ方法ヲ陳述スルヲ
命セラレタル者故ナクシテ之ヲ肯セサル者ハ五圓以上五十
圓以下ノ罰金ニ處ス

獸類傳染病流行ノ際獸醫此條ノ罪ヲ犯タル時ハ一等ヲ減ス

第四章 信用ヲ害スル罪

第一節 貨幣ヲ偽造スル罪

第百八十二條

内國通用ノ金銀貨及ヒ紙幣ヲ偽造シテ行使シタ
ル者ハ無期徒刑ニ處ス

若シ變造シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第百八十三條

内國ニ於テ通用スル外國ノ金銀貨ヲ偽造シテ行
使シタル者ハ有期徒刑ニ處ス
若シ變造シテ行使シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス

運送或ひて軍用金又は兵糧等
を仕送りたる者云ひ△前條
の職務を以て兵卒を成り或ひて
職工を成り其方法を違ふも總
べて内亂を起すに加擔したる
ものを云ふ△附加刑として内
亂を起す際商賈に與り加擔し
たるも非らず凡内亂あるを聞
き入らざれば附刑を免むるも
ものを云ふ△附刑を免むるに
從ひて供しとて内亂を起すに
加擔せざるも内亂を起す者
の指圖を任せ色々の用を便したる
者を云ふ

●第二百二十二條

本條を未だ内亂を起さざるも
内亂を起すべき準備の爲め銃
砲彈藥船金貨米穀等を盜み
たるものも總て内亂を起した
る者として附刑を以て附せ
る前條の定刑に因て處斷すと
定めたり

●第二百二十三條

本條の意を假令ば被れ等を殺
戮すれば必らず附刑の方針を
變へ得べしとて人を謀殺した
るものも兵を擧げざるも内亂
を起したるとして其教唆者も
手を下したる者を死刑に處し

他第二百二十一條の順序を
以て處斷するものと定めたり

●第二百二十四條

本條を内亂に關する前三條の
罪を總て未だ遂げずとも矢
張り本刑を以て處斷し減輕せ
ずと定めたり

●第二百二十五條

本條を兵卒を集め又は軍用金
を備へ備役の準備を爲し今よ
り内亂を起さんとしてある
とき獲せたる者も第二百二
一條の規定より各々一等を減
し又未だ兵卒を集めず軍用金
を備へざるも之れが募集を取
掛らんと計畫しつゝ在るとき
は露顯したる時を各々二等を
減すと定めたり

●第二百二十六條

本條を内亂を起さんとして計畫中
ある時か亦を既に内亂を起す
爲め兵卒を集め軍用金を備へ
たるも其前非を悔ひ官を名乗
り出づるときは刑を科せず單
に露顯のときを附して再び起す
を防止の爲め止むと定めたり

●第二百二十七條

本條を内亂を起す者ありと知
りつゝ其者等と相談場所を覺

第百八十四條 官許ヲ得テ發行スル銀行ノ紙幣ヲ偽造シ若クハ
變造シテ行使シタル者ハ内外國ノ區別ニ從ヒ前二條ノ例ニ照
シテ處斷ス

第百八十五條 内國通用ノ銅貨ヲ偽造シテ行使シタル者ハ輕懲
役ニ處ス
若シ變造シテ行使シタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

第百八十六條 前數條ニ記載シタル貨幣ノ偽造變造已ニ成テ未
タ行使セサル者ハ各本條ニ照シ一等ヲ減シ其未タ成ラサル者
ハ二等ヲ減ス
若シ偽造ノ器械ヲ豫備シテ未タ着手セサル者ハ各三等ヲ減ス

第百八十七條 貨幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ雇ヲ受ケタル職
工ハ前數條ニ記載シタル犯人ノ受ク可キ刑ニ照シ各一等ヲ減
ス若シ職工ノ補助ヲ爲シテ雜役ニ供シタル者ハ職工ノ刑ニ照
シ各一等又ハ二等ヲ減ス
第百八十八條 貨幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ房屋ヲ給與シタ
ル者ハ偽造變造ノ各本刑ニ照シ二等ヲ減ス

第百八十九條 偽造變造ノ貨幣ヲ内國ニ輸入シタル者ハ偽造變
造ノ刑ニ同シ
第百九十條 偽造變造ノ情ヲ知テ其貨幣ヲ收受シ之ヲ行使シタ
ル者ハ偽造變造シテ行使シタル者ノ刑ニ照シ各二等ヲ減ス
其未タ行使セサル者ハ各三等ヲ減ス

第百九十一條 前數條ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル
者ハ六月以上二年以下ノ監禁ニ付ス
第百九十二條 貨幣ヲ偽造變造シ及ヒ輸入收受シタル者未タ行
使セサル前ニ於テ官ニ自首シタル時ハ本刑ヲ免シ六月以上三
年以下ノ監禁ニ付ス

若シ職工雜役及ヒ房屋ヲ給與シタル者未タ行使セサル前ニ於
テ自首シタル時ハ本刑ヲ免ス
第百九十三條 貨幣ヲ收受スルノ後ニ於テ偽造又ハ變造ナルヲ
知リ之ヲ行使シタル者ハ其價額ニ倍ノ罰金ニ處ス但其罰金

一與へたる者を罰する法律あり

●第二百二十八條

本條の意を假令と内亂のあるものを幸ひし強盜を爲すとき其國車犯例を以て處斷せし罰車犯例を以て一箇は重き刑を科するより△重き刑を科する

▽第二節 外患ニ關スル罪

ル罪

本條と外國と對し戦せんといふ又外國を加担し我國を敵對するものを處分する法律を築めたるあり

●第二百二十九條

本條と外國の我國と戦んとする者に加担して我國を敵對し又外國と我國と戦中敵國以外なる外國假令は其戰中ニ付我國と同盟したる外國軍に向つて私に戰争を初むる者

ハ二圓以下ニ降スヲ得ズ

第二節 官印ヲ偽造スル罪

第百九十四條 御璽國璽ヲ偽造シ又ハ其偽璽ヲ使用シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

第百九十五條 各官署ノ印ヲ偽造シ又ハ其偽印ヲ使用シタル者ハ重懲役ニ處ス

第百九十六條 產物商品等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽造シ又ハ其偽印ヲ使用シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第百九十七條 御璽國璽官印記號印章ノ影贋ヲ盜用シタル者ハ前數條ニ記載シタル偽造ノ刑ニ照シ各等ヲ減ス

第百九十八條 官ヨリ發行スル各種ノ印紙界紙及ヒ郵便切手ヲ偽造變造シ又ハ其情ヲ知テ之ヲ使用シタル者ハ一年以上五年

以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第百九十九條 已ニ貼用シタル各種ノ印紙及ヒ郵便切手再ヒ貼用シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百條 此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第二百一條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第三節 官ノ文書ヲ偽造スル罪

第二百二條 詔書ヲ偽造シ又ハ増減變換シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

其詔書ヲ毀棄シタル者亦同シ

第二百三條 官ノ文書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス

其官ノ文書ヲ毀棄シタル者亦同シ

第二百四條 公債證書地券其他官吏ノ公證シタル文書ヲ偽造シ

●第二百三十條

本條の意を我國と外國と戦中我が國が外國兵を誘ひ來り我國に入らしめ又我國及同盟國の都府地或は城郭其外家屋物件等を敵國と與へ若くは秘地艦艇船隻等軍事に必要なる物件を與へたるものを罰する法律あり

●第二百三十一條

本條と我國と外國と戦中我國或は其戰中ニ付我國と同盟したる外國の地運を示し又軍事の機密計略軍兵の數等を敵國に通したるものを罰し又敵國の通し者を手引きして我國に入り來らしめ或は其者をかきひ置きたる者等を罰するの法律あり

●第二百三十二條

本條と我國と外國と戦中假令我陸海軍より來報を供給すべしと命せられたるもの敵國より金品を受け故ら命令

の期日、米穀の供給を怠り爲め、其軍隊に缺乏困難を招かしめたる者を罰する法律あり

●第三百三十三條

本條と人民よりて自分の獨權を以て政府の許可を得ず外國と戰爭を爲すもの及び爲さんとて其備へを爲したる者を罰する法律あり

●第三百三十四條

本條と外國と外國の間ニ戰爭起る時我國と其戰爭ニ關係なきを以て雙方共相救はずと布告したる時其布告を反し假令は我國と戰爭國たる雙方の軍艦ニ薪水を供給せざるを布告したるは其布告を反し一方の軍艦ニ薪水を供給するが如きを罰する法律あり

●第三百三十五條

本條と此章に列記したる法律の罪を犯したる者は其罪を附加すと定めたる法律あり

●第三章 靜謐ヲ害スル罪

本條と世の安寧を害する者を罰する法律を築めたる法律あり

●第一節 兇徒聚衆ノ罪

本條と多人聚相集り暴動する者ニ係る法律を築めたり

●第三百三十六條

本條と暴動を起さんとして同志者を集め官吏の殺害するも尙ほ罰せず矢張り集合して暴動を爲さんとする者を罰すべし法律あり故に多人聚相集り暴動せんとするも官吏の殺害に從ひ各々別れ散らしたるときは罪なきものとす△首魁とて罪人となる△數者とて其方法ヲ教へ煽動したる者△附和同行とて附き從ひたる者を罰す

●第三百三十七條

本條と暴動を爲さんとする者多人數の同志者を集め彼所ニ詰め掛け官吏ニ向て殺害を開き又市村市中をさわがし暴れ廻りたる者を罰する法律あり

●第三百三十八條

本條と多人數暴動を爲し建築物を燒く時自ら手を下したる者と火をつけたる者とを死

又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス
若シ無記名ノ公債證書ニ係ル時ハ一等ヲ加フ

●第二百五條 官吏其管掌ニ係ル文書ヲ偽造シ又ハ増減變換シ行使シタル者ハ前二條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ
其文書ヲ毀棄シタル者亦同シ

●第二百六條 官ノ文書ヲ偽造スルニ因テ官印ヲ偽造シ又ハ盗用シタル者ハ偽造官印ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

●第二百七條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ減輕ニ因テ刑罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

●第四節 私印私書ヲ偽造スル罪

●第二百八條 他人ノ私印ヲ偽造シテ使用シタル者ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス若シ他人ノ印影ヲ盗用シタル者ハ一等ヲ減ス

●第二百九條 爲替手形其他裏書ヲ以テ賣買スヘキ證書若クハ金額ト交換ス可キ約定手形ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス

其手形證書ニ詐偽ノ裏書ヲ爲シテ行使シタル者亦同シ

●第二百十條 賣買貸借贈遺交換其他權利義務ニ關スル證書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

其餘ノ私書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

●第二百十一條 此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

●第二百十二條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ附ス

●第五節 免狀鑑札及ヒ疾病證書ヲ偽造スル罪

●第二百十三條 官ノ免狀又ハ鑑札ヲ偽造シテ行使シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但官印ヲ偽造シ又ハ盗用シタル時ハ偽造官印ノ各本條

刑と一被頭人と補助人よりて
火を付て建築物を焼くことを知
りつゝ止ざる時は矢張り前者
と同く死刑に處すと定めたり

△第二節 官吏ノ職務
ヲ行フテ防害スル罪

本節ニ官吏が法律又は政府の
命令ニ従ひ事務を扱ふを爲さ
しめざる者を罰すべき法條を
築めたるあり

◎第三百二十九條

本條ニ假令は巡査の職を捕へ
んとしつゝある時之を捕へし
めざる爲め暴行を爲したる場
合の如く又は巡査が流行病豫
防の爲め清潔法を行さんとし
るに當り汝若し我家に石炭酸
を散布するあらば我汝を殺さ
んとオドシ迫りて敵對する等
の如き者を罰すべき法條あり

◎第三百四十條

本條ニ前條の如き罪を犯し以
て官吏を打ち傷けたる時は第
二百九十九條以下に定めたる
殴打創傷の罪を以て處斷すべ
しと定めたり然れども若し其
罪よりて殴打の本條に附ひ前
條規定の四月以上四年以下の

ニ照シテ處斷ス

第二百十四條 屬籍身分氏名ヲ詐稱シ其他詐僞ノ所爲ヲ以テ免
狀鑑札ヲ受ケタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二
圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

官吏情ヲ知テ其免狀鑑札ヲ下附シタル者ハ一等ヲ加フ

第二百十五條 公務ヲ免カル可キ爲メ醫師ノ氏名ヲ用ヒ疾病證
書ヲ偽造シテ行使シタル者ハ自己ノ爲メニシ他人ノ爲メニス
ルヲ分タヌ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓
以下ノ罰金ヲ附加ス

醫師囑託ヲ受ケテ其詐僞ノ證書ヲ造リタル者ハ一等ヲ加フ

第二百十六條 陸海軍ノ徵兵ヲ免カル可キ爲メ疾病ノ證書ヲ僞
造シテ行使シタル者及ヒ囑託ヲ受ケテ其詐僞ノ證書ヲ造リタ
ル醫師ハ前條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ

第二百十七條 免狀鑑札及ヒ疾病ノ證書ヲ増減變換シテ行使シ
タル者ハ亦僞造ノ刑ニ同シ

重禁錮より輕き時其重き前
條規定ニ從ひて處斷すべしと
定めたり

◎第二百四十一條

本條ニ官署侮辱の罪を罰すべ
き法條あり其意ニ官吏の職務
を執り居るを目的の如く手具
似或ひ口頭を以てハジカシメ
たる者を罰するあり又目前を
らすり文章或ひ繪若くは公
然演説してハジカシメたる時
も矢張り前規定ニ因りて處斷
すと定めたり

△第二節 囚徒逃走ノ
罪及ヒ罪人ヲ藏匿
スル罪

本節ニ刑に處せられ服役し居
る中逃げたる者を罰すべき罪
と罪人をカクシたる罪を罰す
る法條を集めたるあり

◎第二百四十二條

本條一項ニ既に刑に處せられ
服役するに於て服役し居る者の
逃げ走りたる時の刑を定めた
るあり第二項ニ其逃るるに當り
牢を破り又は器具を毀つ若く
は暴れ或ひは看守押丁をオド
シテ逃げたる者を罰する法條

第六節 僞證ノ罪

第二百十八條 刑事ニ關スル證人トシテ裁判所ニ呼出サレタル
者被告人ヲ曲庇スル爲メ事實ヲ掩蔽シテ僞證ヲ爲シタル時ハ
左ノ例ニ照シテ處斷ス

一 重罪ヲ曲庇スル爲メ僞證シタル者ハ二月以上二年以下ノ重
禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

二 輕罪ヲ曲庇スル爲メ僞證シタル者ハ一月以上一年以下ノ重
禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

三 違警罪ヲ曲庇スル爲メ僞證シタル者ハ違警罪ノ本條ニ依テ
處斷ス

第二百十九條 僞證ノ爲メ被告人正當ノ刑ヲ免カレタル時ハ僞
證者ノ刑前條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ

第二百二十條 被告人ヲ陷害スル爲メ僞證ヲ爲シタル者ハ左ノ
刑ニ照シテ處斷ス

一 重罪ニ陷ラシムル爲メ僞證シタル者ハ二年以上五年以下ノ

第四百十三條

本條に既に服役し居る者逃走の罪を犯すも再び罪を犯したるに依りて一等を加重する如き正せざる然れば逃走を二度重ぬる時逃走の再犯として一等を加ふと定めたり

第四百十四條

本條に未だ定役し服せず裁判確定せざる者囚籠中逃げ走りたる時失張り逃走罪を以て論ずるも已決囚の如く重し一罪として別罰を科せず原犯を裁判する時假罪俱發の例を以て何れか重き一罪を科する止むと云ふを定めたる法條なり故に原犯無非とありたる時逃走罪を一罪として成立つものなりと知るべし

第四百十五條

本條に未決囚を已決囚を別たす三人以上相謀り共謀り逃走したる者一人逃走す罪より一等重くすと定めたり

第四百十六條

本條に囚徒の逃走を容易ならしめたる者罰する法條あり而して本條に其者の手傳した

重禁錮ニ處シ十圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

二輕罪ニ陥ラシムル爲メ偽證シタル者ハ六月以上二年以下ノ

重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

三違警罪ニ陥ラシムル爲メ偽證シタル者ハ一月以上三月以下

ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百二十一條 偽證ノ爲メ被告人刑ニ處セラレタル後ニ於テ

偽證ノ罪發覺シタル時ハ偽證者ヲ其刑ニ反坐ス

若シ反坐ノ刑前條ニ記載シタル偽證ノ刑ヨリ輕キ時ハ前條ノ

例ニ照シテ處斷ス

其刑期限内ニ於テ偽證ノ罪發覺シタル時ハ現ニ經過シタル日

數ニ照シテ反坐ノ刑期ヲ減スルコトヲ得但減シテ前條偽證ノ

刑ヨリ降スコトヲ得ス

第二百二十二條 偽證ノ爲メ被告人死刑ニ處セラレタル時ハ反

坐ノ刑一等ヲ減ス其未タ刑ヲ執行セサル前ニ於テ發覺シタル

時ハ二等ヲ減ス

若シ被告人ヲ死ニ陥ルノ目的ヲ以テ偽證ヲ爲シタル時ハ死

刑ニ反坐ス其未タ刑ヲ執行セサル前ニ於テ發覺シタル時ハ一

等ヲ減ス

第二百二十三條 民事商事又ハ行政裁判ニ關シテ偽證ヲ爲シタ

ル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下

ノ罰金ヲ附加ス

第二百二十四條 鑑定又ハ通事ノ爲メ裁判所ニ呼出サレタル者

詐偽ノ陳述ヲ爲シタル時ハ前條ニ記載シタル偽證ノ例ニ照

シテ處斷ス

第二百二十五條 賄賂其他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シテ偽證又ハ

詐偽ノ鑑定通事ヲ爲サシメタル者ハ亦偽證ノ例ニ同シ

第二百二十六條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者其事件ノ裁

判宣告ニ至ラサル前ニ於テ自首シタル時ハ本刑ヲ免ス

第七節 度量衡ヲ偽造スル罪

第二百二十七條 度量衡ヲ偽造シ又ハ變造シテ販賣シタル者ハ

二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上五十圓以下ノ罰金

第四百十七條

本條に已決未決の囚徒あるを論せず之を奪ひ去り又と舉行を爲し若くは看守人をオドシ等の所爲を爲して囚人の逃げ走るを助けたる者を罰すべき法條なり而して其囚人重罪犯として服役中の者ある時重懲役として六年以上八年以下の期間内に於て處分すと定めたり

第四百十八條

本條に囚人を監督し又囚人を護り送るべき役人をして其囚人を故らし逃げ走らしめたるものを罰すべき法條なり

第四百十九條

本條に第四百十二條より第四百十八條迄に於て規定したる中の輕罪を犯さんとして未だ逃げざるべきと逃げたる者の刑に一等又ハ二等を減すと定めたり

第四百五十條

本條に囚人を護り又と護送す

不役人より其者の認りより囚人の逃げ走りたるを知らず居る如き不注意者を罰する法律あり然し尙其逃走したる囚徒重罪にて服役中の者あるとき前者と其罰を重くすと定めたり

●第百五十一條

本條を犯したる者又は既に刑に處せられ服役中逃走したる囚人若し之を監視し付せられたる者あるを知りつゝ之れをカクマロしたる者を罰する法律あり而して其カクマロたる者重罪を犯し服役中の囚人あるとき一等を加ふと定めたり

●第百五十二條

本條を犯し流刑を犯したる者を救ふとして假令は其証據たる人を殴打せし棍棒又は隣座を用いたる偽印等の加害物を匿したる者を罰すべし法律あり

●第百五十三條

本條を犯し二條の罪を犯すは自己が罪の爲めは高したるべきを其罪を問はずと定めたり

是れ人を總て情宜の深きものあれば親族の爲めは其罪を免れしめんと計るを情宜上又忍ぶ能はずるものあり故に法律之れを總てより見て之れを不問し付すと定めたり

△第四節 附加刑ノ執行ノ選カレ、罪

本條を主刑に附加する刑の執行を免れんと計りつゝある者を罰する法律を兼ねたるあり

●第百五十四條

本條を第三十一條に定めたる公權を削がれがら又其公權を行使を停止せられがら之れを行ひし者を罰する法律あり假令は公權を削がれたる者他人の後見人と成りたるが如きを云ふ

●第百五十五條

本條を監視規則違反の者を罰する法律あり假令は監視し付せられたる者監視の期限多人數集合の場所に至るを得ざるに妨がらば見物し行きたるが如きを云ふ

ナ附加ス但官ノ記號印章ヲ偽造シ又ハ盜用シタル時ハ偽造官印ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷

第二百二十八條 偽造變造ノ情ヲ知リ其度量衡ヲ販賣シタル者ハ前條ノ刑ニ一等ヲ減ス

第二百二十九條 商賈農工定期ヲ増減シタル度量衡ヲ所有シタル者ハ一月以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

若シ其度量衡ヲ使用シテ利ヲ得タル者ハ詐欺取財ヲ以テ論ス

第二百三十條 人ノ囑託ヲ受ケテ度量衡ヲ偽造シ又ハ變造シタル者ハ其囑託シタル犯人ノ刑ニ照シ各一等ヲ減ス

第八節 身分ヲ詐稱スル罪

第二百三十一條 官署ニ對シ文書又ハ言語ヲ以テ其職籍身分氏名年齢職業ヲ詐稱シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百三十二條 官職位階ヲ詐稱シ又ハ官ノ服飾徽章若クハ内外國ノ勳章ヲ借用シタル者ハ十五日以上二月以下ノ輕禁錮ニ

處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第九節 公選ノ投票ヲ偽造スル罪

第二百三十三條 公選ノ投票ヲ偽造シ又ハ其數ヲ増減シタル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

金ヲ附加ス

第二百三十四條 賄賂ヲ以テ投票ヲ爲サシメ又ハ賄賂ヲ受ケテ投票ヲ爲シタル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百三十五條 投票ヲ檢査シ及ヒ其數ヲ計算スル者其投票ヲ偽造シ又ハ増減シタル時ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ

四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百三十六條 調査ヲ造リ投票ノ結局ヲ報告スル者其數ヲ増減シ其他詐偽ノ所爲アル時ハ一年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處シ

五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第五章 健康ヲ害スル罪

●第五百五十六條

本條及公債劄票違犯及監視規
則違犯の者其期限内於て
二度犯さば刑罰を以て其
罪を加重せしむる法條
あり

△第五節 私軍用ノ

銃砲彈藥ヲ製造シ

及ヒ所有スル罪
木箇ノ官の許可を得ず私ニ銃
砲大砲又ハ煙硝等ノ製造を爲
したる者罰する法條を集め
たるあり

●第五百五十七條

陸海軍ニ用ゆべき小銃大砲及
び煙硝又ハ彼の爆製藥の如き
ものを製造するに必らず官
命あるか又ハ官の許可を得ざ
れば製造するを得ざるあり
何とされば危險甚だしき物か
るのみならず軍事上ニ關係重
大の物品なればあり然るま之
れを私ニ製造し又ハ外國ニ
製造したる物を我國ニ輸入す
る如きも社會の危險測るべか
らず故ニ之れを罰する法條を
茲ニ設けたるあり而シテ一覽を
取ル製造或ハ輸入するの罪

より之れを製造せざるも罰
したる時本條第二項の刑を
以て罰するありと定めたり

●第五百五十八條

本條前條の如き物品を製造
し或ハ輸入し又ハ販賣する
も他ニ誅へ主あるか又ハ主人
ありて其命を受けて之れを従
事したる職工又ハ雇人主從犯
者として誅へ主又ハ主人の刑
より二等減ずと定めたり

●第五百五十九條

本條前條の物品を製造又
ハ輸入し或ハ販賣せんとし
て未だ爲さざる時第五百十一
條以下ニ規定したる未遂犯罪
の例ニ照し減等するを定め
たり

●第六十條

本條小銃大砲若クモ彈藥又
ハ爆製藥を人知れず所持し居
る者罰する法條あり

●第六十一條

本條銃砲彈藥又ハ爆製藥の
物品を製造する器械より專
ら其製造に用ふべきものある
時之れを官ニ取上げるとを
規定したる法條あり

第一節 阿片烟ニ關スル罪

第二百三十七條 阿片烟ヲ輸入シ及ヒ製造シ又ハ之ヲ販賣シタ
ル者有期徒刑ニ處ス

第二百三十八條 阿片烟ヲ吸食スルノ器具ヲ輸入シ及ヒ製造シ
又ハ之ヲ販賣シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第二百三十九條 稅關官吏情ヲ知テ阿片烟及ヒ其器具ヲ輸入セ
シメタル者ハ前二條ノ刑ニ照シ各二等ヲ加フ

第二百四十條 阿片烟ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖ル
者ハ輕懲役ニ處ス

人ヲ誘引シテ阿片烟ヲ吸食セシメタル者亦同シ

第二百四十一條 阿片烟ヲ吸食シタル者ハ二年以上三年以上以下ノ
重禁錮ニ處ス

第二百四十二條 阿片烟及ヒ吸食ノ器具ヲ所有シ又ハ受寄シタ
ル者ハ一年以上以下ノ重禁錮ニ處ス

第二節 飲料ノ淨水ヲ汚穢スル罪

第二百四十三條 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フ
ルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ十一日以上一月以下ノ重
禁錮ニ處シ二圓以上五圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百四十四條 人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ用ヒテ水質ヲ變シ
又ハ腐敗セシメタル者ハ一年以上以下ノ重禁錮ニ處シ三
圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百四十五條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病又ハ死ニ致シタ
ル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第三節 傳染病豫防規則ニ關スル罪

第二百四十六條 傳染病豫防ノ爲メ設ケタル規則ニ違背シテ入
港ノ船舶ヨリ上陸シ又ハ物品ヲ陸地ニ運搬シタル者ハ一月以
上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金
ニ處ス

第二百四十七條 船長自ラ前條ノ罪ヲ犯シ又ハ人ノ犯スコトヲ
知テ制セサル者ハ前條ノ刑ニ一等ヲ加フ

△第六節 往來通信

ヲ妨害スル罪

本節道路又郵便電信等の通信を妨ぐる者ヲ罰する法條を集めたるなり

第百六十二條

本條道路を破壞し橋を崩し河又溝等を相殺し人の往來を妨ぐる者ヲ罰する法條あり△港埠ミナトビツ、ミナト

第百六十三條

本條郵便計と假令郵便の配達夫ヲ對し行く先きの河洪水にて渡るべからずと偽りて配達夫を元歸し道ヲ閉らしむる如きことを云ひ威力と云ふ其郵便物を配達するに於て我れ汝をして安穩に生活せしめず杯の威言を以て其配達を止むる如きを云ふ斯の如き所爲を爲して通信を妨ぐる者ヲ罰すべし法條あり

第百六十四條

本條電信を通ずるに必要なる器械柱木又電線を損せしめ又破損し其通信を妨ぐる者ヲ罰すべし法條あり然して第三項を犯人断る罪を罰す

第百六十五條

本條流車の運行を止め運行を妨ぐる爲め「レール」を破壞し又流車進行の目的たる目印を毀損し或軌道上に大木又大石を置く等危険の妨げを爲す者ヲ罰すべし法條あり

第百六十六條

本條船舶の往來を妨ぐる者ヲ罰すべし法條あり△詐偽の標識と假令甲地に入るべき船舶を乙地に入港せしめんを謀り甲地と等しき標識を乙地に設け其船舶を乙地に入らむる如きを云ふ

第百六十七條

本條第六十二條より第六十六條に至る罪を犯す者其事務を自ら執る官吏あるときか又其事ヲ從事する雇人或は職工あるとき其罪を加重すべし法條あり

第百六十八條

本條第六十二條の罪を犯し夫れが爲め人を殺傷したるとき第二十九條以下ノ規

第二百四十八條

傳染病流行ノ際豫防規則ニ違背シテ流行地方ヨリ他處ニ出タル者ハ十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又八十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百四十九條

獸類ノ傳染病流行ノ際豫防規則ニ違背シテ獸類ヲ他處ニ出シタル者ハ十一日以上二月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ五十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四節

スル罪

第二百五十條

官許ヲ得スシテ危害ヲ生ス可キ物品ノ製造所ヲ創設シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス若シ健康ヲ害ス可キ物品ノ製造所ヲ創設シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五十一條

官許ヲ得テ前條ニ記載シタル製造所ヲ創設スト雖モ危害ヲ豫防シ健康ヲ保護スル規則ニ違背シタル者ハ前條ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス

第二百五十二條

前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病死傷ニ致シタル時ハ過失殺傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第五節

健康ヲ害ス可キ飲食物及ヒ藥劑ヲ販賣スル罪

第二百五十三條

人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ飲食物ニ混和シテ販賣シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五十四條

規則ニ違背シテ毒藥劇藥ヲ販賣シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五十五條

前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病又ハ死ニ致シタル者ハ過失殺傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第六節

私ニ醫業ヲ爲ス罪

第二百五十六條

官許ヲ得スシテ醫業ヲ爲シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五十七條

前條ノ犯人治療ノ方法ヲ誤リ因テ人ヲ死傷ニ致タル時ハ過失殺傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第七節

風俗ヲ害スル罪

入るを得べき處なるも二人以上
上る多人數を以て入りたる
者を罰すべし法律あり

●第二百七十二條

本條を前條の反對たる夜中
於て前條の罪を犯したるもの
を罰すべし法律あり則ち夜中
を晝間と違ひ人の注意も薄け
れば晝間入ると大ひ入り
易き處あらん且つ人を驚愕せ
しむるの點も就ても大ひ差
違ふれば晝間より夜に於て
爲すものも其社會を害する點
も就て見るも重からざるを得
ず因て本條の罪より尙ほ一等
を加ふるものと定む

●第二百七十三條

本條を前二條の罪を天皇皇后
皇太子御住居の場所及び御苑
又或離宮行幸啓の節に御住居
に成る行在所若くは御歴代の
御葬所内に入る者其晝間の別
に因り前二條の刑に各一等を
加ふるものと規定せられたり

△第八節 官ノ封印

ヲ破棄スル罪

本節を官より封印を付したる
者を破り又或毀られたる者を罰
する法律を犯したるものあり

●第二百七十四條

本條を假令之類官吏が債權者
の爲め貸借者の財産を差押へ
之れが使用を止むる爲め倉庫
ひき物件に封印を爲したるも
其負債者其封印を破り取りた
るが如き又或官より或建物を
保存する爲め之れに入るべか
らざる様封印を爲し番人を置
きたる如き場合は於て其封印
を破り取りたる如き者を罰す
べき法律なり而して第二項を
其番人此罪を犯したる時の刑
を定むたり

●第二百七十五條

本條を前條定む處の如く官の
封印を破り取り其上より其物
件を盗み或或毀られたる者を罰
する法律あり而して其盗みた
る者第三百六十六條以下の
法律に因り又其毀られたる者
第四百十七條以下の法律に因
り處分すると定むたり然し
本條も又盜罪及毀罪の各本
條の刑前條の刑より輕き時
も是を盜罪及毀罪の各本
條に因り處分すと定めり

●第二百七十六條

第二百六十七條

偽計又ハ威力ヲ以テ毀類其他衆人ノ需用ニ缺
ク可カラザル食用物ノ賣買ヲ妨害シタル者一月以上六月以下
ノ重禁錮ニ處シ三圓以上卅圓以下ノ罰金ヲ附加ス
前項ニ記載シタル以外ノ物品ノ賣買ヲ妨害シタル者ハ一等ヲ
減ス

第二百六十八條

偽計又ハ威力ヲ以テ糶賣又ハ入札ヲ妨害シタ
ル者ハ十五日以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以
下ノ罰金ヲ附加ス

第二百六十九條

偽計又ハ威力ヲ以テ農工ノ業ヲ妨害シタル者
ハ亦前條ニ同シ

第二百七十條

農工ノ雇人其雇賃ヲ増サシメ又ハ農工業ノ景況
ヲ變セシムル爲メ雇主及ヒ他ノ雇人ニ對シ偽計減力ヲ以テ妨
害ヲ爲シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上
三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
雇主其雇賃ヲ減シ又ハ農工業ノ景況ヲ變スル

第二百七十一條

雇主其雇賃ヲ減シ又ハ農工業ノ景況ヲ變スル
爲メ雇人及ヒ他ノ雇主ニ對シ偽計威力ヲ以テ妨害ヲ爲シタル
者ハ亦前條ニ同シ

第二百七十二條

虚偽ノ風説ヲ流布シテ毀類其他衆人需用物品
ノ價直ヲ昂低セシメタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九章 官吏瀆職ノ罪

第一節 官吏公益ヲ害スル罪

第二百七十三條

官吏其管掌ニ係ル法律規則ヲ公布施行セス又
ハ他ノ官吏ノ公布施行ヲ妨害シタル者ハ二月以上六月以下ノ
輕禁錮ニ處シ十圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百七十四條

兵隊ヲ要求シ及ヒ之ヲ使用スル權アル官吏地
方ノ騷擾其他兵權ヲ以テ鎮撫ス可キ時ニ當リ其處分ヲ爲サ
ル者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ二十圓以上百圓以下
ノ罰金ヲ附加ス

第二百七十五條

官吏規則ニ違背シテ商業ヲ爲シタル者ハ二十
圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

法條あり

●第百八十條

本條を裁判所の命令に因り刑
事或は民事事件に付或者の
証言を必要として召喚せられ
たるは事故なく其命令に應じ
ざるものを罰するは條あり

●第百八十一條

本條を醫師の命令に對する法條
あり醫師をして流行病傳染の
際他より入り来る船舶を検査
し又は流行病を消滅せしめ
むる方法を指示せざるを命
せられたるは故らざる之れ應
ぜざる時其醫師を罰すべき刑を
定めたり若し歐類に係る流行
病ある時は於て歐醫官命を奉
せざる時一等を減すとせり

▲第四章 信用ヲ害スル罪

▲第一節 貨幣ヲ偽造スル罪

本條を社會の信用に係る罪を
罰すべき法條を集めたり
●第百八十二條

處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

其民事ノ訴ニ係ル者亦同シ

●第百八十四條 官吏人ノ囑託ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ贈
許シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十
圓以下ノ罰金ヲ附加ス

因テ不正ノ處分ヲ爲シタル時ハ一等ヲ加フ

●第百八十五條 裁判官民事ノ裁判ニ關シテ賄賂ヲ收受シ又ハ
之ヲ贈許シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以
上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

因テ不正ノ裁判ヲ爲シタル時ハ一等ヲ加フ

●第百八十六條 裁判官檢察官警察官吏刑事ノ裁判ニ關シテ賄賂
ヲ收受シ又ハ之ヲ贈許シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮
ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

因テ被告入ヲ曲庇シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處
シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

其被告入ヲ賄賂シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ
二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

若シ在斷シタル所ノ刑此刑ヨリ重キ時ハ第二百二十一條第二
百二十二條ノ例ニ照シテ反坐ス

●第百八十七條 裁判官檢察官警察官吏賄賂ヲ收受贈許セスト雖
モ情ニ徇方ヒ又ハ怨ヲ發サミ被告人ヲ曲庇賄賂シタル者ハ亦
前條ニ同シ

●第百八十八條 前數條ニ記載シタル賄賂已ニ收受シタル者ハ
之ヲ沒收シ費用シタル者ハ其價ヲ還徵ス

第三節 官吏財産ニ對スル罪

●第百八十九條 官吏自ラ監守スル所ノ金銀物件ヲ竊取シタル
者ハ輕懲役ニ處ス

因テ官ノ文書簿冊ヲ増減變換シ又ハ毀棄シタル時ハ第二百五
條ノ例ニ照シテ處斷ス

●第百九十條 租稅其他諸稅ノ入額ヲ徵收スル官吏正數外ノ金

●第百八十三條

本條を外國の貨幣をして我國
にも通用すべきものを偽造變
造して行使したる者を罰すべ
き法條あり故に我國にて通用
せざる外國の貨幣なる時本
條を以て罰するを得ざるあり

●第百八十四條

本條を内外國の銀行紙幣を偽
造變造して行使したるものを
罰すべき法條あり故に内外國
を問はず官の許可を得ざる銀

●第百八十三條

同種之れを用ひたる者を罰し
本條を我國に於て通用すべき
金銀貨幣及び紙幣を偽造して
又或は既成成立したる金銀貨幣
及び紙幣を變造して用ひたる
者等を罰すべき法條あり故に
我國に於て通用し居らざる假
古貨幣は既に本條を適用せ
ず△偽造と通用貨幣の如き
ものを造るを云ふ假令其價安
き他金属を以て貨幣を造り之
れに金銀を冠し真正の金銀
貨幣なりと人々觀せしむる如き
を云ふ△變造と二圓紙幣を
五圓に改竄し又或は銀貨を
半圓銀貨と變更するが如きを
云ふ

行より發行する紙幣あるか又
外國より發行する紙幣ある銀行
より發行する紙幣ある我國
の紙幣と同一なるものがある時
も本條を以て罰すべからざる
なり

●第百八十五條

本條を我國に於て通用する我
國の銅貨を偽造して行使
したる者を罰すべし法條あり
故に外國の銅貨を偽造して
て行使するも本條の刑を以て
處罰するを不得とするなり

●第百八十六條

本條を貨幣偽造罪に係る未遂
犯を處分すべし刑を三段に區
分して定むる法條あり第一
段は既成貨幣を行使する
に際して第一に偽造したる
貨幣の額を以て罰すべし未
成貨幣を行使するに際して
偽造したる貨幣の額を以て
罰すべし第二に偽造したる
貨幣の額を以て罰すべし未
成貨幣を行使するに際して
偽造したる貨幣の額を以て
罰すべし第三に偽造したる
貨幣の額を以て罰すべし未
成貨幣を行使するに際して
偽造したる貨幣の額を以て
罰すべし

●第百八十七條

本條を貨幣を製造及び變造す
る者あることを知りつゝ其者
にこれ其事に従ひたる者を罰
すべし刑を二段に分ちて定め
たる法條あり第一に職工と成
りて偽造製造の手術を執りた
る者第二に職工の手術を爲し
又此事を成すに必要なる用
件を備したる者を罰すべし刑
を定むるなり

●第百八十八條

本條を貨幣を偽造及變造する
者ありと知りつゝ之れを該つ
べき家屋又は座敷等を貸與し
たるものを罰すべし法條あり

●第百八十九條

本條を假令外國に於て我國
の貨幣を偽造製造し又我國
に通用する外國の貨幣を
外國に於て偽造製造し之れを
我國に持來りたるものを罰す
べし法條あり

●第百九十條

本條を偽造製造の貨幣たるこ
を知り其貨幣の行使役と成り
たるもの已に行使したる場合

●第百九十一條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル
者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

●第百九十二條 豫メ謀テ人ヲ殺シタル者ハ謀殺ノ罪ト爲シ死
刑ニ處ス

●第百九十三條 毒物ヲ施用シテ人ヲ殺シタル者ハ謀殺ヲ以テ
論シ死刑ニ處ス

●第百九十四條 故意ヲ以テ人ヲ殺シタル者ハ故殺ノ罪ト爲シ
無期徒刑ニ處ス

●第百九十五條 支解折割其他慘刻ノ所爲ヲ以テ人ヲ故殺シタ
ル者ハ死刑ニ處ス

●第百九十六條 重罪輕罪ヲ物スニ便利ナル爲メ又ハ己ニ犯シ
テ其罪ヲ免カル、爲メ人ヲ故殺シタル者ハ死刑ニ處ス

●第百九十七條 人ヲ殺スノ意ニ出テ詐稱誘導シテ危害ニ
レ死ニ致シタル者ハ故殺ヲ以テ論シ其餘メ謀ル者ハ謀殺ヲ以
テ論ス

●第百九十八條 謀殺故殺ヲ行ヒ誤テ他人ヲ殺シタル者ハ仍ホ
謀殺故殺ヲ以テ論ス

●第百九十九條 人ヲ毆打創傷シ因テ死ニ致シタル者ハ重懲役
ニ處ス

●第三百條 人ヲ毆打創傷シ其兩目ヲ瞎シ兩耳ヲ聾シ又ハ兩肢ヲ
折リ及ビ舌ヲ斷チ陰陽ヲ毀敗シ若クハ知覺精神ヲ喪失セシメ
篤疾ニ致シタル者ハ輕懲役ニ處ス

其一目ヲ瞎シ一耳ヲ聾シ又ハ一肢ヲ折リ其他身體ヲ殘廢シ癡

よ於て罰するの法條あり故に未だ行使せざる時三等を減ずると定めたり

●第百九十一條 本條を貨幣偽造罪を犯し罪非を以て罰せられたる者其罪を待するを定められたり

●第百九十二條 本條を貨幣偽造罪又は輸入若くは取受して行使せんと決意したるも前非を悔ひ官を告げり出づる時其罪を問はず單に將來を戒むる爲め監禁をのみ附すること、定むる法條なり又第三項を貨幣偽造罪を犯したる從犯者前非を悔ひ官を告げり出づる時其罪を問はず又監禁をも附せずと定めたる法條あり

●第百九十三條 本條を假令は自己の物品を賣りて得たる貨幣偽造又は變造したるものことあり然るに之れを使用せざれば自己の損失を成るを認め置らば他人に之れを交付して物品を買取りたるが如き者を罰する法條あり

△第二節 官印ヲ偽造スル罪

●第百九十四條 本條を天皇陛下の御印影及び日本國の印影を偽り造りたるものその他人の偽造したる御國印影たるを知り之れを使用したるものを罰すべし法條あり△御印影と天皇御印影と刻り勅任官の封令書捺し捺用せらるるものを云ひ△國印影と大日本國印影と刻り勅令を與へ又外交上より日本國の名を以て交付する文書に捺用せらるる御印影を云ふ

●第百九十五條 本條を各官署に用ゆる處の印を偽造し又其既に偽造したる印を使用したる者を罰すべし法條あり各官署とは假令は裁判所、郡市役所、府縣官署等總へて政府の命令を受くべき公務を取扱ふ役所を云ふ

●第百九十六條 本條第一項を假令と物産又は

疾ニ致シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百一一條 人ヲ毆打創傷シ二十日以上ノ時間疾病ニ罹リ又ハ職業ヲ營ムト能ハサルニ至ラシメタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

其疾病休業ノ時間二十日ニ至ラサル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

疾病休業ニ至ラズト雖モ身體ニ創傷ヲ成シタル者ハ十一日以上一月以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百二條 豫メ謀テ人ヲ毆打創傷シ休業癱瘓疾又ハ死ニ致シタル者ハ前條條ニ記載シタル刑ニ照シ各一等ヲ加フ

第三百三條 重罪輕罪ヲ犯スニ便利ナル爲メ又ハ已ニ犯シテ其罪ヲ免ル、爲メ人ヲ毆打創傷シタル者ハ亦前條ノ例ニ同シ

第三百四條 毆打ニ因リ誤テ他人ヲ創傷シタル者ハ仍ホ毆打創傷ノ本刑ヲ科ス

第三百五條 二人以上共ニ人ヲ毆打創傷シタル者ハ現ニ手ヲ下シ傷ヲ成スノ輕重ニ從テ各自ニ其刑ヲ科ス若シ共毆シテ傷ヲ成スノ輕重ヲ知ルヲ能ハサル時ハ其重傷ノ刑ニ照シ一等ヲ減ス但救唆者ハ減等ノ限ニ在ラス

第三百六條 二人以上共ニ人ヲ毆打スルニ當リ自ラ人ヲ傷セスト雖モ補助シテ傷ヲ成サシメタル者ハ現ニ傷ヲ成シタル者ノ刑ニ一等ヲ減ス

第三百七條 健康ヲ害ス可キ物品ヲ施用シテ人ヲ疾苦セシメタル者ハ豫メ謀テ毆打創傷スルノ例ニ照シテ處斷ス

第三百八條 人ヲ殺スノ意ニ非スト雖モ詐稱誘導シテ危害ニ陥レ因テ疾病死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ヲ以テ論ス

第三百九條 自己ノ身體ニ暴行ヲ受クルニ因リ直チニ怒ヲ發シ暴行人ヲ殺傷シタル者ハ其罪ヲ宥恕ス但不正ノ所爲ニ因リ自ラ暴行ヲ招キタル者ハ此限ニ在ラス

第三百十條 毆打シテ互ニ創傷シ其手ヲ下スノ先後ヲ知ルコト

或る商標を模倣せん爲め之れ
に向つて保護を與へ特ニ其物
産の性質を保護するニ用ふる
官の記號又ニ印章を偽造し又
ニ偽造したる印章記號を使用
したる者ヲ罰する法律ニ依リ第
三項ニ官署の簿籍類又ニ什物
等ニ押し用ふる印章或ハ記
號を偽造し又ニ偽造したる印
章記號を使用したる者ヲ罰す
べき法律ニ依リ

●第九十七條

本條ニ御覽圖章印記號印章
等の形跡を濫用したるものを
罰すべき法律ニ依リ而シテ第
二項ニ其印章等を預り又ニ保管
する者の濫用したる場合を罰
すべき法律ニ依リ△印章と實
物の如き印を造るを云ふもの
ニ依リ印の形跡を濫用し之れ
を模倣して造るも矢張り偽
印の一罪を成立するニ止まる
るニ依リ△印章の形跡を濫用する
と假令一枚の勳章模倣を
作り之れハ罰金ニ依リ之れ
を濫用し如きを云ふ△形跡を濫
用するハ偽印を造るとの差違
ハ偽印と別ニ真正印ニ似した
るもの作ると真正なる印を濫

能ハサル者ハ各其罪ヲ宥恕スルコトヲ得

第三百一十一條 本夫其妻ノ姦通ヲ覺知シ姦所ニ於テ直チニ姦夫
又ハ姦婦ヲ殺傷シタル者ハ其罪ヲ宥恕ス但本夫先ニ姦通ヲ
容シタル者ハ此限ニ在ラス

第三百一十二條 書問故ナク人ノ住居シタル邸宅ニ入り若クハ門
戸牆壁ヲ踰越損壞セントスル者ヲ防止スル爲メ之ヲ殺傷シタ
ル者ハ其罪ヲ宥恕ス

第三百一十三條 前數條ニ記載シタル宥恕ス可キ罪ハ各本刑ニ照
シ二等又ハ三等ヲ減ス

第三百一十四條 身體生命ヲ正當ニ防衛シ己ムコトヲ得サルニ出
テ暴行人ヲ殺傷シタル者ハ自己ノ爲メニシ他人ノ爲メニスル
ヲ分タス其罪ヲ論セス但不正ノ所爲ニ因リ自ラ暴行ヲ招キタ
ル者ハ此限ニ在ラス

第三百一十五條 左ノ諸件ニ於テ己ムコトヲ得サルニ出テ人ヲ殺
傷シタル者ハ其罪ヲ論セス

一 財産ニ對シ放火其他暴行ヲ爲ス者ヲ防止スルニ出タル時

二 盜犯ヲ防止シ又ハ盜贖ヲ取還スルニ出タル時

三 夜間故ナク人ノ住居シタル邸宅ニ入り若クハ門戸牆壁ヲ踰
越損壞スル者ヲ防止スルニ出タル時

第三百十六條 身體財産ヲ防衛スルニ出ルト雖モ己ムコトヲ得
サルニ非スシテ害ヲ暴行人ニ加ヘ又ハ危害已ニ去リタル後ニ
於テ勢ニ乘シ仍ホ害ヲ暴行人ニ加ヘタル者ハ不問罪ノ限ニ
在ラス但シ狀情ニ因リ第三百十三條ノ例ニ照シ其罪ヲ宥恕ス
ルコトヲ得

第四節 過失殺傷ノ罪

第三百十七條 疎虞懈怠又ハ規則慣習ヲ遵守セス過失ニ因テ人
ヲ死ニ致タル者ハ廿圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百十八條 過失ニ因テ人ヲ創傷シ癡篤疾ニ致シタル者八十
圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百十九條 過失ニ因テ人ヲ創傷シ疾病休業ニ至ラシメタル

●第九十八條

本條ニ政府より發行する各種
の印紙前記の證券郵便、登記等
の印紙を偽造變造したる者及
ハ其偽造變造の印紙あることを
知りて行使したる物を罰すべ
き法律ニ依リ

●第九十九條

本條ニ一度使用したる各種の
印紙を二度使用して一度の利
益を得る者ヲ罰する法律ニ依
リ故ニ彼の裁判所ニ呈供する
狀ニ相等の印紙を貼用し且つ
消印を代ヘ差出したる時其
狀文例ニ違ひたる點あるか又
モ民事訴訟法ニ違ふ處ありて
下付されたる後此狀を訂
正し再び差出す時罰金ニ付
されたる様式の狀紙ニ貼用し
たニ際印紙を再び貼用する
も差支へざる之れ未だ用ひざ
ると等しきものあるのみなら
ず登記印紙又ハ登記印紙等の
如きもの郵便切手の如く再
び人民の手ニ歸らざるものも
ればなり

●第二百條

本條ニ官印偽造罪ヲ犯さんと

一て未だ遂げざるもの罰百十一條以下に規定する未遂犯罪の例に因り擬せざるべきことを定むる法律あり

●第二百一十一條
本條を冒印偽造罪を犯し輕罪に因て罰せられたるもの總へて附屬を附する旨を定むる法律あり

△第三節 官ノ文書ヲ偽造スル罪
本條を冒文書偽造に係る罪を罰すべし法律を具めたるものあり

●第二百一十二條
本條を冒書を偽造したる者又は附屬を偽造したる者及附屬を破り損せしめたる者の三つを罰する法律あり△附屬とは天皇陛下より下賜せる御勅書及び△偽造するに一の附屬を私に造り以て附屬をかりと稱する者を云ふ△附屬とは附屬の文章へ私に文字を加へ又は文章の一句を削除す等々を云ふ△變換とは附屬の文章を書き改むる等を云ふ△附屬を棄てしり罰を破り損するを云ふ

者ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第五節 自殺ニ關スル罪

第三百二十條 人ヲ教唆シテ自殺セシメ又ハ囑託ヲ受ケテ自殺人ノ爲メニ手ヲ下シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス其他自殺ノ補助ヲ爲シタル者ハ一等ヲ減ス

第三百二十一條 自己ノ利ヲ圖リ人ヲ教唆シテ自殺セシメタル者ハ重懲役ニ處ス

第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪

第三百二十二條 擅ニ人ヲ逮捕シ又ハ私家ニ監禁シタル者ハ十日以上二月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但監禁日數十日ヲ過タル毎ニ一等ヲ加フ

第三百二十三條 擅ニ人ヲ監禁制縛シテ毆打拷責シ又ハ飲食衣服ヲ屏去シ其他苛酷ノ所爲ヲ施シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上卅圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百二十四條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第三百二十五條 擅ニ人ヲ監禁シ水火震災ノ際其監禁ヲ解クコトヲ怠リ因テ死傷ニ至シタル者ハ亦前條ノ例ニ同シ

第七節 脅迫ノ罪

第三百二十六條 人ヲ殺サント脅迫シ又ハ人ノ住居シタル家屋ニ放火セント脅迫シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百二十七條 兇器ヲ持シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一等ヲ加フ

第三百二十八條 親屬ニ害ヲ加フ可キ事ヲ以テ脅迫シタル者ハ亦前條ノ罪ニ同シ

●第二百三十三條
本條を政府より發する文書中の文章を偽造し又其附屬を偽造し行使したる及び其文章を破り毀ち損する等の所爲を犯す者を罰すべし法律あり△官の文章とは假令は裁判所より發する召喚狀、又は宣誓書、登記簿、産狀、特許證書の如く總て政府より發する文章を云ふ

●第二百四十四條
本條を公債證書又は官廳の公證書に與へたる文章を偽り造り又其加筆削除して用ひたるもの罰する法律あり然し其偽造變造又は加筆削除したる文章の記名が公債證書なる時を一等を加へて罰すと定めたる△無記名公債證書を偽造變造したるものを重きと處する理由と彼の起票公債證書の如く所有主の姓名を記せる無記名のものある時其何人の所有たるを知るに術なければ是も紙幣と等しきものあり故に其罪を重したる所以あり

●第二百五十五條

本條を假令と登記官更によつて登記簿を改竄し又或執事等によつて裁判所の命令書等偽造して他人の財産を差押ふる如きを云ひ其第二項を假令は市町村長によつて戸籍簿を改竄し裁判所書記によつて公判會證書正本を改り毀つ等の事を爲し又そのものを偽すべき法條あり△假令と云フカサトルと云ふ流あり

●第二百六條

本條を官の文書を偽造する爲め必要を以て官の印章を偽造し又之を盗用したる者を罰すべき法條あり然して本條末文の各本條は照し重し従て處斷すとの意を假令は第一項の命令書を偽造し且つ之れを押捺すべき印を偽印したる者ありと假定せしむ此罪は何れの法條に因りて罰すべきかと云ふは彼是各條を比較し其重し従て處斷せざるべからず故に先づ官文書偽造の正條則ち第二百三條と官印偽造の正條則ち第二百九十五條と比較し其重し官印偽造罪に照し之れを重懲役に處すべしと定めたるあり

第三百二十九條

此節ニ記載シタル罪ハ竊盜ヲ受ケタル者又ハ其親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

第八節 墮胎ノ罪

第三百三十條

懷胎ノ婦女藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百三十一條

藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシメタル者ハ亦前條ニ同シ因テ婦女ヲ死ニ致シタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百三十二條

醫師醫婆又ハ藥商前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一等ヲ加フ

第三百三十三條

懷胎ノ婦女ヲ威逼シ又ハ誑騙シテ墮胎セシメタル者ハ一年以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百三十四條

懷胎ノ婦女ナルヲ知リ毆打其他ノ暴行ヲ加ヘ因テ墮胎ニ至ラシメタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス其墮胎セシムルノ意ニ出タル者ハ輕懲役ニ處ス

●第二百七條

本條を官印及官文書偽造罪に因テ輕罪の刑に處せられたる者と監視を付すべきと定めたるあり

△第四節 私印私書ヲ偽造スル罪

本條を官署にあらざり私人の印章及一人の文書を偽造する者を罰すべき法條を求めたるあり

●第二百八條

本條を自己以外の人の印章を偽造して使用したる者と印章を盗み用ひて使用したる者とを罰すべき刑を定めたる法條あり

●第二百九條

本條を手形を偽造したる者を罰すべき法條あり△爲替手形とは假令は信用ある甲商人或物品を乙商人に買ひ其代價を支拂ふに當り甲商人の丙商人より受取るべき金貨を以て支拂ふに當り一ツの手形證書を作り金貨の代りとして甲商人より乙の商人に渡すべき手形を云ふ△爲替を以て購買すべ

第三百三十五條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ廢篤疾又ハ死ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第九節

幼者又ハ老疾者ヲ遺棄スル罪

第三百三十六條

八歳ニ滿サル幼者ヲ遺棄シタル者ハ一年以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百三十七條

八歳ニ滿サル幼者又ハ老疾者ヲ監禁無人ノ地ニ遺棄シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ

第三百三十八條

給料ヲ得テ人ノ寄託ヲ受ケ保護ス可キ者前二條ノ罪ヲ犯シタル時ハ各一等ヲ加フ

第三百三十九條

幼者老疾者ヲ遺棄シ因テ癡疾ニ致シタル者ハ輕懲役ニ處シ篤疾ニ致シタル者ハ重懲役ニ處シ死ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ處ス

第三百四十條

自己ノ所有地又ハ看守ス可キ地内ニ遺棄セラレタル幼者老疾者アルヲ知テ之ヲ扶助セス又ハ官署ニ申告セ

を証券とす。則ち諸會社の株券等も云ふ。△約定手形とて假令甲者と乙者との間に於て金員を授受すべき爲め其期日を豫め納東し之れを官より發行す。手形用紙に認めし。其証券を約定手形と云ふ。△元東手形もその商取引を假令甲と乙と見做し。轉運用するものあれば其信用實に重し。故に此等の手形を偽造變造して行使するものあるは於て商取の敏捷を妨げ商業全体の信用を害するや大なり。故に之れを重罪として處分する。又至當なりと云ふべし。

●第二百十條 本條を私書偽造の罪を二區分し其罪を罰す。刑を定めたる法條あり。第一に買賣貸借贈與交換及權利義務に關する證書を偽造し。又は増減し。或は其體道して行使したるもの。其後の私書を偽造増減變換して行使したるもの。を罰す。刑を定めたる法條あり。△買賣貸借證書とて物件を賣り買ひするに付ての書付△貸借證書とて

サル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス
若シ疾病ニ罹リ昏倒スル者アルコトヲ知テ扶助セズ又ハ申告セサル者亦同シ

第十節 幼者ヲ畧取誘拐スル罪

第三百四十一條 十二歳ニ滿サル幼者ヲ畧取シ又ハ誘拐シテ自ラ藏匿シ若クハ他人ニ交付シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百四十二條 十二歳以上二十歳ニ滿サル幼者ヲ畧取シテ自ラ藏匿シ若クハ他人ニ交付シタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上十圓以下ノ罰金ヲ附加ス 其誘拐シテ自ラ藏匿シ若クハ他人ニ交付シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上廿圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百四十三條 畧取誘拐シタル幼者ナルコトヲ知テ自己ノ家屬機婢ト爲シ又ハ其他ノ名稱ヲ以テ之ヲ收受シタル者ハ前二條ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス

第三百四十四條 前條條ニ記載シタル罪ハ被害者又ハ其親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス但畧取誘拐セラレタル幼者式ニ從テ婚姻ヲ爲シタル時ハ告訴ノ効ナシ

第三百四十五條 二十歳ニ滿サル幼者ヲ畧取誘拐シテ外國人ニ交付シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第十一節 猥褻姦淫重婚ノ罪

第三百四十六條 十二歳ニ滿サル男女ニ對シ猥褻ノ所行ヲ爲シ又ハ十二歳以上ノ男女ニ對シ姦行脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ一年以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百四十七條 十二歳ニ滿サル男女ニ對シ姦行脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百四十八條 十二歳以上ノ婦女ヲ強姦シタル者ハ輕懲役ニ處ス

金員或は物件の貸借り證すべし書付△贈遺證書とて他人に金員或は物件を與へ遺すことを證する書付△交換證書とて物件と物件を相互に換へることを證する書付△其他權利義務に關する證書とて以上列記したる權利義務に關する證書の外にある此條に列記し得たる彼の委任狀の如き諸般の約定證の如き金銀預り證の如きと云ふ△其餘の私書とて金銀受取證書の如き一人の手の如きを云ふなり

●第二百十一條 本條を私印私書偽造の罪を犯さんとして遂げざる者ハ第一百十一條以下に定めたる未遂犯罪の例に因り減輕すべきことを定めたる法條あり

●第二百十二條 本條を私印私書偽造の罪を犯し輕罪を以て處断せられたるものとして總て監視を付することを定めたる法條あり

△第五節 免狀鑑札及ヒ疾病證書ヲ偽造スル罪

本節で請願の免状及鑑札又
醫師の造るべき診察書等を偽
造する罪を罰する法律を集
めたり

●第二百十三條

本條を假令は外國旅行免状、
關山借區免状、專賣特許證、商
標登録證等及び商標行商標札
標章小號鑑札等の加蓋ものを
偽造して行使したる者を罰す
べき法律あり其但書の意を以
上の如き所爲を爲すは必要を
感じ官の印章を偽造し又官
の印影を盗み用ひたるもの
本條に因りて罰する第二百十四
條以下に定めたる官印偽造を
以て處斷すべきことを定むる
あり

●第二百十四條

本條を假令は免状又鑑札を
受けんとする者自己真正の姓
名を以てする時を何か差支ふ
る處あるが爲め故意を以て自
己が宿所族籍姓名を詐り或ひ
て警察署にあらざるは警察署
ありと詐りて賣藥行商標札を
受けたるが如き所爲を罰し尙
ほ其罪を取扱ふ官吏よりて詐
りて免状又鑑札を受くる者

ありと知りつゝ之れを免状又
鑑札を下付する如き者を罰
すべき法律なり

●第二百十五條

本條を假令は市町村に於て衛
生委員に例せられたる者傳染病
流行するを以て出て之れが
豫防に盡力し又病人に接近
せざるべからざる事あるを履
ひ醫師の名義を用ひ病氣の爲
め公務を執るに就へざる旨の
診察書を作りて行使し其公務
を免れたる者以上の所爲を
以て他人を免れしめたるもの
罰する法律あり而して若し醫
師よりて其情を知り以上の如
き診察書を造りたることを一
等を加へて罰すと定むるあり

●第二百十六條

本條を假令は軍隊の兵卒とあるべ
き義務ある丁年の男子よりて
其兵卒と成るを願ひ前條の如
き所爲を爲したる者及醫師
前條より其罪を一等重くすと
定めたる法律あり

●第二百十七條

第二百十三條より前條迄を偽
造行使の罪に對する罰條なり

藥酒等ヲ用ヒ人ヲ昏睡セシメ又ハ精神ヲ措亂セシメテ淫淫シ
タル者ハ強姦ヲ以テ論ス

第三百四十九條 十二歳ニ滿サル幼女ヲ姦淫シタル者ハ輕懲役

ニ處ス若シ強姦シタル者ハ重懲役ニ處ス

第三百五十條 前條條ニ記載シタル罪ハ被害者又ハ其親屬ノ告

訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

第三百五十一條 前條條ニ記載シタル罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ

致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス但強

姦ニ因テ癩癘疾ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ處シ死ニ致シタル

者ハ無期徒刑ニ處ス

第三百五十二條 十六歳ニ滿サル男女ノ淫行ヲ勸誘シテ媒合シ

タル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以

下ノ罰金ヲ附加ス

第三百五十三條 有夫ノ婦姦通シタル者ハ六月以上二年以下ノ

重禁錮ニ處ス其相姦スル者亦同シ

此條ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス但シ本夫先ニ姦通ヲ
縱容シタル者ハ告訴ノ効ナシ

第三百五十四條 配偶者アル者重キテ婚姻ヲ爲シタル時ハ六月

以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附

加ス

第十二節 誣告及ヒ誹毀ノ罪

第三百五十五條 不實ノ事ヲ以テ人ヲ誣告シタル者ハ第二百二

十二條ニ記載シタル偽證ノ例ニ照シテ處斷ス

第三百五十六條 誣告ヲ爲スト雖モ被告人ノ推問ヲ始メサル前

ニ於テ誣告者自首シタル時ハ本刑ヲ免ス

第三百五十七條 誣告ニ因テ被告人刑ニ處セラレタル時ハ第二

百廿一條第二百廿二條ニ記載シタル例ニ照シテ處斷ス

第三百五十八條 惡事馳行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀シタル者ハ事實

ノ有無ヲ問ハズ左ノ例ニ照シテ處斷ス

一公然ノ演說ヲ以テ人ヲ誹毀シタル者ハ十一日以上三月以下

一が本條を以上示したる現
狀鑑札及び疾病證書を書き加
へ又は削除訂正して行使した
る者を罰すべし刑を定むるは
法律より

第六節 偽證ノ罪

本節を証人を偽る者を罰すべ
き法律を築めたり

第二百十八條

本條を刑事件の証人裁判所
於て証言を偽りたる時刑事被
告人の處せられたる刑罰の輕
重に因り偽証人の刑罰も自ら
輕重あるを示したる法律あり
△曲庇と証人刑事被告人
を惡し事實なき偽りの証言を
立てて重く處罰せしめんとした
るか又は証人被告人を救せん
爲め事實を隠し軽く處罰せし
めんとするを云ふ△掩蔽と
正實在りし事實を蔽ひ隠し
すを云ふ

第二百十九條

本條を証人其証言を偽りたる
爲め刑事被告人の犯したる罪
に適當なる刑を免かれたる時
その偽証者も前條の例に照して
一等重き刑に處すと定めたる

第二百二十條

本條を証人たる者誰か犯さざ
る刑事被告人たることを知るも
何所を以て証言するに當り被
告人を刑罰に陥らしめんとす
の故意を以て偽りの証言を陳述
したる者を罰すべし法律あり
△本條も第二百十八條と等
しく刑事被告人の處せらるる
刑罰の輕重に因り偽証人の
刑罰も自ら輕重あるを以て
之れが刑罰を示したり△而
して第二百十八條と本條の差
異を示さん△第二百十八條を
罪を犯したる者ある者を重き
刑に處罰せしめんとして事實
を曲ぐる如き偽りの証言を爲
せし証人又は輕き刑に處罰せ
らるるか或は其罪を免れし
めんと事實を蔽ふべき偽りの
証言を爲せし証人を罰すべし
法律あり△本條を罪を犯さざ
る人を罪に陥れんと計るもの
を罰すべし法律あるとの差違
あるなり

第二百二十一條

本條を第一項の證人証人の偽
證に因りて被告人刑に處せら

ノ重禁錮ニ處シ三圓以上卅圓以下ノ罰金ヲ附加ス

ニ書類畫圖ヲ公布シ又ハ雜劇偶像ヲ作爲シテ人ヲ誹毀シタル
者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以
下ノ罰金ヲ附加ス

第三百五十九條

死者ヲ誹毀シタル者ハ誣罔ニ出タルニ非サレ
ハ前條ノ例ニ照シテ處分スルニトテ得ス

第三百六十條 醫師藥商隱匿又ハ代言人辨護人代書人若クハ神
官僧侶其身分職業ニ於テ委託ヲ受ケタル事ニ因リ知得ル陰私
ヲ漏告シタル者ハ誹毀ヲ以テ論シ十一日以上三月以下ノ重禁
錮ニ處シ三圓以上卅圓以下ノ罰金ヲ附加ス

但裁判所ノ呼出ヲ受テ事實ヲ陳述スル者ハ此限ニアラス

第三百六十一條 此節ニ記載シタル誹毀ノ罪ハ被害者又ハ死者
ノ親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

第十三節 祖父母父母ニ對スル罪

第三百六十二條 子孫其祖父母父母ヲ謀殺故殺シタル者ハ死刑

ニ處ス

其自殺ニ關スル罪ハ凡人ノ刑ニ照シ二等ヲ加フ

第三百六十三條 子孫其祖父母父母ニ對シ毆打創傷ノ罪其他監
禁ヲ追遺乘取告訴誹毀ノ罪ヲ犯シタル者ノ各本條ニ記載シタル
凡人ノ刑ニ照シ二等ヲ加フ但廢疾ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ

處シ篤疾ニ致シタル者ハ無期徒刑ニ處シ死ニ致シタル者ハ死
刑ニ處ス

第三百六十四條 子孫其祖父母父母ニ對シ衣食ヲ供給セス其他
必要ナル奉養ヲ缺キタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ

處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

因テ疾病又ハ死ニ致シタル者ハ亦前條ノ例ニ同シ

第三百六十五條 祖父母父母ニ對シタル殺傷ノ罪ハ特別ノ宥恕
及ヒ不諭罪ノ例ヲ用フルコトヲ得ス但其犯ス時知ラサル者ハ

此限ニアラス

第二章 財産ニ對スル罪

れ服役中全く偽証を因りたる
 色の露顯したる時を偽証を爲
 したる者と偽証を因りたる
 せられたる被告人の服役した
 る日數及び偽証者も服役せし
 むと定めたる法條より然れど
 も其被告人の服役したる日數
 偽証者の受くべき刑期より短
 き時を偽証者も刑期の長き偽
 証罪の本刑に照して服役せし
 むと定めたり又前二項を假へ
 ば被告人偽証の爲め輕微服役
 年を處せられ六年の間服役し
 て偽証罪を處する時を偽証者
 を六年に反坐せし一年を減じ
 第二百二十條第一の規定たる
 二年以上五年以下の範圍内を
 於て最長たる五年の重禁錮を
 處するを得と定めたり然し
 減するを得るも最下たる二
 年以下とするを得ずとす
 り

●第二百二十二條

本條第一項を偽証を因りて被
 告人死刑に處せられ終りに偽
 証罪を處したる時を偽証者を
 無期刑に處し若し被告人未
 だ死刑の執行を受けず生存し
 居る場合は假令したる時を有
 り

第一節 竊盜ノ罪

第三百六十六條 人ノ所有物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ
 二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百六十七條 水火震災其他ノ變ニ乘シテ竊盜ヲ犯シタル者
 ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百六十八條 門戶牆壁ヲ踰越損壞シ若クハ鎖鑰ヲ開キ邸宅
 倉庫ニ入り竊盜ヲ犯シタル者ハ又前條ニ同シ

第三百六十九條 二人以上共ニ前三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一
 等ヲ加フ

第三百七十條 兇器ヲ携帯シテ人ノ住居シタル邸宅ニ入り竊盜
 シタル者ハ輕微服役ニ處ス

第三百七十一條 自己ノ所有物ト雖モ典物トシテ他人ニ交付シ
 又ハ官署ノ命令ニ因リ他人ノ看守シタル時之ヲ竊取シタル者
 ハ竊盜ヲ以テ論ス

第三百七十二條 田野ニ於テ穀類粟其他ノ產物ヲ竊取シタル

者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百七十三條

山林ニ於テ竹木礦物其他ノ產物ヲ竊取シ又ハ
 川澤池沼湖海ニ於テ人ノ生養シ若クハ營業ニ關スル產物ヲ竊
 取シタル者ハ又前條ニ同シ

第三百七十四條

牧場ニ於テ牧畜ノ獸類ヲ竊取シタル者ハ二月
 以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百七十五條

此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未ダ遂
 ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第三百七十六條

此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處ス者
 ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第三百七十七條

祖父母父母夫妻子孫及ヒ其配偶者又ハ同居ノ
 兄弟姉妹互ニ其財産ヲ竊取シタル者ハ竊盜ヲ以テ論スルノ限
 ニ在ラス

若シ他人共ニ犯シテ財物ヲ分子タル者ハ竊盜ヲ以テ論ス

第二節 強盜ノ罪

●第二百二十四條

本條を刑事民事兩事行政の別
 なく何れの裁判所をも決定
 人又通譯人として召喚せら
 れたる者裁判所は於て偽りの
 鑑定を爲し又偽りの通譯を
 爲したるもの罰すべき法條を
 り

●第二百二十五條

本條を自ら爲さず雖も他人
 金錢を與へ又を依頼し裁判
 所は於て第二百十八條以下明

條に至る迄の罪を犯さしめたる者として本節に定めたる偽造罪の例を以て處罰すと定めたる法律あり

●第二百二十六條

本條を偽造罪を犯すに雖も其偽造の爲め陷害されんとする被告人の未だ裁判官告を受けざる以前於て偽証者官名乗り出づる時其罪を相せずと定めたる法律あり

△第七節 度量衡ヲ偽造スル罪

本節を度量衡の如き世の信用すべき重要物品を偽造する罪を罰すべき法律を築めたるより△度と物ヤシ△量とを辨△衡とハカリあり

●第二百二十七條

本條を度量衡を偽造又は變造して賣捌きたる者を罰すべき法律あり而して若し之れを製造するより必要を感し官の職印を偽造し又は盗用したる者第二百九十四條以下に定めたる官印偽造の罪を以て處罰すと定めたり△偽造するとは尺度あれば少く短かく製造するとか柄あれば厚き木を以て製造するとか衡あれば輕き物も定量と重く衡すれば如く製造する等を云ふ△變造とは假令ハば衡の原緒を短かくするが又自重を重くし或は重量を輕くする如きを云ふ

●第二百二十八條

本條を偽造又は變造したる度量衡を知りつゝ之れを賣捌きたる者を罰すべき法律あり

●第二百二十九條

本條を度量衡を偽造變造せずと雖も常し利益を得る此三品を使用する職工商者として定期を増減したる如き不正品を所持したる者を罰すべき法律あり又第二項を假令米商として一辨の量器ヲ雜等を粘り着け之れを使用して他人に米を賣る者第二百九十條に定めたる詐欺取財の刑に照して處罰するを定めたるあり△定期を増減すと假令は一辨に入るべき量ハ合より入り過ぎる如く又一辨に入るべき量ハ一辨ニ合入るべく加くしたる云ふ其多きを買ふは用ひ少きを賣るは用ふ故に此惡計を

第三百七十八條 人ヲ強迫シ又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト爲シ輕懲役ニ處ス

第三百七十九條 強盜左ニ記載シタル情狀アル者ハ一個毎ニ一等ヲ加フ

- 一二人以上共ニ犯シタル時
- 二兇器ヲ携帶シテ犯シタル時

第三百八十條 強盜人ヲ傷シタル者ハ無期徒刑ニ處シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

第三百八十一條 強盜婦女ヲ強姦シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

第三百八十二條 竊盜財ヲ得テ其取還ヲ拒ク爲メ臨時暴行強迫ヲ爲シタル者ハ強盜ヲ以テ論ス

第三百八十三條 藥酒等ヲ用ヒ人ヲ醉迷セシメ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論シ輕懲役ニ處ス

第三百八十四條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ減輕ニ因テ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第三節 遺失物埋藏物ニ關スル罪

第三百八十五條 遺失及ヒ漂流ノ物品ヲ拾得テ隱匿シ所有主ニ還付セス又ハ官署ニ申告セサル者ハ十一月以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ二圓以上廿圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百八十六條 他人ノ所有地内ニ於テ埋藏ノ物品ヲ掘得テ隱匿シタル者ハ亦前條ニ同シ

第三百八十七條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ハ第三百七十七條ニ掲ケタル親屬ニ係ル時ハ其罪ヲ論セス

第四節 家資分散ニ關スル罪

第三百八十八條 家資分散ノ際其財産ヲ藏匿脱漏シ又ハ虛偽ノ負債ヲ増加シタル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス情ヲ知テ虛偽ノ契約ヲ承諾シ若クハ其媒介ヲ爲シタル者ハ一等ヲ減ス

第三百八十九條 家資分散ノ際隱匿ノ類ヲ藏匿毀棄シ若シ分散決定ノ後債主中ノ一人又ハ數人ニ其負債ヲ私債シテ他ノ債主

止むる爲め本條を設く

●第二百三十條

本條と他人の依頼を受け資金を得て度量衡を偽造又は變造したる者の刑を定めたる法條あり

△第八節 身分ヲ詐稱スル罪

本節と氏名詐稱したる者を罰する法條を築めたるあり

●第二百三十一條

本條と假令と裁判所又警察署等に出頭し其實大阪府在住の甲田權兵衛として大工職ある乙故ら東京府在住の乙野八兵衛として手傳職ありと會話を以て上申し又その書面を以て申し上げたるが如き者を罰すべき法條あり

●第二百三十二條

本條と官名詐稱罪を罰する法條あり△官職位階を詐稱する事と巡査にあらざる者が巡査と偽り或は無位の平民と偽り稱するを云△官の服飾徽章を濫用する事と憲兵卒たる者が憲兵卒たる目印を著けたりて憲兵卒の如く偽り稱する者を云△内外國の勳章を借用する事と假令と無勳の者が勳章を數五等より稱し勳五等の勳章を他人より借り來りて稱する事と外國より勳章を受け居る者の勳章を濫用するが如きを云△勳章を受くる者と雖も日本政府より其勳章を佩用するを許されざれば自己の受けたるものも佩用するを得ざるあり然し此旨を違背したるも本條に因て處分せらるゝものありざるも注意造し記し置くのみあり

▲第九章 公撰ノ投票ヲ偽造スル罪

本條と公けの機關する場合に用ふる投票箋を偽造する罪を罰すべし法條を築めたり

●第二百三十三條

本條と彼の國會議員又その附會議員其他公撰せらるべき諸種の職員を公撰すべし投票箋

ヲ書シタル者ハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

第五節 詐欺取財ノ罪及ヒ受寄財物ニ關スル罪

第三百九十條 人ヲ欺罔シ又ハ恐喝シテ財物若クハ證書類ヲ騙取シタル者ハ詐欺取財ノ罪ト爲シ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

因テ官私ノ文書ヲ偽造シ又ハ増減變換シタル者ハ偽造ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第三百九十一條 幼者ノ智慮淺薄又ハ人ノ精神錯亂シタルニ乘シテ其財物若クハ證書類ヲ授與セシメタル者ハ詐欺取財ヲ以テ論ス

第三百九十二條 物件ヲ販賣シ又ハ交換スルニ當リ其物質ヲ變シ若クハ分量ヲ偽テ人ニ交付シタル者ハ詐欺取財ヲ以テ論ス

第三百九十三條 他人ノ動産ノ不動産ヲ冒認シテ販賣交換シ又ハ抵當典物ト爲シタル者ハ詐欺取財ヲ以テ論ス

自己ノ不動産ト雖モ己ニ抵當典物ト爲シタルヲ欺隠シテ他人ニ賣與シ又ハ重子テ抵當典物ト爲シタル者亦同シ

第三百九十四條 前數條ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ハ六月以上三年以下ノ監視ニ付ス

第三百九十五條 受寄ノ財物借用物又ハ典物其他委託ヲ受タル金額物件ヲ費消シタル者ハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

若騙取拐帶其他詐欺ノ所爲有者ハ詐欺取財ヲ以テ論ス

第三百九十六條 自己ノ所有ニ係ト雖モ官署ヨリ差押タル物件ヲ藏匿脱漏シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス但家資分散ノ際此罪ヲ犯シタル者ハ第三百八十八條ノ例ニ照シテ處斷ス

第三百九十七條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第三百九十八條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者第三百七十七條ニ掲ケタル親屬ニ係ル時ハ其罪ヲ論セス

も偽造し又は模倣者の授けたる票額を増し或は減する等の者を罰すべき法條あり

●第二百三十四條

本條を假令と甲ある者府縣會議員議員は模倣せられんとて投票者ハ金品を與へて自己を投票せしむるもの及び其依頼を受けた金品を賣ひ受け投票を爲したる者を罰すべき法條あり

●第二百三十五條

本條を假令と彼の府縣會議員模倣は該り投票長又立會人等の如く其投票を檢査する任に當りし者及投票の多少を區分計算を主とする者投票を偽し又増減したる時罰すべき法條あり

●第二百三十六條

本條を投票の檢査を終りし後其模倣の模倣者を書記する者及び其模倣投票の結局を報告する任に當るもの投票の多少を偽り又其他正當なるらざる偽りの事を報告を爲す等の罪を犯したる者を罰すべき法條あり

△第五節 健康ヲ害ス

ル罪

本節を専ら人生の衛生を害する罪を定めたるものあり

△第一節 阿片烟ニ關スル罪

本節を假令の一種すれば精神を衰耗せしめ自ら恍惚として自己たるを忘れしむる如き健康を害すべき習慣あるを以て之れを吸食するを禁する法條を定めたるものあり

●第二百三十七條

本條を阿片烟を外國より買來り又我國にて製造し或は之を賣捌きたるものを罰する法條あり

●第二百三十八條

本條を阿片烟を吸ふ煙管又之れに附屬する道具を外國より買入れ又製造し或は賣捌きたるものを罰すべき法條あり

●第二百三十九條

本條を外國より諸物資を我國に持來るれば之れを取關し輸入税を賦立つる官吏外國より阿片烟又之れを吸食する道具を持來しめたるものを

第六節 贓物ニ關スル罪

第三百九十九條

強竊盜ノ贓物ナルヲ知テ之ヲ受又ハ寄藏故買シ若クハ牙保ヲ爲シタル者ハ一月以上一年以下ノ電禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四百條 前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第四百一條 詐欺取財其他ノ犯罪ニ關シタル物件ナルヲ知リテ之ヲ受ケ又ハ寄藏故買シ若クハ牙保ヲ爲シタル者ハ十一日

以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上廿圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第七節 放火失火ノ罪

第四百二條 火ヲ放テ人ノ住居シタル家屋ヲ燒燬シタル者ハ死刑ニ處ス

第四百三條 火ヲ放テ人ノ住居セサル家屋其他ノ建造物ヲ燒燬シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

第四百四條 火ヲ放テ廢屋及ヒ柴草肥料等ヲ貯フル屋舎ヲ燒燬シタル者ハ重懲役ニ處ス

第四百五條 火ヲ放テ人ヲ乘載シタル船舶汽船ヲ燒燬シタル者ハ死刑ニ處ス

其人ヲ乘載セサル船舶汽船ニ係ル時ハ重懲役ニ處ス

第四百六條 火ヲ放テ山林ノ竹木田野ノ穀麥又ハ露積シタル柴草竹木其他ノ物件ヲ燒燬シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第四百七條 火ヲ放テ自己ノ家屋ヲ燒燬シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

第四百八條 放火ノ罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第四百九條 火ヲ失シテ人ノ家屋財産ヲ燒燬シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四百十條 火藥其他激發ス可キ物品又ハ煤汽井蒸氣罐ヲ破裂セシメテ人ノ家屋財産ヲ毀壞シタル者ハ其故意ニ出ルト過失

罰する法條あり

●第二百四十條

本條第一項に阿片煙を吞むべき爲めは座敷或は他家屋を貸し與へ利益を得たるものを罰すへき法條あり第二項に他人を誘ひ出し阿片煙を吞ましめたるものを罰すへき法條あり

●第二百四十一條

本條に他人を誘はれて吞みたるは自己勝手と吞むたものとを問はず若くは阿片煙を吸食したるものを罰すへき法條あり

●第二百四十二條

本條に自己未だ吞まずとも雖も若くは吸食すへきを目的として阿片煙を所持し又阿片煙を飲むに用ふる器具を所持し若くは阿片煙及器具を預り居る者も罰すへき法條あり△茲に注意すへき阿片煙を製造し用ふるにあり故に濶用阿片煙を所持或は預り居る者も本條を以て論ぜず別は濶用阿片煙を取締るべき法條あれば其法條の正條に因りて處分するなり

△第二節 飲料ノ淨水

汚穢スル罪

本條に人の飲むべき水を汚したる者の罪を罰すへき法條を築めたり

●第二百四十三條

本條に泉水井水又貯水等總て人の飲料に供する目的を以てする淨水を汚濁せしめ或は其他の方法を以て飲料する能ざるに至らしめたる者を罰すへき法條あり

●第二百四十四條

本條に人の飲料に供すべき清水へ亞母尼亞等を混して水質を變へ又他の毒物を混して以て清水を腐らしめ飲料に供する能ざるのみならず之れを飲む時多少健康を害すべき時其罪を犯したる者を罰すへき法條あり

●第二百四十五條

本條に前二條の罪を犯したる爲め人を疾病に罹らしめ又死せしめたる時●第二百九十九條以下に規定したる殴打創傷の罪に因りて處罰すべき定めたる法條あり

△第三節 傳染病豫防

トチ分子放火失火ノ例ニ照シテ處斷ス

第八節 洪水ノ罪

第四百十一條 堤防ヲ決潰シ又ハ水閘ヲ毀壞シテ人ノ住居シタル家屋ヲ漂流シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

若シ人ノ住居セサル家屋其他ノ建造物ヲ漂流シタル者ハ重懲役ニ處ス

第四百十二條 堤防ヲ決潰シ水閘ヲ毀壞シテ田圃鑛坑牧場等ヲ荒廢シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第四百十三條 他人ノ便益ヲ損シ又ハ自己ノ便益ヲ圖ル爲め堤防ヲ決潰シ水閘ヲ毀壞シ其他水利ヲ妨害シタル者ハ一年以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上廿圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四百十四條 過失ニ因テ水害ヲ起シタル者ハ失火ノ例ニ照シテ處斷ス

第九節 船舶ヲ覆没スル罪

第四百十五條 衝突其他ノ所爲ヲ以テ人ヲ乗載シタル船舶ヲ覆没シタル者ハ死刑ニ處ス但船中死亡ナキ時ハ無期徒刑ニ處ス

第四百十六條 前條ノ所爲ヲ以テ人ヲ乗載セサル船舶ヲ覆没シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第十節 家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ動植物ヲ害スル罪

第四百十七條 人ノ家屋其他ノ建造物ヲ毀壞シタル者ハ一月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ殴打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第四百十八條 人ノ家屋ニ屬スル牆壁及ヒ圍池ノ裝飾又ハ田圃ノ樊圍收場ノ柵欄ヲ毀壞シタル者ハ十一月以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ二圓以上廿圓以下ノ罰金ニ處ス

第四百十九條 人ノ稼穡木竹其他需用ノ植物ヲ毀損シタル者ハ十一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス又ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

規則ニ關スル罪

傳染病ニ通常ノ疾病と違ひ一
度之れを患ふる者ある時其
者より乙丙丁と順次傳染し流
行甚だしき時ニ遭遇すれば
旁人を殺し爲めニ往々一國
あきに至ると外國ニ於て其
を見る危管最も甚だしきもの
あり故ニ之れが流行を豫め防
むる爲メ規則を設けたり然る
ニ然るの民自己の私慾より此
危管を豫防する規則を知り
背くもの存り故ニ其者を罰
すべき法條を本節ニ集めたり

第二百四十六條

本條ニ傳染病豫防規則ニ傳染
病流行地より來る船舶の乗客
及積荷の上陸を許さざることを
規定したり然るニ傳染病流行
地より來りたる船舶の乗客上
陸し又積荷を陸揚する等の
事を爲す時其乗客又積荷
を陸揚したる者を罰すべし法
條なり

第二百四十七條

本條ニ前條の船舶ニ長たるも
の乗客の上陸又積荷を陸揚
せんとする者あるを知りし
之れを止めし上陸せしめたる
を罰すべき法條なり

第二百四十八條

本條ニ傳染病流行の際其豫
防規則ニ流行地ニ住居する者
其他地方との交通を遮断す
規定したる時其流行地ニ住居
する者の交通遮断線外ニ出で
たる時其違犯者を罰すべき法
條なり

第二百四十九條

本條ニ獸類傳染病假令牛痘
流行の際獸類傳染病豫防規則
ニ於て病牛ニ一定の場所より
以外ニ移すべからざる規定し
たる其病牛を區域外ニ移した
る者を罰する法條なり

第四節 危害品及ヒ
健康ヲ害スヘキ物
品製造ノ規則ニ關
スル罪

本節ニ彼の強毒製造又ニ烟火
製造等の如き取締規則ニ違犯
したる者を罰すべき法條を集
めるなり

第二百五十條

本條第一項を總て危害ありと
認むべき物品を製造する爲め

第四百二十條

土地ノ經界ヲ表シタル物件ヲ毀壞シ又ハ移轉シ
タル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以
下ノ罰金ヲ附加ス

第四百二十一條

人ノ器物ヲ毀棄シタル者ハ十一日以上六月以
下ノ重禁錮ニ處シ又ハ三圓以上卅圓以下ノ罰金ニ處ス

第四百二十二條

人ノ牛馬ヲ殺シタル者ハ一月以上六月以下ノ
重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四百二十三條

前條ニ記載シタル以外ノ家畜ヲ殺シタル者ハ
二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス但被害者ノ告訴ヲ待テ其罪
ヲ論ス

第四百二十四條

人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀棄滅盡シタ
ル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下
ノ罰金ヲ附加ス

第四編 違警罪

第四百二十五條

左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ三日以上十日以下ノ

拘留ニ處シ又ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

一規則ヲ遵守セスシテ火藥其他破裂ス可キ物品ヲ市街ニ運搬
シタル者

二規則ヲ遵守セスシテ火藥其他破裂ス可キ物品又ハ自ラ火ヲ
發ス可キ物品ヲ貯藏シタル者

三官許ヲ得スシテ烟火ヲ製造シ又ハ販賣シタル者

四人家稠密ノ場所ニ於テ濫ニ烟火其他火器ヲ玩ヒタル者

五蒸氣器械其他烟筒火籠ヲ建造修理シ又ヒ掃除スル規則ニ違
背シタル者

六官署ノ督促ヲ受ケテ崩壞セントスル家屋牆壁ノ修理ヲ爲サ
ル者

七官許ヲ得スシテ死屍ヲ解剖シタル者

八自己ノ所有地内ニ死屍アルコトヲ知テ官署ニ申告セス又ハ
他所ニ移シタル者

九人ヲ毆打シテ創傷疾病ニ至ラサル者

疾病に罹りしめ又も死し致したる者第三百十七條以下定めたる過失殺傷の各本條と前二條とを比較し其重き一方の法條に因りて處罰すを規定したるなり

△第六節 私ニ醫業ヲ爲ス罪

本節ニ醫師の免許を得べき學力なき者が密ニ醫業を営むを罰する法條を定めたるなり元來醫師の人の死生を主る者なれば不學無術の者醫を真似し投醫治術を行ふを危險實に甚だしければ茲之を刑すべきにとられたるなり

●第二百五十六條

本條ニ醫士とある人も資格なきか又も試験を文くべき力なきかよ因りて官より醫士たるを許さざる者又許しを受くべき學力あるものと雖も醫士たるの認可を受けずして醫業を爲したる者を罰すべき法を定めたるなり

●第二百五十七條

本條ニ官の認可を受けずして醫業を爲し因りて治癒の能はざる

△第七節 風俗ヲ害スル罪

本節ニ風俗を亂るべき所爲を爲したる者を罰する法條を定めたるなり

●第二百五十八條

本條ニ人の認む可き場所則ち路傍又も戸前りも所は於て男女交際の親密を爲したるものを罰すべき法條なり

●第二百五十九條

本條ニ假令と彼の社商と稱する春圖又も箱或ひは男女の陰所を形造りたる物品を商賣の店頭に陳列販賣したる者を罰すべき法條なり△茲ニ注意すべきは假令と男女の陰所を畫きたる掛物類の類其他形造りたる器具を人の認むべき場所ニ陳列し置くものも本條ニ因りて處分せらるべきなり

●第二百六十條

リタル者

- 五瓦礫ヲ道路家屋圍圍ニ投擲シタル者
- 六禽獸ノ死屍ヲ道路ニ棄擲シ又ハ取除カサル者
- 七汚穢物ヲ道路家屋圍圍ニ投擲シタル者
- 八警察ノ規則ニ違背シテ工商ノ業ヲ爲シタル者
- 九醫師隱業事故ナクシテ急病人ノ招キニ應セサル者
- 十死亡ノ申告ヲ爲サスシテ埋葬シタル者
- 十一流言浮説ヲ爲シテ人ヲ誑惑シタル者
- 十二妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱符呪等ヲ爲シ人ヲ惑ハシテ利ヲ圖ル者
- 十三私有地外へ濫ニ家屋牆壁ヲ設ケ又ハ軒楹ヲ出タル者
- 十四官許ヲ得スシテ路傍河岸ニ床店等ヲ開キタル者
- 十五路上ノ植木市街ノ常燈及ヒ欄邊等ヲ毀損シタル者
- 十六道路橋梁其他ノ場所ニ榜示シタル通行禁止及ヒ指道標ノ類ヲ毀棄汚損シタル者

第四百二十八條 左ノ諸件ヲ犯シタル者一日ノ拘留ニ處シ又ハ十錢以上一圓以下ノ科料ニ處ス

- 一官署ヨリ價額ヲ定タル物品ヲ定價以上ニ販賣シタル者
- 二渡船橋梁其他ノ場所ニ於テ定價以上ノ通行錢ヲ取り又ハ故ナク通行ヲ妨ケタル者
- 三渡船橋梁其他通行錢ヲ拂フ可キ場所ニ於テ其定價ヲ出サスシテ通行シタル者
- 四路上ニ於テ賭博ニ類スル商業ヲ爲シタル者
- 五官許ヲ得スシテ劇場其他觀物場ヲ開キ及ヒ其規則ニ違背シタル者
- 六溝渠下水ヲ毀損シ又ハ官署ノ督促ヲ受ケテ溝渠下水ヲ浚ハサル者
- 七制止ヲ背ゼスシテ路傍ニ食物其他ノ商品ヲ羅列シタル者
- 八官許ヲ得スシテ獸類ヲ官有地ニ放チ牧畜シタル者
- 九身體ニ刺文ヲ爲シ及ヒ之ヲ業トスル者

本條を假令は十名の者相集り互ひに十錢宛の金員を出し十の數を定め其十數の範圍内に於て三の數を指し其指したる三數出づれば其指したるもの十錢を以て一圓の金を一時に得る如き一時の機倖を争ふべき賭博を公然と設けて利を圖り又賭博を爲すべき者等を呼び集めたる者を罰すべき法條あり

●第二百六十一條

本條を其罰すべき罪二及び罰すべからざる罪一と没收を爲すべし刑一都合同個に區分せり其第一第二と金錢又は價格を備へたる動不動産を賭して現在人の認め易く博奕を爲した者及其財物を賭して博奕を爲すものあり知りて其者も家屋又は坐敷を貸與したる者を罰する刑を定め第三と公然現に賭博を爲すも飲食物を賭したる者も其罪を問はずと定め第四と第一第二に定めたる賭博を爲すに用ひたる器物假令は骨子トランプ花カルタ等の物及び財物而も金錢物品等と總て官に取上ぐるものありと定めたり

十他人ノ繫キタル牛馬其他ノ獸類ヲ解放シタル者

十一他人ノ繫キタル舟筏ヲ解放シタル者

第四百二十九條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ五錢以上五十錢以下ノ科料ニ處ス

ノ科料ニ處ス

一橋梁又ハ堤防ノ害ト爲ル可キ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

二牛馬諸車其他物件ヲ道路ニ横タヘ又ハ木石薪炭等ヲ堆積シテ行人ノ妨害ヲ爲シタル者

三車馬ヲ並べ牽テ行人ノ妨害ヲ爲シタル者

四水路ニ於テ舟ヲ並べ通船ノ妨害ヲ爲シタル者

五永雪塵芥等ヲ路上ニ投棄シタル者

六官署ノ督促ヲ受ケテ道路ノ掃除ヲ爲サハル者

七制止ヲ肯セスシテ路上ニ遊戯ヲ爲シ行人ノ妨害ヲ爲シタル者

八牛馬ヲ牽キ又ハ繫クコトヲ忽カセニシテ行人ノ妨害ヲ爲シタル者

九出入ヲ禁止シタル場所ニ濫リニ出入シタル者

十通行禁止ノ榜示ヲ犯シテ通行シタル者

十一道路ニ於テ放歌高聲ヲ發シテ制止ヲ肯セサル者

十二酩酊シテ路上ニ喧嘩シ又ハ醉臥シタル者

十三路上ノ常燈ヲ消シタル者

十四人家ノ牆壁ニ貼紙及ヒ樂書シタル者

十五邸宅ノ番號標札招牌又ハ貸家賣家ノ貼紙其他報告ノ榜標等ヲ毀損シタル者

十六他人ノ田野園圃ニ於テ菜葉ヲ菜食シ又ハ花卉ヲ採折シタル者

十七公園ノ規則ヲ犯シタル者

十八通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ牛馬ヲ牽入タル者

第四百三十條 前數條ニ記載スルノ外各地方ノ便宜ニヨリ定ムル所ノ違警罪ヲ犯シタル者ハ其罰則ニ從テ處斷ス

電報傍訓刑法終

●第二百六十二條

本條を財物を購集し則ち金錢物品を多人數より一定の方法を以て差出さしめ或る一定の方法を定め若し財物を購出したる者其定めたる方法に於て勝利を得たる時一時機倖の利益を得若し不勝利の時機倖を招くべき如き勝負を爲すを目的として其業を開きたるものを罰すべき法條あり

●第二百六十三條

本條を人の崇拜して冥福を祈る神社佛堂又人の先人を祀りたる墓所等に對し人の目前に於て敬意を失する如き所爲を爲すものを罰すべき法條あり

第七章 死屍ヲ毀棄シ及ヒ墳墓ヲ發掘スル罪

●第二百六十四條

本條を人の死したる遺骸を必らず葬送の上火葬するか又土埋葬すべきを我國の風俗習慣のみならず人の保るべき禮儀を以て然るべき埋葬すべき遺骸を埋葬せず毀損拋棄する如き

刑法附則

第一章 主刑執行

第一條 死刑ハ其執行ヲ爲ス裁判所ノ檢察官書記及ヒ典獄刑場ニ立會典獄ヨリ囚人ニ死刑ヲ執行スヘキコトヲ告示シタル後押丁ヲシテ之ヲ執行セシム

但其時限ハ午前十時前トス

第二條 死刑ヲ行フ時ハ刑場ノ警戒ヲ嚴ニシ執行ニ關スル者ノ外刑場ニ入ルコトヲ許サス但立會官吏ノ許可ヲ得タル者ハ此限ニ在ラス

第三條 死刑ノ執行畢タル時ハ書記其始末書ヲ作り立會ヲ爲シタル官吏ト共ニ署名捺印シ之ヲ裁判所ノ檢事局ニ納ム可シ

第四條 左ニ記載シタル日ハ死刑ヲ行フコトヲ禁ス

- 元始祭
- 元明天皇祭
- 紀元節

不徳義と社會之れを許さず故に然る所爲を爲す者ハ本條の刑を以て處斷すべきものと定めたり

第二百六十五條

本條を一度埋葬したる死骸を掘り出したる者及び掘出した後之れを毀損し又その他掘り出したる者を罰すべき法條なり

第二百六十六條

本條を死骸を捨て又一度埋葬したる死骸を掘出し或は掘出して毀ち又捨てんとし其目前を隠せざる者ハ罰百十一條以下に定めたる未遂犯罪の例に照して處斷すを定めたる法條なり

第八章 商業及ヒ農工ノ業ヲ妨害スル罪

本條を商ひ及び百姓又ハ職工等の業務ニ對し防げを爲すもの罰すべき法條を集めたり

第二百六十七條

本條第一項を人の生活上必需の主要品たる米穀、飲用水、等の如き物の買買を對して防げを爲したる者を罰すべき法條なり

第二百六十八條

本條を物品の競賣を妨害するもの罰すべき法條なり

第二百六十九條

本條を農夫又ハ工業を爲す者、ある者ニ對し偽計又ハ威光を以て其業を妨げ害する者を罰すべき法條なり

第二百七十條

本條を農夫又ハ工業を爲する農夫又ハ職工をして其資金

春季皇靈祭

仁孝天皇祭

神武天皇祭

六月大祓

秋季皇靈祭

神宮神嘗祭

天長節

後桃園天皇祭

新嘗祭

光格天皇祭

十二月大祓

第五條 死刑ノ宣告ヲ受ケタル婦女懷胎ト申スル者ハ醫師及穩婆ヲシテ之ヲ檢査セシメ果シテ懷胎ナル時ハ檢察官ヨリ司法卿ニ上申シテ其執行ヲ停メ産後一百日ヲ經テ更ニ司法卿ノ命令ヲ受ケ執行スヘシ

を増さしめん爲め同業職工を
爲し或は雇傭及び工業の發
展を促し假令は現時一日十二
時間雇役せられつゝある者其
時間を短縮せし爲め主として
或は他の雇人との間に僱賃
誤計又は感光暴力等を以て其
意を阻さしめん爲め雇主の雇
工業に妨を爲す者の二個罪を
犯すものを罰すべき法條あり

●第二百七十一條

本條と前條の反對として前條
と雇人の雇主又は他の雇人は
罰して犯す罪を罰する法條は
して本條と雇主が其雇人又は
他の雇人との間に罰す罪を罰す
べき法條あり

●第二百七十二條

本條と人の生活上必需の主要
品の價格を故らに低減せしめ
て利を射るものを罰すべき法
條あり△虚偽の風説を流布し
とて假令と來の相場を低減せ
しめん爲め或地で大洪水あり
と稱し又は今暫くは雇賃起ら
ん或は外國船多數の米を積
んで我國に來れりよとの言を
言ひ爾るゝ如きものを罰すべ
べき法條あり

●第九條 官吏濫職ノ罪

本條と政府は對して職權の權
限を濫用し或は職務を怠る者
を罰する罪を定むるなり

△第一節 官吏公益ヲ害スル罪

本條と官吏として社會全般に
對し利益を害する者として罰す
べき法條を定むるなり

●第二百七十三條

本條と假令は農商務省に於て
農務局長職務上は係る法律或
は規則を制定し公布施行せ
ざるべからざるを故意を以て
之れを爲さず又は農務局長の
公布施行せんとする法律規則
を公布施行せしめんを模範に
するが如きものを罰すべき法條
あり

●第二百七十四條

本條と假令は各府縣知事其
管轄内に於て暴動起り鎮壓す
る能はずと認めたる時陸海
軍の兵力を以て鎮撫する爲め
陸海軍に對し出兵を促す權あ
ることを爲さず故らに傍觀し

第六條 死刑ノ遺骸ハ一定ノ場所ニ埋ム若シ親屬故舊請フ者ア
ル時ハ典獄之ヲ許可シ下付スルコトヲ得

第七條 死刑ノ宣告ヲ受ケタル者執行ニ至ルマテ何時ニテモ典
獄ノ許可ヲ得テ其親屬故舊ニ接見スルコトヲ得

第八條 死刑ヲ執行シタル時ハ犯人ノ屬籍氏名年齢職業住所及
ヒ其罪狀刑名ヲ記載シテ左ノ各所ニ榜示公告ス可シ

刑ヲ宣告シタル裁判所ノ門前

犯罪ノ地

犯人住居ノ地

第九條 徒流ノ囚ヲ發遣スルハ裁判ヲ爲タル地ノ監獄管理長官

ヨリ内務卿ニ上申シ其命令ヲ待テ發船ノ地ニ護送スヘシ

第十條 徒刑ノ囚ハ島地ニ於テ便宜ニ從ヒ獄外ノ役ニ服セシム
ルコトヲ得

ルコトヲ得

第十一條 流刑ノ囚幽閉中獄内ニ於テ自ラ工業ヲ爲サント請フ
者ハ典獄之ヲ許ス可シ

第十二條 流刑ノ囚幽閉ヲ免ス可キ者アル時ハ典獄ヨリ内務司
長官ニ上申シ其許可ヲ受ク可シ

第十三條 徒刑ノ囚假出獄ヲ許サレタル者又ハ流刑ノ囚幽閉ヲ
免セラレタル者家屬ヲ招キ同居スルヲ請フ時ハ之ヲ許スコト

ヲ得但其降費ハ自ラ之ヲ辨ス可シ

第十四條 流刑ノ囚幽閉ヲ免シ地ヲ限リ居住セシムル者ハ監獄
近傍ノ地ヲ限リ典獄ノ監督ヲ受ケシム若シ己ムコトヲ得サル

事故アル時ハ典獄ニ請フテ限外ニ出ルコトヲ得

第十五條 流刑ノ囚幽閉ヲ免セラレタル者再ヒ罪ヲ犯シタル時
ハ本刑期限内ト雖モ島地ニ於テ直チニ刑ヲ執行ス可シ

第十六條 懲役重禁錮ノ囚ハ便宜ニ從ヒ獄外ノ役ニ服セシムル
コトヲ得

第十七條 禁獄輕禁錮ノ囚獄内ニ於テ自ラ工業ヲ爲サント請フ
者ハ典獄之ヲ許ス可シ

第十八條 服役限内更ニ罪ヲ犯シ再ヒ定役ニ服スル者後犯ノ刑

ノ刑

たる官吏を罰すべき法律あり

第二百七十五條

本條を官吏の商業を爲したる時罰すべし法律あり△官吏も商業を爲すべからずと明治八年四月太政官第六十五號の達を以て禁せられたり之れ官吏は商業を爲すを許さざるを漸次益々走りて公益を害するの恐れあり

△第二節 官吏人民ニ對スル罪

對スル罪

本節を官吏自己の官權あるを冠して人民を害するが如き者を罰すべき法律を果し

第二百七十六條

本條を假令は巡査官官廳あるを僥倖して人民を命じて人の住居する家屋を故なく侵入せしめ又人民自己の權利を以て自己の所有品を賣却せんとするに當り是を強らしめざるが如き者を罰すべき法律あり

第二百七十七條

本條を人の權利を保護し且つ人の身体を創傷し又人の所有財産を盜奪せんといつゝあるの報告を受ける時直ちに

期百日以内ハ工錢ヲ給與セス

第十九條 囚人ニ給與スル工錢ノ額ヲ定メ之ヲ交付シ及ヒ價値スル方法ハ監獄規則ニ從フ

第二十條 罰金科料ノ宣告ヲ受ケ未ダ納完セサル前ニ於テ犯人身死スル時ハ之ヲ徵收セズ附加ノ罰金ニ於ケル亦同シ

第二十一條 監視ハ主刑ノ終リタル後仍ホ將來ヲ檢束スル爲メ警察官吏ヲシテ犯人ノ行狀ヲ監視セシムル者トス

第二十二條 監視ニ付ス可キ者ハ豫メ其住所ヲ定メタル主刑ノ終リタル時典獄ヨリ犯人ヲ其住居ノ地ノ警察所ニ護送シ監視ヲ執行セシム主刑ノ期滿免除ヲ得タル者又ハ主刑ヲ免シ止マ

第二章 監視

第二十三條 犯人ヲ警察所ニ護送スル時ハ其監視ノ起算滿期ヲ

第二十四條 犯人ノ住居遠地ニ在テ一日程ヲ過クル者ハ典獄若

クハ警察官ヨリ先ツ最近ノ警察所ニ護送シ其警察所ヨリ住居ノ地ノ警察所ニ送致ス可シ

第二十五條 警察所ヨリ犯人ヲ住居ノ地ノ警察所ニ送致スル時ハ其里程ヲ計リ日數ヲ限定シテ旅券ヲ附與シ犯人到着ノ日直

ニ之ヲ其地ノ警察所ニ差出サシム但途中事故アリテ淹滞シタル時ハ第三十一條ノ例ニ從フ可シ

犯人ヲ送致スル時ハ第三十二條ニ記載シタル書類ヲ其地ノ警察所ニ送致ス可シ

第二十六條 犯人住居ノ地ノ警察所ニ於テハ監視ノ期間遵守ス可キ條件ヲ該地方セ監視ノ票ヲ下付ス可シ

第二十七條 監視ニ付セラレタル者ハ其期間左ノ條件ヲ遵守ス可シ

一 毎月二度所轄ノ警察所ニ到リ其謹慎ナルコトヲ表シ監視ノ票ヲ出シ官吏ノ認印ヲ受ク可シ但疾病又ハ己ムコトヲ得サル事故アリテ警察所ニ到ルコト能ハサル時ハ其事由ヲ届ケ

出張時逮捕せざるべからざる義務ある警察官の如きもの故ら其義務を得て出張せざる時其官廳を罰すべき法律あり

第二百七十八條

本條を犯罪者を逮捕するの義務ある司法警察官、検事、巡査の如きもの刑事訴訟法に規定したる式に背き逮捕すべからざる者を逮捕し監禁すべからざる者を監禁する如きことを爲す官吏を罰すべき法律あり

假令は犯罪者位記あるか又そ

身族離族ある時現行犯と雖も直ちに逮捕監禁する能わざるを之れを逮捕監禁したるが如きを云ふ

第二百七十九條

本條を懲戒の官吏懲戒規則或ひは刑事訴訟法の法律規則を守らざる懲戒すべからざる囚人を懲戒し又刑罰満了の囚人を放免すべき定時を放免せざる等のことを故意に爲したる者を罰すべき法律あり

第二百八十條

本條を前二條に記載したる假

出張時逮捕せざるべからざる義務ある警察官の如きもの故ら其義務を得て出張せざる時其官廳を罰すべき法律あり

契約を爲したるものを罰す
べき法條あり而して其罰二項
を其罰則を受けて不正の取扱
ひを爲したるものを處斷すべ
きと定めたり

●第二百八十五條

本條と民事裁判所の裁判官更
職を請ひ受け又その請受くる
ことを承知したる者と賄賂の爲
め不正の裁判を爲したる者
を罰すべき法條あり

●第二百八十六條

本條第一項と刑事裁判所の裁
判官又その檢察官又その檢察官
職務を請ひ受け又その請ひ受く
ることを承知したる者を罰すべ
き法條なり△第三項と賄賂の
爲め刑事被告人の刑を重く
し又輕くしたる者を罰する
刑を定めたり△第三項と罪を
請ひ受け又その請ひ受くる者
を罰すべき刑を定めたり△第四
項と刑の比輕處分法を定めたる
條あり

●第二百八十七條

本條と刑事裁判法の判事又そ
の檢察官又その檢察官職務を受
けざるも其請ひ於て被告人を

罪を又懲めて刑を重くし又
輕くし若くは罪なき者を刑
を處したる時の罰條あり

●第二百八十八條

本條と官吏の賄賂を請ひ受
け未だ使用せざる時之れを
官に取上げ若し使用したる
後ある時之れを償ふこと
を定めたり

△第三節 官吏財産ニ
對スル罪

本節と官吏より財物を盗み
取るものを罰すべき法條を採
めたり

●第二百八十九條

本條と假令と金庫を管理する
官吏其金庫中に在る金員を窃
かに盗むものを罰すべき法條
あり△第二項と金庫の金員を
窃かに盗むに付官の文書又そ
の帳面を毀損し又破り棄て
たる時官吏の職務の罪を以
て處分すべき定めたり

●第二百九十條

本條と假令と收稅官吏又郡
區長の加算のよして人民よ
り取立つべき金數を一月二十
圓多るより十五圓を果め其五圓

第三十五條 罰金ノ禁錮ニ換ヘタル者監視ニ付スベキ時ハ對禁
錮ノ日數ヲ監視ノ期限ニ算入ス可シ

第三十六條 監視ニ付セラレタル者其規則ヲ遵守シ悞改ノ狀ア
ル時ハ警察官ヨリ其實情ヲ上申シ内務司法兩卿ノ命ヲ受ケテ
假ニ監視ヲ免スルコトヲ得

第三十七條 假ニ監視ヲ命セラレタル者住居ヲ轉移スル時ハ第
二十七條第三及ヒ第二十九條ノ例ニ從フ可シ

第三章 假出獄及ヒ特別監視

第三十八條 假出獄ヲ許ス可キ者アル時ハ典獄ヨリ其犯人ノ行
狀及ヒ刑名入獄ノ年月ヲ記載シ假ニ出獄ヲ許サレンコトヲ内
務司法兩卿ニ上申シテ許可ヲ受クヘシ

第三十九條 假出獄ヲ許シタル時ハ典獄ヨリ其證票ヲ犯人ニ下
付ス可シ

第四十條 假出獄證票ニハ左ノ條件ヲ記載ス可シ
一本人ノ履籍氏名年齢住所罪名刑名及ヒ處刑ノ年月日

二殘期何年何月何日假出獄ヲ許ス事

三假出獄中ハ特別監視ニ付スヘキ事

四假出獄中更ニ重罪ヲ犯シタル時ハ直チニ出獄ヲ停止シ出
獄中ノ日數ヲ刑期ニ算入セサル事

第四十一條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者假出獄中自ラ財産ヲ治
メ若クハ職業ヲ營マントスル時ハ警察所ニ申請シ許可ヲ受ク
可シ

第四十二條 假出獄ヲ許ス可キ者ハ豫メ其住所ヲ定メシメ出獄
ノ日典獄ヨリ其證票ノ原本ヲ添ヘ犯人ヲ其住地ノ警察所ニ護
送シ特別監視ヲ施行セシム可シ

第四十三條 特別監視ニ付スル者ハ第廿三條第二十四條第二十
五條第二十六條第二十九條第三十條ノ例ヲ適用ス

第四十四條 特別監視ニ付セラレタル者ハ其期限間左ノ條件ヲ
遵守ス可シ

一毎週間一度所轄ノ警察所ニ至リ其謹慎ナルコトヲ表シ監視

を留めしむる如き者を罰すべし
○第二百九十一條
本條を官財財産ニ對する罪を犯し轉罪ニ該する人其刑を以て處分せられたる者其總て監視を付するものと定めたり

○第三編 身体財産ニ對スル重罪輕罪
本編を人の身体又人の所有する動不動産ニ對し犯す罪の輕重を其種類ニ因りて區分明記したる法條を集めたり

第一章 身体ニ對スル罪
本罪を専ら身体を害すべし犯罪者を罰すべし法條を集めたり

△第一節 謀殺故殺ノ罪
本節を人を殺す罪を罰すべし法條を集めたり

○第二百九十二條
本條を假令を彼れを殺さんと決心し而して其殺す可き方法を定め充分其目的を達す可き標準備して後ち人を殺したる

ノ票ヲ出シ官吏ノ認印ヲ受ク可シ但疾病又ハ己ムコトヲ得サル事故アリテ警察所ニ到ルコト能ハサル時ハ其事由ヲ届ケ出ツ可シ

ニ酒宴遊興ノ席ニ會シ又ハ群集ノ場所ニ參會スルコトヲ許サス
三事故アリテ住居ヲ轉移セントスル時ハ警察所ニ申請シ許可ヲ受ク可シ但他ノ府縣ニ轉移スルコトヲ許サス

四往復一日程ヲ過クル地ニ旅行スルコトヲ許サス
第四十五條 特別監視ノ期間ハ警察官吏時宜ニ因リ其家宅ニ臨檢スルコトアルベシ

第四十六條 假出獄ヲ許サレタル者刑期滿限ノ日ニ至レハ假出獄證票ヲ警察所ニ還納シ警察所ヨリ證票ヲ出シタル典獄ニ還送ス可シ

主刑滿限ノ後監視ニ付ス可キ犯人ナル時ハ警察所ニ於テ第二章ノ例ニ從テ處分ス可シ

第四十七條 假出獄ヲ許ス可キ者住所ナク及ヒ引取人ナキ時ハ

第三十二條ノ例ニ從ヒ監獄中ノ別房ニ留置ス可シ

第四章 刑事裁判費用

第四十八條 豫審公判ニ付キ呼出シタル證人醫師鑑定人通辨人翻譯人ニ給與ス可キ日當旅費止宿料及ヒ第五十一條第五十二條ニ記載シタル者ヲ以テ刑事ノ裁判費用ト爲ス

第四十九條 日當旅費及ヒ止宿料ノ金額左ノ如シ

日當五十錢

旅費一里拾錢

止宿料一宿貳拾五錢

住居三里以外ノ地ニ在ル者ハ往復旅費ヲ給シ及ヒ呼出ノ地ニ滞在中心日當並ニ止宿料ヲ給ス其三里未滿ノ地ニ在ル者ハ旅費止宿料ヲ給セス

第五十條 證人ノ日當旅費及ヒ止宿料ハ本人ノ請求アルニ非サレハ之ヲ給與セス

者を謀殺と稱し本條ニ因て處罰するものと定めたる法條あり

○第二百九十三條
本條を則ち必らず人の死すべき程の實効ある毒物を呑ましめて人を殺す者を謀殺とて罰すべし法條あり

○第二百九十四條
本條を假令を人と爭論し怒りに乗じて殺意を生し人を殺したる者を罰すべし法條あり

○第二百九十五條
本條を豫め謀るにあらざ一時の怒りに乗じて人を殺すも兩手を切落し兩足を斷ち割り或は頭ノ皮を剥ぐ等慘酷見ると忍びざる所爲を爲したる者を處罰する法條あり

○第二百九十六條
本條を假令は他人の財物を盜

むき置り人を殺し又刃を
を振り終り將立去らんと
す時人あり捕へんとす竊盜
逮捕を免る、或は其人を殺
したる所爲を討すべき法條な
り

●第二百九十七條

本條を假令は彼れを殺さん
決意し將立人を出る山
路より聞き之れを誘ひ出
其人をして覺し狼を殺され
しめたる者故殺として罰す
と定め其殺め謀りたる者謀
殺を以て罰すと定めたる法條
あり△本條に於て謀殺と云ふ
其性質を要す該條の謀殺罪
と自ら手を下して殺すもの
れども本條の既殺罪と自ら手
を下さざるを云ふ假令を犯人
殺め林間の小路の一の陷井を
設け置き偽り誘ひて其路に至
らしめ竟し其者を陷井に於て
死に致す等の如き所爲を爲し
たる者を罰すべき法條あり

●第二百九十八條

本條を假令は甲者を殺さん
と眼つて乙者を殺したる者を
罰すべき法條あり

△第二節 殴打創傷ノ罪

本節を人々を打撃して傷くる等
の所爲を罰すべき法條を築め
たり

●第二百九十九條

本條を人々を打撃し創を致し
め爲め死せしめたる者を罰
すべき法條あり

●第三百條

本條第一項を人の兩眼を抜き
取り又或は打撃し或は傷めて
兩耳の聞こざる様を致し或
は舌を切絶し又或は男女陰陽具
を傷け交感の用を爲さざるよ
に至らしめ或は打撃して痛癢
又或は屈曲氣絞けを成り危險の
病を患せしめたるものを罰す
べき法條あり又第二項を前項
より稍輕き一服を抜き取り片
耳を閉へざらしめ又或は片手或
は片足を切り其他身の一部
を失せしめ其人をして不具者
たらしめたるものを罰すべき
法條あり

●第三百一條

本條第一項を人々を打ち傷けニ

第五十一條

證人日稼ヲ以テ生業トスル者治罪法第九十條ニ
從ヒ償金ヲ要求スル時ハ旅費日當ノ外若干ノ償金ヲ給スル
アル可シ

第五十二條

解剖舍密等ノ費用及ヒ數多ノ時間ヲ要スル翻譯料
ノ類ハ日當ノ外別ニ之ヲ給與ス可シ

第五十三條

裁判費用ノ宣告ヲ受ケ未タ之ヲ納メサル前ニ於テ
犯人身死スル時ハ其相續人ヨリ之ヲ徵收ス

第五章 賠償處分

第五十四條

贖物犯人ノ手ニ在ル時ハ直チニ被害者ニ還付スト
雖モ若シ輾轉シテ他人ノ手ニ在ル時ハ被害者ノ請求ニ因リ還
給セシムル者トス

第五十五條

贖物輾轉シテ他人ノ手ニ在ル時公商ニ因リ買取シ
タル物品ハ其公商若シクハ被害者ヨリ買取者ニ原價ヲ償ハサ
レハ直チニ還給セシムルヲ得ス

若シ公商ニ由ラスシテ買取シタル物品ハ其還給ヲ拒ムヲ得

又但其買取者ハ賣者ニ對シ賠償ヲ求ムルヲ得

第五十六條

贖物ヲ受ケ又ハ典物トシテ受取タル者其贖物現在
スル時ハ還給ヲ拒ムヲ得ス但典物トシテ受取タル者ハ主
ニ對シ賠償ヲ求ムルヲ得

第五十七條

贖物交換シテ現在スル時ハ公商ニ由ルト否トテ區
別シ第五十五條ノ例ニ從テ處分ス可シ

第五十八條

贖物已ニ費用シタル時又ハ識別ス可カラサル時又
ハ其所在ノ知レサル時ハ損害ノ賠償ヲ請求スルヲ得

第五十九條

人ノ名譽若クハ殺傷ニ關シタル損害其他犯罪ノ爲
メ現ニ生シタル損害ハ其賠償ヲ請求スルヲ得但失火ハ此限
ニ在ラス

第六十條

贖物ノ還給損害ノ賠償ハ其犯罪ヲ審判スル刑事裁判
所ニ請求スルヲ得若シ審判已ニ終リタル後ハ民事裁判所ニ
對サレハ之ヲ請求スルヲ得ス

第六十一條

刑事裁判所ニ於テ贖物ノ還給損害ノ賠償ヲ請求ス

十日以上病の爲め、職業を爲す能はずらしめたるものを罰す。其を法律によりて第二項を其の以下よりしめたる者を罰す。ハ刑を定め第三項を殴打傷けられたる者、疾病に罹らざる時と雖も犯罪者を罰すハ刑を定めたるなり。

●第三百二一條
本條を前條の如く故意を以て一時怒の爲め、犯したるものを罰するハ非らず。豫め被れを殴打し創傷せんと決意し豫め持ち受けて前條記載の罪を犯したる者、前條より一等を加へ重く處すと定めたり。

●第三百三條
本條を例へば窃盜を犯さんとて將に警手せんとする場合、人あり之れを止めんとし、又之を窃盜し終りて去らんとする場合、人ありて之れを免する能はず故に殴打創傷したる者、第三百一一條を照し一等を加へて處斷すと定めたる法律條なり。

●第三百四條
本條を甲を殴打せんとし乙

者を殴打し創傷せしもの罰す。其を法律條なり。

●第三百五條
本條を假令二人申合せて人を殴打し傷を負せしめたる時、甲片手を切り乙を身体を打ち傷けたりと判然分解する時、甲片手を切りたる刑を以て處斷し乙を單に傷けたる大の刑に處すと定め若し甲乙兩人共片手を下して片手を切るも何れか如何種切りたりと判然せざる場合は於て甲乙を共ニ片手を切りたる刑より一等を減じて處斷すと定めたる法律條なり。又本條を一例外を設け、被傷者せざるを其理由と被傷者を自ら手を下すものあるらざれば其教へたる如く、兩人共片手を切りたるれば、被傷者の目的を純然と達し居るものあるはなり。

●第三百六條
本條を殴打創傷の手傳を爲したるものを處斷すべき法律條なり。

●第三百七條
本條を假令は故意を以て腐敗したる魚類を食せしめ痛苦せ

ル者ハ通常ノ支書又ハ言語ヲ以テ之ヲ爲スルヲ得、其民事裁判所ニ請求スル者ハ民事訴訟ノ程式ニ從フ可シ
第六十二條 贖物ノ還給損害ノ賠償ハ本犯死スル時ハ其相續人ニ對シ之ヲ要求スルヲ得
第六十三條 贖物ノ還給損害賠償ノ宣告ヲ受ケタル者還給賠償セサル時ハ被害者ヨリ更ニ民事裁判所ニ身代限ノ處分ヲ請求スルヲ得

傍訓刑法附則終

●新舊法比照法

刑法第三條第二項ニ依リ新舊法ヲ比照スルニハ左ニ從フヘシ
第一條 新舊法比照スルニハ左ノ如シ

一	死刑	斬法
二	無期徒刑	懲役終身
三	有期徒刑	禁獄終身
四	無期流刑	禁獄終身
五	有期流刑	懲役十年
六	重懲役	懲役七年
七	輕懲役	懲役七年
八	重禁獄	禁獄十年
九	輕禁獄	禁獄七年
十	重禁錮	懲役十一年以上五年以下
十一	輕禁錮	禁獄鎖錮十一年以上五年以下

ハ又ハ疾病を患フて死シたるものヲ罰スベキ法條あり

●第三百八條

本條を犯人ハ殺シ殺さんとの意ヲ出でたる者ニ對シテも假令山間の溪谷ニ架したる橋梁の將ニ折れんとしたるを知りつゝ欺き誘ひ之れを渡らしめたる爲め其橋梁折れて負傷せしめ又ハ疾病を罹らしめたる者ヲ罰スベキ法條あり

▲第三節 殺傷ニ關スル有恕及ヒ不諭罪

本節ニ定めたる有恕減罪又ハ不諭罪ハ彼の總則ニ定めたる有恕減罪不諭罪等と格別の法條ありと知るべし彼れノ刑法全体ニ適用スベキものヨリ本節ニ單ニ殺傷ニ關する罪ニ限り適用スベキものなり

●第三百九條

本條を假令ハ一人あり故ハ我れニ暴行を爲したるより一時の怒リヲ乘じ之れを殺し又ハ創傷したるときハ毆打創傷の本刑より二等又ハ三等を減ずと定めたる法條あり然れども自己其狂人を關弄したる

か或ハ毆打したるより暴行するに至り竟ハ狂人を殺傷したる者ヲ有恕の限りよめらざると定めたり

●第三百十條

本條を假令ハ互ニ喧嘩を初め互ハ負傷し其何れが此を以て手出しを爲したるハ判然せずるときは双方とも其罪を有恕すると定めたる法條あり

●第三百十一條

本條を假令ハ夫婦あり其婦他人と姦通し居るを本夫の知るところ成り一夜本夫他行し歸宅するや姦婦姦夫相觸るゝを見るより本夫怒つて其場ニ於て直ち姦夫若くは姦婦を切る如き罪ヲ毆打創傷の各本刑より二等或ハ三等を減じて處斷すと定めたる法條あり然れども本夫既に其婦を姦夫あると知り其相姦するを承諾し居るときは有恕するの限らざらざると定めたり

●第三百十二條

本條を假令ハ豐岡自己の住居へ何の用件もなきに故ら入り來り又ハ濡を給へ或ハ土那を破る者あるを以て之れを

十二罰金

十三拘留

十四科料

第二條

舊法ノ刑罰ニ過クルコトヲ得ス(舊法ニ於テ懲役百日ニ該ル者新法ニ照シ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ該ル時ハ(新法ニ從ヒ二月以上百日以下ノ重禁錮ニ處スルノ類)若シ舊法ノ刑罰死刑ノ短期ニ等シクシテ舊法ニ定役ナク新法ニ定アル時ハ舊法ニ從フ(舊法ニ於テ禁獄三十日ニ該ル者新法ニ照シ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ該ル時ハ舊法ニ從ヒ禁獄三十日ニ處スルノ類)

第三條

舊法新法ノ刑共ニ短期長期アル者ハ其短期ノ短キ者ニ從フ但其長期ノ短キ者ニ過ルコトヲ得ス(舊法ニ於テ一年以上三年以下ノ懲役ニ該ル者新法ニ照ラシ三月以上四年以下ノ重禁錮ニ該ル者ハ新法ニ從ヒ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處

贖罪收贖罰金科料貳圓以上

懲役禁獄鎖錮拘留十日以下

贖罪收贖罰金科料貳圓未滿

第二條

舊法ノ刑罰ニ過クルコトヲ得ス(舊法ニ於テ懲役百日ニ該ル者新法ニ照シ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ該ル時ハ(新法ニ從ヒ二月以上百日以下ノ重禁錮ニ處スルノ類)若シ舊法ノ刑罰死刑ノ短期ニ等シクシテ舊法ニ定役ナク新法ニ定アル時ハ舊法ニ從フ(舊法ニ於テ禁獄三十日ニ該ル者新法ニ照シ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ該ル時ハ舊法ニ從ヒ禁獄三十日ニ處スルノ類)

第三條

舊法新法ノ刑共ニ短期長期アル者ハ其短期ノ短キ者ニ從フ但其長期ノ短キ者ニ過ルコトヲ得ス(舊法ニ於テ一年以上三年以下ノ懲役ニ該ル者新法ニ照ラシ三月以上四年以下ノ重禁錮ニ該ル者ハ新法ニ從ヒ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處

ルノ類)若シ舊法新法ノ刑其短期等シクシテ舊法ニ定役ナク新法ニ定役アル時ハ舊法ニ從フ(舊法ニ於テ二月以上三年以下ノ懲獄ニ該ル者新法ニ照シ二月以上三年以下ノ重禁錮ニ該ル時ハ舊法ニ從ヒ二月以上二年以下ノ禁獄ニ處スルノ類)

第四條 舊法ノ贖罪收贖若クハ罰金科料ノ金額新法主刑ノ金額内ニ在ル時ハ新法ニ從フ但舊法ノ金額ニ過クルコトヲ得ス

第五條 舊法新法ノ罰金科料共ニ多數寡數アル者ハ其寡數ノ寡キ者ニ從フ但其多數ノ寡キ者ニ過クルコトヲ得ス

第六條 舊法ニ於テ單ニ體刑ニ該ル者新法ニ於テ罰金ヲ附加スヘキ時ハ其罰金ヲ附加セス

第七條 舊法ニ於テ體刑ニ該ル者新法ニ於テ罰金科料ニ該ル時ハ新法ニ從フ舊法ニ於テ贖罪收贖若クハ罰金科料ニ該ル者新法ニ照シ體刑ニ該ル者ハ舊法ニ從フ

第八條 舊法ニ從ヒ贖罪收贖ニ處シタル者其金額ヲ延期限内ニ納完スル能ハサル時ハ一圓ヲ一日ニ積算シ輕禁錮又ハ拘留ニ

防がんとし其犯人を殺傷したる者殺打創傷の各本刑より有懲一或二等或三等を賦せしめたる法律あり

第三百十三條

本條は第三百九條以下第三百十二條に至る迄有懲すとの文字をあれども有懲すとの本刑より何程の減輕を爲すべきや否の標準を定め難し故に其有懲と二等或は三等を減するものありと標準を定たる法律あり

第三百十四條

本條を假令を夜間犯人あり他人を追跡せられ其退る處を知らず走りつゝある時途ある一家の門戸少く開き燈光の影を認む犯人之を機嫌と一光輝閃々たる刀をひつさげ戸を開きて突入り家主驚き照監の入りと認め鎧を振りて向ふ犯を其狀を告ぐる隙なく之れを職ひ犯人竟ひ逃るゝ如き場合之を自己の爲めと云ふ又此場合於て犯人強く家主危きとき雇人刀を以て之れを救ひ雇人竟ひ犯人を斃す之を他人の爲めと云ふ此二の場合

第三百十五條

合符正當防衛ならば無罪と定めたる法律あり然し家人犯人の爲めは怒り受くべき理由ありて以上の如き所爲あるを無論無罪と認めずと定めたり

換フ但一圓未満ト雖モ仍ホ一日ニ計算ス

第九條 舊法ニ於テ體刑ニ該ル者新法ニ從フ重罪ノ刑ニ處スル時ハ新法ノ附加刑ヲ適用セス但除族迫奪位記沒收ノ類ハ舊法ニ從フ

第十條 舊法ニ於テ體刑ニ該ル者新法ニ從ヒ禁錮ノ刑ニ處スル時ハ監視ヲ附加セス

第十一條 華士族ノ犯罪新法ニ於テ輕罪ニ該ル者舊法ニ從ヒ處斷スル時ハ其族ヲ除セス

第十二條 新法ト舊法ト比照スルニハ各其本法ニ照シ加減シタル者ヲ以テ本刑トナス

第十三條 舊法ニ於テ棒鎖ニ該ル者ハ仍ホ棒鎖ニ處ス

罰例處斷法

第一條 凡ソ懲役ハ十一日以上ヲ以テ重禁錮ニ處斷シ十日以下ヲ拘留ニ處ス

第二條 凡ソ禁獄及禁錮ハ十一日以上ヲ輕禁錮ニ處シ十日以下ヲ拘留ニ處ス

第三條 凡ソ罰金及科料ハ二圓以上ヲ罰金ニ處シ二圓未満ヲ五錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第四條 法ニ照シ律ニ照シ若クハ違令違式ニ照シ處斷ストアリ及答可申付トアルハ總テ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條 法律規則ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ再犯加重及數罪併發ノ例ヲ用ヒス

第六條 法律規則中罰例アリト雖モ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ據テ處斷ス

第七條 前數條ノ罪ヲ犯シ拘留科料ニ處スルモノト雖モ輕罪裁判所ニ於テ之ヲ處斷ス但始審裁判所々在ノ地ヲ除クノ外ハ治安裁判所ニ於テ之ヲ裁判スルヲ得

竊盜罪處分法 法律第九十九號

第一條 家屋其他ノ建築物外ニ於テ犯シタル竊盜ニシテ未ダ遂ケサル者又ハ已ニ遂ケタルモ其贖額五圓ニ滿サル者ハ十一日

第三百十六條

本條を以て假令と認むる所を
盜所と認むるに非ざるのみを
らざる間非を悔ひて罰罪を
受けるべきに本夫背せず之れを
殺傷するが如き又放火せんと
する犯人を認め一叱したるに
犯人放火を止め走りたるを追
跡殺傷したる如き是等と敢へ
て殺傷せざるべからざる必要
なきに之れを爲すものあれば
不問罪を爲す能ざるなり故
に其状況より因り宥恕して本刑
を二等或は三等を減するの
みして無罪と爲さずと定めた
る法條あり

第三百十七條

本條を以て假令と認むる所を
盜所と認むるに非ざるのみを
らざる間非を悔ひて罰罪を
受けるべきに本夫背せず之れを
殺傷するが如き又放火せんと
する犯人を認め一叱したるに
犯人放火を止め走りたるを追
跡殺傷したる如き是等と敢へ
て殺傷せざるべからざる必要
なきに之れを爲すものあれば
不問罪を爲す能ざるなり故
に其状況より因り宥恕して本刑
を二等或は三等を減するの
みして無罪と爲さずと定めた
る法條あり

第三百十八條

本條を以て假令と認むる所を
盜所と認むるに非ざるのみを
らざる間非を悔ひて罰罪を
受けるべきに本夫背せず之れを
殺傷するが如き又放火せんと
する犯人を認め一叱したるに
犯人放火を止め走りたるを追
跡殺傷したる如き是等と敢へ
て殺傷せざるべからざる必要
なきに之れを爲すものあれば
不問罪を爲す能ざるなり故
に其状況より因り宥恕して本刑
を二等或は三等を減するの
みして無罪と爲さずと定めた
る法條あり

第三百十九條

本條を以て假令と認むる所を
盜所と認むるに非ざるのみを
らざる間非を悔ひて罰罪を
受けるべきに本夫背せず之れを
殺傷するが如き又放火せんと
する犯人を認め一叱したるに
犯人放火を止め走りたるを追
跡殺傷したる如き是等と敢へ
て殺傷せざるべからざる必要
なきに之れを爲すものあれば
不問罪を爲す能ざるなり故
に其状況より因り宥恕して本刑
を二等或は三等を減するの
みして無罪と爲さずと定めた
る法條あり

第三百二十條

本條を以て假令と認むる所を
盜所と認むるに非ざるのみを
らざる間非を悔ひて罰罪を
受けるべきに本夫背せず之れを
殺傷するが如き又放火せんと
する犯人を認め一叱したるに
犯人放火を止め走りたるを追
跡殺傷したる如き是等と敢へ
て殺傷せざるべからざる必要
なきに之れを爲すものあれば
不問罪を爲す能ざるなり故
に其状況より因り宥恕して本刑
を二等或は三等を減するの
みして無罪と爲さずと定めた
る法條あり

第三百二十一條

本條を以て假令と認むる所を
盜所と認むるに非ざるのみを
らざる間非を悔ひて罰罪を
受けるべきに本夫背せず之れを
殺傷するが如き又放火せんと
する犯人を認め一叱したるに
犯人放火を止め走りたるを追
跡殺傷したる如き是等と敢へ
て殺傷せざるべからざる必要
なきに之れを爲すものあれば
不問罪を爲す能ざるなり故
に其状況より因り宥恕して本刑
を二等或は三等を減するの
みして無罪と爲さずと定めた
る法條あり

第三百二十二條

本條を以て假令と認むる所を
盜所と認むるに非ざるのみを
らざる間非を悔ひて罰罪を
受けるべきに本夫背せず之れを
殺傷するが如き又放火せんと
する犯人を認め一叱したるに
犯人放火を止め走りたるを追
跡殺傷したる如き是等と敢へ
て殺傷せざるべからざる必要
なきに之れを爲すものあれば
不問罪を爲す能ざるなり故
に其状況より因り宥恕して本刑
を二等或は三等を減するの
みして無罪と爲さずと定めた
る法條あり

第三百二十三條

本條を以て假令と認むる所を
盜所と認むるに非ざるのみを
らざる間非を悔ひて罰罪を
受けるべきに本夫背せず之れを
殺傷するが如き又放火せんと
する犯人を認め一叱したるに
犯人放火を止め走りたるを追
跡殺傷したる如き是等と敢へ
て殺傷せざるべからざる必要
なきに之れを爲すものあれば
不問罪を爲す能ざるなり故
に其状況より因り宥恕して本刑
を二等或は三等を減するの
みして無罪と爲さずと定めた
る法條あり

第三百二十四條

本條を以て假令と認むる所を
盜所と認むるに非ざるのみを
らざる間非を悔ひて罰罪を
受けるべきに本夫背せず之れを
殺傷するが如き又放火せんと
する犯人を認め一叱したるに
犯人放火を止め走りたるを追
跡殺傷したる如き是等と敢へ
て殺傷せざるべからざる必要
なきに之れを爲すものあれば
不問罪を爲す能ざるなり故
に其状況より因り宥恕して本刑
を二等或は三等を減するの
みして無罪と爲さずと定めた
る法條あり

第三百二十五條

本條を以て假令と認むる所を
盜所と認むるに非ざるのみを
らざる間非を悔ひて罰罪を
受けるべきに本夫背せず之れを
殺傷するが如き又放火せんと
する犯人を認め一叱したるに
犯人放火を止め走りたるを追
跡殺傷したる如き是等と敢へ
て殺傷せざるべからざる必要
なきに之れを爲すものあれば
不問罪を爲す能ざるなり故
に其状況より因り宥恕して本刑
を二等或は三等を減するの
みして無罪と爲さずと定めた
る法條あり

第三百二十六條

本條を以て假令と認むる所を
盜所と認むるに非ざるのみを
らざる間非を悔ひて罰罪を
受けるべきに本夫背せず之れを
殺傷するが如き又放火せんと
する犯人を認め一叱したるに
犯人放火を止め走りたるを追
跡殺傷したる如き是等と敢へ
て殺傷せざるべからざる必要
なきに之れを爲すものあれば
不問罪を爲す能ざるなり故
に其状況より因り宥恕して本刑
を二等或は三等を減するの
みして無罪と爲さずと定めた
る法條あり

第三百二十七條

本條を以て假令と認むる所を
盜所と認むるに非ざるのみを
らざる間非を悔ひて罰罪を
受けるべきに本夫背せず之れを
殺傷するが如き又放火せんと
する犯人を認め一叱したるに
犯人放火を止め走りたるを追
跡殺傷したる如き是等と敢へ
て殺傷せざるべからざる必要
なきに之れを爲すものあれば
不問罪を爲す能ざるなり故
に其状況より因り宥恕して本刑
を二等或は三等を減するの
みして無罪と爲さずと定めた
る法條あり

第三百二十八條

本條を以て假令と認むる所を
盜所と認むるに非ざるのみを
らざる間非を悔ひて罰罪を
受けるべきに本夫背せず之れを
殺傷するが如き又放火せんと
する犯人を認め一叱したるに
犯人放火を止め走りたるを追
跡殺傷したる如き是等と敢へ
て殺傷せざるべからざる必要
なきに之れを爲すものあれば
不問罪を爲す能ざるなり故
に其状況より因り宥恕して本刑
を二等或は三等を減するの
みして無罪と爲さずと定めた
る法條あり

第三百二十九條

本條を以て假令と認むる所を
盜所と認むるに非ざるのみを
らざる間非を悔ひて罰罪を
受けるべきに本夫背せず之れを
殺傷するが如き又放火せんと
する犯人を認め一叱したるに
犯人放火を止め走りたるを追
跡殺傷したる如き是等と敢へ
て殺傷せざるべからざる必要
なきに之れを爲すものあれば
不問罪を爲す能ざるなり故
に其状況より因り宥恕して本刑
を二等或は三等を減するの
みして無罪と爲さずと定めた
る法條あり

以上二月以下ノ重禁錮ニ處ス

第二條 田野山林川澤池沼湖海ニ於テ其產物ヲ竊取セントシ又
ハ牧場ニ於テ其獸類ヲ竊取セントシテ未タ遂ケサル者又ハ已
ニ竊取シタルモ其贖額五圓ニ滿サル者亦前條ニ同シ

第三條 前二條ニ記載シタル贖額ハ犯罪ノ地及ヒ其時ニ於ケル
物價ニ據リ裁判所之ヲ定ム但贖物現存セサルトキハ其中等ノ
價額ニ據ル可シ

爆發物取締罰則

第一條 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身體財産ヲ害セントスルノ目的ヲ
以テ爆發物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル
者ハ死刑ニ處ス

第二條 前條ノ目的ヲ以テ爆發物ヲ使用セントスルノ際發覺シ
タル者ハ無期又ハ有期徒刑ニ處ス

第三條 第一條ノ目的ヲ以テ爆發物若クハ其使用ニ供ス可キ器
具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者ハ重懲役ニ處ス

第四條 第一條ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動ニ止ル者及ヒ
共謀ニ止マル者ハ重懲役ニ處ス

第五條 第一條ニ記載シタル犯罪者ノ爲メ情ヲ知テ爆發物若ク
ハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販賣譲與寄藏シ及ヒ其約
束ヲ爲シタル者ハ重懲役ニ處ス

第六條 爆發物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者第一條
ニ記載シタル犯罪ノ目的ニアラサルコトヲ證明スルコト能ハ
サル時ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二百圓以
下ノ罰金ヲ附加ス

第七條 爆發物ヲ發見シタル者ハ直チニ警察官吏ニ告知ス可シ
違フ者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 本則ニ記載シタル重罪犯アルコトヲ認知シタル時ハ直
ニ警察官吏若クハ危害ヲ被ムラントスル人ニ告知ス可シ違フ
者ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス

第九條 本則ニ記載シタル重罪ノ犯人ヲ藏匿シ若クハ隠避セシ

刑罰限りてモルヒキトモ長處を
與へたる爲め其モルヒキ中
に因り篤疾を獲たる如き時
其刑罰を減するの法條あり

●第三百十九條

本條を假令と前條の罪を犯す
モルヒキ少量あり一爲め不
法の篤疾を獲らざる輕症あり
時罰すハキ法條あり

△第五節 自殺ニ關ス
ル罪

本節を自ら死する者を補助し
又モ自殺を勧むる等の所爲を
罪すハキ法條を示したるあり

●第三百二十條

本條を罪種を三區に分けたり
第一モ假令は犯罪者の朋友之
を陳め犯罪を爲す如き者人
にして人よあらざる故に立派に
自殺して天下に申開きを爲す
ハキモ救済して自殺せしめたる
者△第二モ假令は自ら切腹
す者△依願を受け首を刎ぬ
たるが如き者△第三モ切腹す
る者△刀の貸し與へたるが如
き者等を罰する法條あり

●第三百二十一條

本條を假令は甲者あり多分財
産を所持する乙者之れを
知り甲者の社會に面目を失ふ
ハキ所爲あるを幸ひ之れは自
殺を勧め乙者其財産を收得せ
んとするを以て自殺せしめたる
者モ明條を以て論ぜず明ち
本條に因て處斷すハキと定め
たる法條あり

△第六節 遊二人ヲ遊
捕監禁スル罪

本節を人を遊捕監禁すべき權
利なき者自體を人を遊捕し又
モ監禁する者を罰すべき法條
を築めたり

●第三百二十二條

本條を假令は放蕩無賴なる甲
者あり其實父常ニ憂ふ親族乙
者之れを聞きて甲者を貸坐敷
に認め逮捕して私家に連れ歸
り一室に閉ち込めたる如き乙
者の所爲を罰すべき法條あり

●第三百二十三條

本條を假令は娼妓甲者あり常
に情夫の爲め他客を嫌ふ因
て娼主自己の損失を患ひ之れ
を一室に閉ち込め娼夫と斷た
んことを勧むるも娼妓肯せず

又ハ其罪證ヲ湮滅シタル者ハ正犯ノ刑ニ一等又ハ二等ヲ減
ス

第十條 本則ニ記載シタル重罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第八十條
及ヒ第八十一條ノ例ヲ用ヒス但十六才未満ニシテ是非ノ辨別
ナキ者ハ刑法ニ從フ

第十一條 第一條ニ記載シタル犯罪ノ豫備陰謀ヲ爲シタル者ト
雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ於テ官ニ自首シ因テ危害ヲ爲ス
ニ至ラサル時ハ本刑ヲ免シ六月以上三年以下ノ監視ニ附ス第
五條ニ記載シタル犯罪者モ亦同シ

第十二條 本則ニ記載シタル犯罪刑法ニ照シテモ重キ者ハ重キ
者ニ從テ處斷ス

●決闘罪 法律第三十四號

第一條 決闘ヲ挑ミタル者又ハ其挑ニ應シタル者ハ六月以上二
年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二條 決闘ヲ行ヒタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ

二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三條 決闘ニ依テ人ヲ殺傷シタル者ハ刑法ノ各本條ニ照シテ
處斷ス

第四條 決闘ノ立會ヲ爲シ又ハ立會ヲ爲スコトヲ約シタル者ハ
證人介添人等何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラヌ一月以上一年以
下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
情ヲ知テ決闘ノ場所ヲ貸與シ又ハ供用セシメタル者ハ罰前項
ニ同シ

第五條 決闘ノ挑ニ應セサルノ故ヲ以テ誹毀シタル者ハ刑法ニ
照シ誹毀ノ罪ヲ以テ論ス

第六條 前數條ニ記載シタル犯罪刑法ニ照シ其重キモノハ重キ
ニ從テ處斷ス

●富籤賣買及購買罰則

第一條 凡ソ富籤賣買ノ牙保若クハ補助ヲ爲シタル者ハ一月以
上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ヲ附

この於て甲者を逮捕し縛り打や
押責し又は冬寒あるに單衣の
襦袢一室を閉ぢ込め食を與へざ
るが如き者を罰すべし法條を
り

●第三百二十四條

本條を前條の罪を犯して人を
病に罹らしめ又は死を致した
る者第三百二十九條以下に
定めたる殴打創傷の各本條を
前條とを比較し何れか刑の重
き一方に因り處斷すべき定め
たる法條あり

●第三百二十五條

本條を人畜を監禁して洪水火災
震災等危険の場合に解き放た
ず爲め死傷せしめたる者の
刑を定めたる法條あり

△第七節 脅迫ノ罪

本條を人を脅し迫りて犯罪を
犯す者を罰すべし法條を録め
たり

●第三百二十六條

本條を人を脅すに最も人の恐
れ易き言を以て迫る者を罰す
べき法條あり假令は汝我目の
如くせざれば我汝を殺さん
等し又汝我の金を貸さん
等し

加ス

●第二條 凡ソ富籤ヲ購買シタル者ハ其價ヲ拂ヒタルト未タ拂ハ
サルトナ同ハス二十日以上四月以下ノ重懲罰ニ處シ四圓以上
四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス他人ノ名ヲ借リテ購買シタル者及
他人ヨリ受ケタル者亦同シ

●第三條 第一條第二條ノ罪ヲ再犯シタル者ハ同條ニ定メタル刑
期金額ノ二倍ニ處ス但初犯ニ科シタル刑期金額ニ下ルコトヲ
得ス

●第四條 富籤ニ關スル告發ヲ爲シタル者ニハ其徴スル所ノ罰金
ノ半額ヲ給與ス

●第五條 富籤ニ關スル罪ヲ犯シ事未ダ發覺セサル前ニ於テ官ニ
自首シタル者ハ其罪ヲ免ス

再犯ニ係ル者ハ自首スト雖モ其罪ヲ免セス

●第六條 富籤ニ關スル犯罪ニ因テ得タル財物ハ之ヲ沒收ス
自首ニ因テ罪ヲ免レタル者ト雖モ財物沒收ハ仍テ前項ニ依ル

●遺失物取扱規則

●第一條 凡ソ遺失物ト稱スルハ自ラ其遺失スルコトヲ覺ラズ及
ヒ其所在ノ明カナラサルモノヲ云故ニ若シ其物ヲ得ルニ臨ミ
テ物主其場ニ就テ主タルコトヲ證明スルニ於テハ直ニ之ヲ返
還シ遺失物ヲ以テ論スルコトヲ得ス

●第二條 凡ソ遺失ノ物ヲ得レハ五日內ニ其主ニ還シ其主分明ナ
ラサレハ之ヲ官ニ送ルヘシ官之ヲ榜示シ一年內其主ナキトキ
ハ之ヲ得者ニ給ス

●第三條 凡ソ遺失者ハ其遺失タル物品ノ模樣員數並ニ遺失ノ日
時場所等ヲ可成丈詳細ニ記載シ速カニ官ニ届出ヘシ但シ得者
ヨリ其返還ヲ得ルトモ亦更ニ其旨ヲ届出ヘシ

●第四條 凡ソ遺失ノ物ヲ得レハ之レヲ其主ニ還スト雖モ其費用
ヲ償ハシムルコトヲ得且ツ得者ニ報勞ノ爲メ其物價百分ノ五
ヨリ少カラス二十ヨリ多カラサル金額ヲ給スヘシ若シ物主得
者ト其價格ヲ争フトキハ官之ヲ評價人ニ托シテ其價ヲ定ム

を爲すときは其抗告期間内又
其抗告ありたる時其抗告の
決定迄執行を停止するとを規
定す

●第三百七十五條

本條を一旦豫審に於て免罪の
旨渡を受け其決定したる時
假令罪名變更ありても同一の
事ト付て之を再び罪を受くるの
原由なきを規定せり

▲第四編

本條を衆人の傍觀を許し公け
に裁判するとを云

●第三百七十六條

本條を公判を公けし時の掛官を
規定す

●第三百七十七條

本條の場合に身林を編又モ
手錠等を用ひず但書に罰人を
置と云ことなり

●第三百七十八條

本條を裁判所は於て禁錮以上
の被告人に何時でも令狀を
發することと規定す

●第三百七十九條

本條を被告人の申立同意なき
爲め辯護人を許すとを規定す

但し何人によつても裁判官の許
可ありし時を離脱したることを
得るものとす

●第三百八十條

本條を辯護人辯論所にて訴訟
ニ係る一切の書類を寫取ること
を得ることを示す

●第三百八十一條

本條を被告入利益の爲め法律
上代人が其中立を補ふことを
得るを規定す

●第三百八十二條

本條を被告人が辯論を肯せざ
る時を規定したるを以り

●第三百八十三條

本條を被告人が精神錯亂又は
疾病に罹りたる時を辯論を停
止するを規定す

●第三百八十四條

本條を既を受けざる件に付て
裁判するに能はずを併辯論
中より発見したる時差支るを
旨を規定したるを以り

●第三百八十五條

本條を附帶の犯罪ありとする
場合を所定したるものあり其
場とす即ち本條にある三項目
を以り

本條を孕婦を以り又は胎を以
り胎前せしめたる者に對し
るを以り

●第三百三十四條

本條を孕婦あることを知りながら
之れを打ち又は痛害を與へ
胎前せしめたる者として罪
胎するに至らしめたる者を罰
すべき法條あり然して若し犯
者孕婦を胎前せしめんとすの故
意を以りて罰す時を重罪たる
懲役の刑に處すと定めたり

●第三百三十五條

本條を前二條の罪を犯し爲め
婦女を誘致又は驚疾に罹ら
しめ若くは死に至らしめたる
時を第二百九十九條以下の嚴
打創傷の刑に本條の刑を以て處
罰し其何れか重き刑を以て處
罰すと定めたる法條あり

△第九節 幼者又ハ老

疾者ヲ遺棄スル罪

本條を幼者又ハ年老したる
病者を捨てる者を罰すべき法
條を集めたり

●第三百三十六條

本條第一項を未だ獨活し得ら
れざる八歳未満の小兒を捨て

第五條 凡ソ遺失物ヲ得ルニ物品盜贓ニ係ルモノハ直チニ官ニ
送ルヘシ官之ヲ其主ニ還シ正ニ其費用ノミヲ償ハシム

明治十四年二月第二號布告ヲ以テ第六條を改正ス

第六條 官私ノ地内ニ於テ埋藏ノ物品ヲ掘得ルモノハ之ヲ官ニ
送ルヘシ其主分明ナラサルモノハ地主ノ所有ニ歸スヘシ但シ

盜贓ニ係ルモノハ此限ニ在ラス

第七條 凡ソ遺失ノ物ヲ得ルニ若シ其物耐久シ難クシテ其主分
明ナラサルトキハ迅速ニ之ヲ官ニ送ルヘシ官之ヲ公賣シ其代

價ヲ領置シ榜示シテ處分スルコト第二條ノ如シ

第八條 凡ソ家畜ノ類他所ニ逸走スルモノハ之ヲ遺失物ト稱ス
ルヲ得スト雖モ其主ヨリ之ヲ官ニ報シ及ヒ得者ニ其費用ト報

勞金ヲ給與スルコト第三條第四條ニ同シ若シ他人ノ財産ヲ毀
損スルトキハ律ニ照シテ處分ス

第九條 凡ソ逸走スル畜類ヲ得タル者其主分明ナラサレハ之ヲ
官ニ送ルヘシ若シ八日內其主ナケレハ官之ヲ公賣シテ得者ニ

其費用ヲ償ヒ仍ホ代金ノ剩餘アルモノハ之ヲ官ニ領置シ榜示
シテ處分スルコト第二條ノ如シ

第十條 凡ソ遺失物及ヒ逸走畜類ノ官ニ係ルモノハ官ヨリ得者
ニ其費用ト報勞金ヲ給スルコト私物ニ異ナルコトナシ

第十一條 凡ソ警察官吏タル者ハ所部ノ内外ヲ問ハス遺失物ヲ
得レハ速カニ之ヲ官ニ送リ至ク其主ニ還付シ其主ナケレハ之
ヲ官ニ沒ス

第十二條 凡ソ一切應禁ノ物ヲ得レハ遺失及ヒ埋藏ヲ論セス並
ニ官ニ沒ス

第十三條 凡ソ公私債證書地券諸鑑札等ノ類ハ遺失物ヲ以テ論
スルヲ得スト雖モ物主ハ得者ニ其費用ヲ償フヘシ

第十四條 凡ソ遺失物及ヒ逸走畜類ヲ得若クハ埋藏物ヲ掘得テ
官私ニ至ク送還セス或ハ物主ノ其主タルコトヲ證明スルニ旨
認シテ返還セサル者ハ並ニ律ニ照シテ處分ス

●神奈川重罪裁判所判事 明治十五年九月十八日同
年九月廿六日付

たる者を罰すべし刑第二項と
年若くは自ら生活し得べからざる者及び自ら生活し難き病者多拾つ者を罰すべし刑を定めたる法條あり

●第三百二十七條
本條之刑罰は別記したる自活し得ざる八歳未満の幼者及び老疾者や山中又は林間の如き寂しく人の來らざる地を捨てたる者を罰すべし刑を定めたる法條あり

●第三百二十八條
本條は他人より金錢を得て幼者及び老疾者を養育する者前二條の罪を犯したる時罰すべし刑を定めたる法條あり

●第三百二十九條
本條は幼者又は老疾者を捨てたる爲め瘵疾と成らしめ瘵疾と成らしめ又死せしめたる時其賣棄者を罰す刑を其輕重を區別し定めたる法條あり

●第三百四十條
本條は假令自己の門前屋内或ひは所有地内に幼児老疾者等の棄てられしるを知り又その病者の昏倒し居る者あるを

知り之れを扶助せざるのときは官署に申出ざるが如き不徳者を罰すべし法條あり

△第十節 幼者ヲ略取
誘拐スル罪
本條は幼者を奪ひ取り又拘り出し他處に連れ行く者を罰すべし法條を集めたり

●第三百四十一條
本條は十二歳未だ満たざる幼者を奪ひ取り又誘ひ連れ出し自ら藏匿し或ひは他人に渡し如き所爲を爲したる者を罰すべし法條あり

●第三百四十二條
本條を稱し或る事理を辨別すべき智識を備へたる十二歳以上二十歳以下の幼者を略取拐帶兩罪の刑を定めたる法條あり故に自ら略取と誘拐の輕重區別を立てたるが如し如何とされば略取と幼者の承諾を得ず威力又は脅迫を以て無理に奪取するものもれば事理の辨別あるも防止する由あるべし故に其刑罰誘拐と前者と違ひ幼者の歡喜心を自ら生ぜしめ詐を誘ふものもれば幾分

罰金ヲ禁錮ニ換フル儀ニ付伺
重罪裁判所ニテ罰金ノ言渡ヲ受ケタル者期限内ニ納完セサル時ハ刑法第廿七條ニ照シ輕禁錮ニ換フヘキ處重罪裁判所閉廳後ハ(始審裁判所ニ於テ開キタル時)右禁錮ニ換フル事ヲ檢察官ノ求ニ因リ其始審裁判所ノ所長判事ニテ之ヲ命シ候様致度

指令 伺之通

●奈良始審裁判所檢
明治十五年三月十七日伺
全年三月三十一日
第二條罰金科料ノ刑ニ處セラレ限内納完セサル者ハ檢察官ニ於テ刑法第二十七條及第三十條ニ依リ禁錮拘留ノ刑ニ換フルノ請求ヲ爲スニハ一人ニ對シ一圓ニ滿サル數個ノ刑ヲ同時ニ換刑ノ俱ニ二十五錢科料ニ處セラレタル時ハ拘留四日ニ換フヘキ請求ヲ爲スヘキ者ト心得可然ヤ果シテ然ラハ若シ裁判官ニ於テ之ニ反シ其金額ヲ合算シテ一圓トナシ一日ノ拘留ニ換ヘタルトキハ檢察官ハ上告スルコトヲ得ル者ニ候哉

指令 第二條同之通但違警罪ニ係ル者ハ上告ヲ爲スコトヲ得ス
理由 第二條四個ノ罪ヲ犯シ各二十五錢ヲ科シタル件之ヲ合算スレハ一圓トナルモ其罪ハ固ト四個ノ罪ナルヲ以テ各別ニ拘留ニ換ヘサルヲ得ス就テハ判事ノ之ヲ合算シテ一日ノ拘留ニ換ヘタル時ハ擬律ノ錯誤ニ係ルヲ以テ檢察官ハ上告ヲ爲スヲ得ル儀ト考量候

●長崎縣
明治十五年十月十六日電報伺
全年全月全日
上告書類趣意書差出シ後其期限五日内ニ取消ヲ願フ時刑期ハ宣告ノ日ヨリ起算スヘキヤ

指令 本月十六日附伺之件被告人上告ヲ爲シタル場合ニ於テ上告書類未タ大審院ニ送致セサル前其願下ヲ申出タル時ハ原裁判所々長之ヲ聞届ケ其聞届ノ日ヨリ刑期ヲ起算ス

●平糶罪裁判所判事
明治十五年十二月二日訓
全年十六年一月三十日
第三條刑法中人ト稱シ他人ト稱スルハ區別アルモノ、如シ竊盜

かの承諾を得る必要あり若し
幼者にして智識之れを習得す
るも此等之れを習得すべ
し故に其刑又輕しと知るべし
●第三百四十三條
本條を略取誘拐の幼者たる
を知りし、收受し之れを自家
に使用するものを罰すべし
條なり

●第三百四十四條
本條を幼者略取誘拐罪を總て
官より告發を成さず必ず被害
者たる本人あるか又其親族
の告發を待て罰すと定めたり
之れを告發するものとするとき
を反つて被害者の名譽を害す
るものあるを以て罰し然して尙
ほ其誘拐又略取せられたる
幼者其後式を用ひて結婚した
るとき告發するも効なきも
のとす定めたり

●第三百四十五條
本條を廿歳に滿ざる幼者を
ひ取り又誘ひ出し之れを外
國人に渡したる時其犯者を罰
すべし法條あり

△第十一節 猥褻姦淫
●重婚ノ罪

本條を男女淫褻及び重婚等社
會の風俗を害する者を處罰す
る法條を築めたり

●第三百四十六條
本條を未だ事情の何物たるを
知らざるものから生れざる男
生をせざる十二歳に滿ざる男
女に對し淫褻の所行を爲した
る者及び十二歳以上の男女に
對し暴行或ひは脅迫を以て淫
褻の所行を爲したる者を罰す
べし法條あり

●第三百四十七條
本條を十二歳に滿たざる者
對し暴行或ひは脅迫を以て淫
褻の所行を爲したる者を罰す
べし法條あり

●第三百四十八條
本條を第一項を十二歳以上の婦
女を強淫したる者を罰すべし
法條を其第二項を婦女を強
淫するに藥物を用ひて睡らしめ
又其大酒を吞ましめ精神を亂
さしめて強淫したる者を罰す
べし刑を定めたり△強姦と
婦女の承諾せざるを無理に姦
するを云ふ

●第三百四十九條

詐偽取財得遺失物他人ト稱シ親屬アラサル者トナスハ各末項ニ
親屬例アリテ明瞭ナリ然ルニ盜用印影決潰堤防ニ人ト云ハス他
人トナシタルハ親屬ニアラサル者ナルカ或ハ別ニ意味ナク人ト
云フニ同視スヘキカ

内訓 第三條人ト稱シ他人ト稱スルハ區別アルコトナク親
屬モ包含ス但失火犯罪者ニシテ刑法第三百七十七條ノ親屬
ニ係ル時ハ格別ナリトス

●姫路始審裁判所
明治十四年十二月二日 日伺
全 十五年一月十九日付

第三十一條第一項國民ノ特權トハ府縣區町村會ノ選舉被選舉及
ヒ國家ヲ以テ記スル新聞雜誌ノ記者トナリ或ハ土地ヲ所有スル
等ノ諸權ヲ云フ歟

第三項貴族トハ皇族華士族或ハ内外政府又ハ官立學校等ヨリ授
與スル所ノ學位博士或ハ學士ヲ指稱スル者ナリヤ

指令 第三十一條府縣區町村會ノ選舉被選舉權ハ國民ノ特
權ニ屬スト雖モ新聞記者トナリ或ハ土地ヲ所有スル權ノ如

キハ此限ニアラス
皇族華士族ノ親屬ハ貴族ニ屬スト雖モ博士學士等ハ此限ニ
アラス

●鹿児島縣警部
明治十五年九月廿一日 日請訓
全 年十月廿七日 日内訓

第五條刑法第三十一條第三貴族即チ華士族ノ族籍ヲ剝奪セラレ
タル場合ニ於テハ舊法ノ如ク其族ハ子孫ニ嗣カシムル乎將又其
者戸主ナルトキハ家人共ニ平民トナル乎

内訓 第五條前段見込ノ通

第右全條第四ノ外國ノ勳章ヲ佩用スルノ權ハ日本國內ニ於テノ
ミ剝奪セラレタル義ナル歟又ハ外國ニ於テモ同様ナル歟草案ニ
ハ(日本國內ニ於テ)明文アリテ刑法ニナシ疑義不少候

内訓 第六條前條見込ノ通

●浦和輕罪裁判所檢事
明治十五年六月三日 日質問
同 全年月十二日 日回答

凡ソ罰金ノ刑ニ該ルヘキ者拘引スヘカラサルハ治罪法ノ通則ナ
リト雖モ其刑ノ言渡ヲ受ケナカラ限内納完セサルヲ以テ本人ハ

西三十三

考修七十二歳以上満ざらぬ幼女の
承諾を得て姦淫したる者及承
諾を得ず無理由強て姦したる
者とを罰すべき法條あり

●第三百五十條
本條を前條の罪より重
懲せしむる者たる本人又其
親屬の懲罰を俟つものとしり
是れ被害者の名譽を損んずる
よ出でたる法條あり

●第三百五十一條
本條を前條の罪を犯し人を
殺し又傷けたるときは第二
百九十九條以下の毆打創傷の
各條と本條各條と比擬し何れ
か一方の重き法條に因りて處
断すと定めたり然し其情の最
も悪むべき強淫を爲して瘵疾
又其篤疾を罹しめたる者の特
に有期徒刑に處し其死に至ら
しめたる者無期徒刑に處す
と定めたり

●第三百五十二條
本條を未だ春情を知らざる十
六歳未満の幼者を淫行を誘ひ
勸めたるものを罰すべき法條
あり

●第三百五十三條
本條を夫ある婦他の男と姦通
したるときは其姦夫姦婦を共
に罰すべき法條あり然し本夫
よして其婦の姦通爲し居るを
一度許したる者其裁判所之
れを採用せしと定めたり尚ほ
本條の罪を官より告發せず本
夫の告發を俟つて初めて採用
すと定めたり

●第三百五十四條
本條を配偶者の定まりある者
重ねて式を用ひ結婚するもの
を罰すべき法條あり

●第三百五十五條
本條を其實おきてを眞事ら
く申立て、人を誣告したる者
を罰すべき法條あり

●第三百五十六條
本條を他人を誣告したる者被
告人の未だ裁判所にて尋問を
せられざる前名乗り出づる
時其罪を問はず無罪と爲す

●第三百五十七條
本條を他人を誣告したる者被
告人の未だ裁判所にて尋問を
せられざる前名乗り出づる
時其罪を問はず無罪と爲す

●第三百五十八條
本條を他人を誣告したる者被
告人の未だ裁判所にて尋問を
せられざる前名乗り出づる
時其罪を問はず無罪と爲す

●第三百五十九條
本條を他人を誣告したる者被
告人の未だ裁判所にて尋問を
せられざる前名乗り出づる
時其罪を問はず無罪と爲す

呼出スモ出延セス或ハ逃亡所在明カナラサルカ如キモ尙ホ逮捕
状及拘引状ヲ發スルコト得サルヘキヤ然ル時ハ罰金ノ刑ヲ受ケ
タル者へ到底其刑ノ執行ヲ期スヘカテサルニ至ラン如何

回答 罰金ノ言渡ヲ受ケタル者限内納完セサル時ハ檢察官
ノ求ノニ依リ裁判官ノ作リタル命令書ヲ以テ直チニ禁錮ニ
換ヘ其逃走ニ係ル時ハ禁錮ニ換フルノ命令アリタル上本年
當省丙第六號遠ニ依リ處分スヘキモノトス

●横濱始審裁判所檢事
明治十六年二月二日訓訓
全年月十四日内訓
愛ニ他人ノ家屋稅居スル者アリ偶屋主ヨリ該家屋ヲ引揚フヘキ
コトヲ促ス而シテ稅居人ハ未タ他ニ轉スヘキ家屋ヲ得サルヲ以
テ其猶豫ヲ家主ニ請求ヌ家主之レヲ肯ンセヌ現ニ二人ノ住居スル
ニモ拘ラス一日人ヲシテ他ノ人夫ヲ卒ヒ來リテ遽カニ該家作ヲ
毀ツ稅居人ハ事不意ニ出ルヲ以テ周章爲ヌ所ヲ知ラス衆家狼狽
遂ニ警察ノ保護ニ依リ當日繰カニ之レヲ破毀スル事ヲ止ムルヲ
得タリ然レトモ家主仍ホ日ヲ隔テ一日ニシテ再ヒ人夫ヲ驅テ

遂ニ該家作屋根ノ全部ヲ破毀シ盡セリ如是暴行ヲ受クルニ因テ
稅居人ハ身体財産ヲ保護スルニ窮迫ス夫レ家主ノ自己所有ノ家
作ヲ破毀スルハ全有ノ權利者ニシテ毫モ妨ケナキカ如シト雖モ
苟モ之レヲ人ニ貸シ與ヘ相當ノ家稅ヲ徵シ又稅居人ハ家稅ヲ
拂ヒ渡シタル以上ハ之ヲ使用スルノ權ヲ有ス然ルチ家主ノ自己
所有權ヲ恃ミ粗暴ニモ人ノ現住スルニ用捨ナク之レヲ破毀スル
ニ至ルハ刑法第四百十七條ニ問ン乎退テ該條ノ精神ヲ按スルニ

人ノ家屋其他ノ建造物ヲ云々トアリテ所謂人ノ家屋トハ人ノ所
有スル家屋ニシテ人ノ住居スル家屋ヲ破毀スルノ意ニ非ラサル
ニ似タリ就テハ前件ノ如キ稅居人現住ノ家屋ヲ家主漫リニ之レ
ヲ毀ツニ至ルモ齊シク家主ノ所有物ニシテ人ノ家屋ヲ破毀スル
モノニ非ラストシ只其所爲ノ暴行ナルニ止マリ之レヲ刑法第四
百十七條ニ問擬ヌ可キ者ニハ有之間敷ヤ然ルトキハ之レヲ處ス
ルニ正條ナシ抑モ當橫濱港ノ如キハ家屋ヲ有スルモノ僅カニ十
中ノ一ニシテ稅居スル者其九分ヲ占ム然ルニ家稅滯リナク又ハ

定められたる法條あり
●第三百五十七條
本條を誣告したるが爲め被告人刑に處せられたる時、被告人の例に因りて處分すと定めたる法條あり

●第三百五十八條
本條を公開演説又は書類謄圖若くは芝居ニ〇カ人形等を以て人の悪事或ひは悪行をあげて誹謗したる者、其事實のあると疑ふを問はず其罪を罰すべき刑を區別して定めたる法條あり

●第三百五十九條
本條を既に死したる人を誹謗したる時、其實ならず誹謗の事よらざれば前條に因つて處斷するとせずと定めたる法條あり

●第三百六十條
本條を人の秘密を知らざれば其業を執る能ざる營業を爲す者假令は醫師の如き資格を受けて遺傳病者を除いたる之れを人に問ひしむれば大いに其人の耻辱を爲るを以て營業上の秘密を以てして他の業

借家期約アル者ハ勿論總令ヒ家税ノ滞ルアルモ家主直チニ之レヲ破毀シ法ノ罔フ可キモノナキトキハ特リ税居人ノ身体財産ヲ保護スル能ハサルノミナラス闖家ノ老少婦女ヲ擧テ條子路頭ニ迷ハシム其酸辛言フ可カラス税居ノ者豈一日モ安寧ヲ保ス可ケンヤ目下前條ノ事實有之候處之レヲ處スルニ正條ナシ去リ逆テ之レヲ不問ニ措クトキハ公安ヲ害スル最モ渺カラス候ニ付刑法第四百十條ニ問擬シ得ヘキ哉

内訓 請訓之趣刑法ニ於テ論スルノ限リニ非ス

告し得べきはあらざる之れを誣したるが如き者を罰すべき法條あり然し裁判所の審問に隨つて誣告したる本條の間ふ處にあらざるは定めたり

●第三百六十一條 本條を本條に定めたる誹毀の罪を總て被害者の告訴を待つて處斷すと定めたる法條あり

△第十三節 祖父母父母ニ對スル罪

本節を子孫たる者が祖父母父母ニ對し罪を犯すに因り罰すべき特別の法條を定めたるあり

●第三百六十二條 本條第一項を子孫の祖父母父母を謀殺し又は故殺したるもの罰する法條を定め其第二項を子孫にして祖父母父母ニ對し自殺を勸め又之れが補助の罪を犯したる凡人の刑に二等重く處斷すと定めたる法條あり

●第三百六十三條 本條を子孫の祖父母父母ニ對し毆打創傷の罪を犯し又は監禁、脅迫、遺棄、誣告、誹毀の罪等を犯したる者各本條の本刑より一層重く處分すると規定したる法條あり

●第三百六十四條 本條を子孫の祖父母父母ニ對し衣食又は其他の生活に必要なる物品を與へず養養を缺き因て疾病を醸さしめ又は死に至らしめたるを罰すべき法條あり

●第三百六十五條 本條を子孫祖父母父母ニ對し殺傷の罪を犯したる者より第三百九條以下第三百十六條に至る特別の減輕を蒙る能はずと定めたり然し其犯すとき子孫其祖父母父母たるを知らざるものも矢張り特別の減輕を蒙ると定めたり

▲第二章 財産ニ對スル罪

本章を専ら財産の對して犯したる罪を罰すべき法條を掲げたるものあり

△第一節 竊盜ノ罪

本節を窃り他人の財物を盜したる者を罰すべき法條を定めたるあり

●第三百六十六條 本條を他人ノ所有權ある財物を窃り盜み取りし者を罰すべき法條あり

●第三百六十七條 本條を洪水火災震災他人の財物を一以上の財物を看守する暇なきを僥倖として之れを盜取し

たるものを罰すべき法條あり

●第三百六十八條 本條と竊盜の罪を犯すに因り閉鎖したる所を破入し又は他人を人しめざる如き方法を以て防禦線を破りたる處へ竊に入りて竊盜を爲すものを罰する法條なり

●第三百六十九條 本條と二人以上の多數を以て竊盜を犯せし者を罰すべき法條あり

●第三百七十條 本條と竊盜を爲すに刀劍又その他の兇器を持して犯したるものを罰すべき法條あり

●第三百七十一條 本條と自己の所有物と雖も之れを抵當として他人より金を借り交付したるとき其物件を完全自己の所有と云ふべからず又彼の差押と成りし物件の如き亦同じきなり故に之を竊かき盜たるもの其運に於て竊盜たるを得ず故に本條を以て其場合を罰すべき刑を定めたり

●第三百七十二條 本條と他人の所有地を植へる苗子或は大根又米麥等を竊かき盜みたるものを罰すべき法條あり

●第三百七十三條 本條と山林川湖池沼海等他人の植付たる竹木又生養したる魚類或は買せんと目的を以て飼ひ居る鳥類草木を竊取したるものを罰すべき法條あり

●第三百七十四條 本條と假令牛馬猪馬其他飼養を一定區域の場所に於て飼育收養し居るを竊かき盜たる者を罰すべき法條あり

●第三百七十五條 本條と竊盜罪を犯し其目的を達せざるものと未遂犯罪の例を用ひ不刑より一等又二等を減ずると定めたる法條あり

●第三百七十六條 本條と竊盜罪に因り傷分せられたるもの時來を戒むる爲め監視を付することを定めたる法條あり

●第三百七十七條 本條と竊盜犯と最近の親族則ち祖父母父母夫妻子孫及び其配偶者及び同居する兄弟姉妹其財產を相互に竊取するもの竊盜を以て論ぜざると定めたる法條あり然し之れを犯すは他人と共に犯したるときと親族の關係あるもの竊盜なるも其共に犯したる他人と矢張り竊盜罪を以て處断するなり

△第二節 強盜ノ罪

●第三百七十八條 本條と他人の財物を盜むに脅し迫り強て盜と去り又は暴行則ち手帶き事を爲して盜たる者を強盜として罰するの法條あり△強盜と強盜の差を強盜と人知れず盜むもの強盜と人の眼前に於て其人の物を強ひて奪ひ取るもの之れあり

●第三百七十九條 本條と強盜罪中其情重きものは對し適用すべき法條あり其第一と多人數を以て強盜を爲したる者第三と刀劍棍棒等人の驚怖を増さしむる如きものを携へて強盜を爲したる者之れ等と前條の強盜より其情重ければ一等を加ふと定めたり

●第三百八十條 本條と強盜を爲し因て人を傷け又殺したる者を罰すべき法條あり

●第三百八十一條 本條と強盜を爲し刺し婦女を強理し盜したる者を罰すべき法條あり

●第三百八十二條 本條と假令一竊盜あり初め財物を盜み去らんとするも其家人之れを取戻さんとす此場合於て強盜具家人に對し拒絶して脅し迫りたるものを強盜として罰すべきことを定めたる法條あり

●第三百八十三條 本條と假令一竊盜あり一酒樽を會飲し酒中酔藥を投じ之を呑みしめて強盜せしめ財物を盜取したるが如き者を罰すべき法條あり

●第三百八十四條 本條と強盜罪を犯し強盜の刑に處せられたる者と監視を附加することを定めたる法條なり

△第三節 遺失物埋藏物ニ關スル罪

●第三百八十五條 本條と他人の落したる物又他人の埋め置いたる金品を拾ひ取りたる者に對する刑を定めたる法條を兼ねたり

●第三百八十六條 本條と假令道路に於て金品を拾ひ又河川に於て流れ來る金品を拾ひ所有主不明と認せず又官署へも届け出でざる者を罰すべき法條あり

●第三百八十七條 本條と前二條の罪を祖父母父母夫妻子孫及び其配偶者又同居の兄弟姉妹あるときと其罪を

論せずと定めたる法條あり

△第四節 家資分散ニ關スル罪

本節を身代限の際に犯す罪を罰すべき刑を定めたる法條を掲げたり

●第三百八十八條 本條を其罪を三段に區分し二個の刑を定めたり△第一に假令は身代限を爲すとき自分の所有財産を隠し又引越し債主に渡さざる様したる者△第二に身代限の時債主は金を多く渡さざらん爲め借りたるとき借金を隠し又引越し債主に渡さざる様したる者△第三に虚偽の負債を拵へて債主に迷惑を掛ける者を知りつ、貸主と成り又虚偽の負債を運るべき中立を爲したる者等の三つの罪を罰すべき法條あり

●第三百八十九條 本條を身代限の際假令は貸金帳簿を隠し又破り若くは身代限申渡の後ち貸主の他人又多數人則ち一部の人のみ其借金を返却し一の貸主に迷惑を掛けたる者を罰すべき法條あり

△第五節 詐欺取財ノ罪及受寄財物ニ關スル罪

本節を人を欺き得たりて財物を得たり他人より預りたるものを費消したる者を罰すべき法條を果めたり

●第三百九十條 本條を人を欺き得たり又奪りて金品若くは證書類を騙り取りたる者を罰すべき法條あり然し此罪を犯す爲め官の文書又私書を偽造し若くは加筆し書替へ等の所爲あるとき官文書偽造の各本條及私書偽造の各本條と此條を比較し何れか重き一方の法條に因り罰すべきと定めり

●第三百九十一條 本條を知識なき馬鹿と稱すべき二歳未満の者又狂氣の者あるに乗し是等の者より金品若くは證書類を取り收めたる者又矢張り詐欺取財として罰すと定めたる法條あり

●第三百九十二條 本條を假令は金銀製の物品を純金製かりと偽りて賣捌き又清水を「アルコール」瓶に入れ純粋の「アルコール」なりと詐り若くは五斗人の酒樽を四斗の酒を納め五斗なりと稱して人に交付し又他物と交換するが如き者を罰すべき法條あり

●第三百九十三條 本條を第一項を他人の所有に係る物品又他所家屋等を自己の所有かりと詐り之れを他人に賣渡し又他物に替入れ金貨を借りたる者の如きと矢張り詐欺取財の罪として罰すと定め第二項を自己所有の家屋地所

あるも他人に差入抵當として一度金を借りながら之を隠して他人に賣渡し又重ねて二度三度抵當と爲し金を借入る、如き所爲を爲す者も矢張り詐欺取財として其罪を罰すと定めたる法條あり

●第三百九十四條 本條を第三百九十條以下前條に至る迄の罪を犯し刑に處せられたる者を監視を附加すと定めたる法條あり

●第三百九十五條 本條を人より預りたる金品及び人より借受けたる物品又を買として取りたる抵當物品及び人より何人か一に與れよと委託を受けたる金品を使用し盡したる者を罰する法條あり然し其物品騙り取りたる物品あるか又所持しけりたる金品あるとき詐欺取財として罰すと定めたり

●第三百九十六條 本條を自分所有権ある者も雖も官署假令は裁判所より差押へと成りたる物件を隠し又引越したる者も處分する法條あり然し此罪を家資分散則ち身代限の場合に犯したるものと本條に因りて處斷するにあらずと定めたり

●第三百九十七條 本條を詐欺取財及び委託物費消の罪を犯さんとして其目的を達せざるものと第百十條以下に定めたる未遂犯罪の例に照し本刑より一時或は二等を減すと定めたる法條あり

●第三百九十八條 本條を詐欺取財及び委託物費消罪と祖父父母夫妻子孫其配偶者及び同居の兄弟姉妹互ひに犯したるとき無罪とすと定めたる法條あり

△第六節 贖物ニ關スル罪

本節を盗と物に付ての罪に對する刑を定めたる法條を果めたり

●第三百九十九條 本條を贖盜又贖盜の盜み來りたる物品なりと知りつ、賣ひ受け又隠し若くは買取り或は之れを賣るの中立を爲したる者を罰すべき法條あり

●第四百條 本條を前條の罪を犯して刑に處せられたる者を監視を附加すと定めたる法條あり

●第四百一條 本條を贖盜又贖盜以外の犯罪に因り得たる物品あることを知り賣ひ受け又隠し或は買ひ取る若くは之れを賣るの中立を爲したる者を罰すべき法條あり

△第七節 放火失火ノ罪

本節ニ火を放ち又又誤つて火を失したる者を罰すべし刑を定むる法條を築めたり

●第四百二條 本條ニ現る人の住居に居る家屋へ火を放ちて其家屋を燒きたる者を罰すべし法條あり

●第四百三條 本條ニ現る人の住居せざる家屋又又建造物則ち小家納家等ニ火を放ちて之れを燒きたる者を罰すべし法條あり

●第四百四條 本條ニ條附れ廢れたる家屋又又榮草肥料等を納れ置く家ニ火を放ちて之れを燒きたる者を罰すべし法條あり

●第四百五條 本條ニ人を乗せたる船舶又又運車ニ火を放ちて之れを燒きたる者及人を乗せざる船舶又又運車ニ火を放ちて之れを燒きたる者を罰すべし法條あり

●第四百六條 本條ニ山林に在る竹木又又耕地に在る米麥の類若くは肥料と爲さしめ置きある枯草蘆竹木の如き物ニ火を放ちて之れを燒きたる者を罰すべし法條あり

●第四百七條 本條ニ自己所有の家屋へ火を放ちて之れを燒きたる者を罰すべし法條あり

●第四百八條 本條ニ放火犯者輕罪の刑を以て處分せられたる者ニ監禁を附加することを定むる法條あり

●第四百九條 本條ニ火を誤ち失して人の家屋及び財産を燒きたる者の刑を定むる法條あり

●第四百十條 本條ニ火を誤ち失して其所井凡若くは蒸氣釜を破裂せしめて人の家屋財産を燒きたる者ニ故らこ爲したるに誤ちより爲したるを分ち放火失火の各條ニ照して處罰すべし定むる法條あり

△第八節 洪水ノ罪

本節ニ水を決して人ニ害を與へる者を罰すべし法條を築めたり

●第四百十一條 本條ニ其所爲を二區分して刑を定むる法條あり第一ニ堤を潰し又又水門を毀ちて人の住居ニたる家屋を流し失ししめたる者を罰す刑第二ニ第一の所爲を爲して人の住居せざる家屋又又其他の小屋納屋等庫等を流し失ししめたる者を罰すべし刑あり

●第四百十二條 本條ニ堤を崩し水門を毀ち田地畑坑收場等を漏れ廢れしめたる者を罰すべし法條あり

●第四百十三條 本條ニ他人の便利を妨ぐるを目的とするか又又自己の利益を圖らん爲め堤を崩し水門を毀ち其他耕地畑坑の水利を妨げたる者を罰すべし法條あり

●第四百十四條 本條ニ堤を潰して堤を決り又又水門を毀ち爲め水害を生ぜしめたるものニ失火と全ノ刑を以て處罰すべし定むる法條あり

△第九節 船舶ヲ覆没スル罪

本節ニ船を覆へたる者を罰すべし刑を定むる法條を築めたり

●第四百十五條 本條ニ故意を以て船を行き當て人を乗せたる船を覆没せしめたる者を死刑ニ處すべし定むる法條あり然し若し其覆没したる船中の一人も死せざる時と本刑ニ一等を減じたる無期徒刑ニ處すべし定むる法條あり

●第四百十六條 本條ニ故意を以て船を行き當て覆没せしむるも其船人を乗せざるも其覆没後ニ處すべし定むる法條あり

△第十節 家屋物品ヲ毀壞シ及動植物ヲ害スル罪

本節ニ家屋又又物品等を毀ち又又獸類鳥類植物を害ふる者を罰すべし法條を築めたり

●第四百十七條 本條ニ家屋又又其他納屋倉庫の類を崩し傷けたる者を罰すべし法條あり然し若し此罪を犯し人を死せしめ又又傷けたるときと第二百九十九條以下ニ定むる毆打創傷の各條と此條を比較し何れ一方の重き刑ニ處すべし定むる法條あり

●第四百十八條 本條ニ家屋の周圍を廻らせし樹木又又園生池の裝飾或は田地畑坑收場の周圍に巡らす欄等を崩し毀ちたる者を罰すべし法條あり

●第四百十九條 本條ニ人の生活上必需とすたる五穀又又日常使用せんとす時ニ在る木竹の類を毀ち擲せしめたる者を罰すべし法條あり

●第四百二十條 本條ニ各人自己の所有地なることを示す爲め設置せる標木標石の類を毀ち又又他所に設置せる

如き所爲を爲す者を罰すべき法條なり

●第四百二十一條 本條を故意を以て人の所有する物品をこぼし損せしむる者を罰すべき法條なり

●第四百二十二條 本條を他人の所有物たる牛又は馬を殺したる者を罰すべき法條なり

●第四百二十三條 本條を他人の所有物たる犬猫の如き獸類及び鳥類を殺したる者を罰すべき法條なり然し本條を官より告發するにあらざれば其家畜鳥類の所有主より訴へ出づれば其罪を問ふと定めたり之れ所爲を其の罪

種々あるに因りてなり

●第四百二十四條 本條を假令は貸金證書の如く權利を生ずべき書類又は預金證書の如き義務を生ずべき他人の書類を引裂き又は破り燒き捨つる等の如き所爲を爲したる者を罰すべき法條なり

●第四編 違警罪

本編を刑罰中最高なる違警罪に係る犯行を罰すべき犯罪の種類と罰則を網羅したる編あり而して違警罪は本編のみにあらず各地方の情況に因り我國各府縣行政上の必要より設けたるものもありと知す一違警罪として罰すべき罪の性質と粗漏意旨より起るもの多きを居ることを知るべし

●第四百二十五條 本條を罰すべき刑十四個あり

第一節 規則を守らず火藥の如き危ふき物品を町中へ運ぶ者と其危ふき物品を貯へ置くもの△第三を許可を得ずして烟火を製造して賣る者△第四を町中の如き所にて烟火又は其他の火を發す可き危き物を玩弄する者△第五を蒸氣釜煙出—瓦斯釜等の破損せしむる者△第六を廢れ崩れ—家又は垣を直すべしを官より注意せられながら直さぬ者△第七を官の許しを得ずして死骸を解剖したる者△第八を自分の持地内へ死したる者あるを知らず官へ届出ぬ者△第九 人を打ちて創付け又は病氣を罹らしむる迄に至らざる者△第十を官に知れぬ様私娼をして淫を賣り或ひ之れを世訴し又は中人を成る者△第十一を明屋を潜み渡る者△第十二 住む家なく何の仕事も爲さず四方をさまよひ居る者△第十三を定りたる場所の外へ死者を葬むる者△第十四を人々違警罪を惹きんとし又は救げんとして例りの聲音を申立つる者然し被告へ偽證の爲め罪を免れたるときは第二百十九條の備置の

の罪として處分す定めたり

●第四百二十六條 本條を罰すべき刑十二あり

第一節 人の住む家の近く又は山林若くは田野にて無茶苦茶に火を焚く者△第二を洪水火事地蔵等のあるとき官吏が之れを防ぐと云ひ付けたるに知らぬ顔して承知せぬ者△第三を未だ青き桃柿の如き物又は腐りたる魚酒其の他の飲食物を賣りたる者△第四を假令は大小便を市中にて汲み取るに午前六時限りありと定めたるに此規則を守らず又は傳染病あるときを必らず届出でよと定めたるに届出でざりし者の如きを云ふ△第五を道路に危き溝又は穴等のあるに蓋もせず又圍ひも爲さず捨置く者△第六を道路に犬又は猿等の獸をけりかけて驚き暴れしむる者△第七を氣遣ひの守りを怠り道路に放ちたる者△第八を狂ひたる犬若くは熊猪等の猛獸を繋ぎ置くに怠り意之を路上に走らしめたる者△第九を假令は首を露り喉を突き死したる者の検視を受けず埋葬したる者△第十を墓所の石碑又は路傍に安置したる地藏等の如き神佛の像を毀ち或ひ汚したるもの△第十一を神を祭りし神社又は佛を安置したる堂其他官より建設したる建物を汚し又は破損せしめたるもの△第十二を人の通行繁しき路上に於て人を罵詈雑言し又嘲けり弄るもの但し此罪を其罵詈雑言せられたるものを訴出づるを缺らて處分す

●第四百二十七條 本條を因て罰すべき刑十六あり

第一節 車馬丁乗馬者徒らに車馬を走らせて道行く人を妨ぐるもの△第二を行くにあらぬと止めるに聞かず人の滞り居る所へ車馬を牽き入るもの△第三を提灯を燈さずして夜中馬車を走らすもの△第四を道路水又は石土などを積りて目印圍ひをなさず又は夜中火を燈さしるもの△第五を石瓦を道路で投るもの△第六を犬猫鳥等の死したるを道路に投げて片付けざるもの△第七汚き物を道路又は人の家庭へ投げ込むもの△第八を假令鑑札を受けず辻占を賣り又車馬の路傍に店を出したるもの△第九を急病人ありて往診を請ひて醫師産婆差支かきしに至らざるもの△第十を死したる者ありて届けずして埋葬を爲したるもの△第十一を假令は何もなきに近きに戦争あり等の事を言ひ聞らざるもの△第十二を金錢を受けば封を見又と祈禱等を爲して人を惑わすもの△第十三を自己の持地外へ故なく家を建て垣を爲し又その鹿の類を設けたるもの△第十四を官の許しを受けず路傍又は河岸へ水店等の如き店を出したる者

△第十五条假令川岸の柳市街に於ける辻らんと辻雪隠等の物を崩し壊れたるもの△第十六条假令車止の立札又は道に於ける標木等を毀ち或は汚したる者

●第四百二十八條 本條の罰則を以て罰すべき罪十一あり

第一と假令官署より五匁を奪ふと命じたる物を一錢を賣りて官命を背きたるもの△第二と渡し船又は錢取橋に於て故なく渡さず又は官より定めぬ貨錢より余分の錢を取りたる者△第三と渡し船又は錢取橋にて錢を出さず渡りしもの△第四と路の片邊にて盆囀又は吹矢等の方法を以て金錢を掛け勝負する如き商業を爲したる者△第五と官の許しを受けず芝居又は見せ物を興行して規則を背きたるもの△第六と海又は下水溜等を崩し毀り又之を掃除せざるもの△第七と路傍に食物其他下駄店筆店の如きもの出すに止めたるは聞かず出したるもの△第八と官の許しを受けず官有地馬牛其他の獸類を畜したるもの△第九と人身に入札を爲し又之れを爲すを業とするもの△第十と假令馬牛の繋ぎ在るを解き放ちたるもの△第十一と假令を繋ぎある舟又は筏を解き流したるもの

●第四百二十九條 本條の罰則を以て處分するもの十八あり

第一と橋際又は堤際へ舟又は筏等を繋ぎたる者△第二と道路へ牛車馬車の類を繋ぎ又木竹を横へて通行を妨けたるもの△第三と車又は馬等を並べ牽きて通行を妨ぐるもの△第四と川等に於て舟を並べ浮べて舟行を妨ぐるもの△第五と氷又は雪其他塵芥を道路に捨てたるもの△第六と官より道路を清潔すべしと命じたるは掃除を爲さざるもの△第七と人の止むるも聞かず道路に於て遊び亂行を妨ぐるもの△第八と牛馬を引くも不注意より繩を放ち又繩を道に於て通行人を妨ぐるもの△第九と人の入るを禁ずる場所へ入りたるもの△第十と往來止の制札あるも通行したるもの△第十一と道路に於て止むるも聞かず喧嘩を爲したるもの△第十二と酒を酔ひて路上を躍り歩行し又道路を酔つて廢れたるもの△第十三と道路に設けたる辻フンプを消したるもの△第十四と人の家屋又は板塀等へ貼紙を爲し又徒ら書を書いたるもの△第十五と表札又は貸屋札或は看板貼紙其他報告の柱札等を毀ち損したるもの△第十六と他人の田地又は原野田畑等にて假令柿の實西瓜等の果物を食ひ又柳花等を摘み採りたるもの△第十七と公園地の地と石を投ずべからず或は建築物へ貼札すべからず等の規則あるも之を

したる者△第十八と通行すべき道に於て他人の田地又は畑へ牛馬を牽入れたるもの

●第四百三十條

本條と本編に規定したる違背罪を日本全國一般に適用すべき者あり然れども日本を擬し故に自ら氣候風俗人情の差違ありて本編中記載の條項のよみて地方に因りて不都合の罪あり又地方に因りて本編中の各項に於て現狀に得べからざるものもあり假令は寒地に於ては第四百二十九條第五に定めたる氷雪を路上に投棄したる者と云ふ條項の如きも現行するを得ざれば或は設け或は廢す等の事をきよめざるものとすら違背罪を多く行政規則履行上往々必要の事あれば各地方に於て別々其便宜に因りて設くる或の違背罪あり故に其違背罪を犯したる者も其地方の違背罪規則に従ふて處分すべき事を定めたる法條あり

刑事訴訟法目録

第一編 總則

第二編 裁判所

第一章 裁判所ノ管轄

第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避回避

第三編 犯罪ノ捜査、起訴及ヒ豫審

第一章 捜査

第一節 告訴及ヒ告發

第二節 現行犯罪

第二章 起訴

第三章 豫審

第一節 令狀

第二節 密査監禁

第三節 證據

第四節 被告人ノ訊問及ヒ覆書

第五節 檢證、搜索及ヒ物件送還

第六節 證人訊問

第七節 鑑定

第八節 現行犯ノ逮捕

第九節 保釋

第十節 豫審終結

第四編 公判

第一章 通則

第二章 區裁判所公判

第三章 地方裁判所公判

第五編 上訴

刑事訴訟法目錄

第一章 通則

第二章 控訴

第三章 上告

第四章 抗告

第六編 再審

第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

第八編 裁判執行、復権及ヒ特赦

第一章 裁判執行

第二章 復権

第三章 特赦

附則

●刑事訴訟法釋義

刑事訴訟法ニ種あり刑事訴訟法
民事訴訟法之れなり刑事訴訟法
法と刑法ニ關する訴訟手續
を定めたる法律あり民事訴訟
法と民法ニ從ひ民事ニ關す
る訴訟手續を定めたる法律あり
其名稱の因て來る處他あり
民事訴訟法ニ對して刑事訴訟
法と稱して區分したるものと

●第一條

本條も公稱として社會自ら起す
の訴へ何人之を起すや否又公
訴を起すの目的を何れあり
や否を定めたる法律あり故に
曰く公訴の目的を罪を犯した
るを一々證據により明かす
一刑法及其他の法律ニ定めたる
罰則の各正條の刑を之れに
適用するあり而して其事を
欺る者も刑を檢事ありと云ふ
とを定めたり

●第二條

本條も私訴として犯人の爲め
各人が害せられたる時其害せ
られたる損失を犯人より取反
す爲め起すべき訴を云ふ故に
此訴も民法の規則に因りて其

龍頭傍訓刑事訴訟法

川原閑舟著

刑事訴訟法

第一編 總則

第一條 公訴ハ犯罪ヲ證明シ刑ヲ適用スルコトヲ目的トスルモ
ノニシテ法律ニ定メタル區別ニ從ヒ檢事之ヲ行フ

第二條 私訴ハ犯罪ニ因リ生シタル損害ノ賠償、贓物ノ返還ヲ
目的トスルモノニシテ民法ニ從ヒ被害者ニ屬ス

第三條 公訴ハ被害者ノ告訴ヲ待テ起ルモノニ非ス又告訴私訴
ノ拋棄ニ因テ消滅スルモノニ非ス但法律ニ於テ特ニ定メタル
場合ハ此限ニ在ラス

第四條 私訴ハ其金額ノ多寡ニ拘ハラヌ公訴ニ付キ第二審ノ判
決アルマテ何時ニテモ其公訴ニ附帶シテ之ヲ爲スコトヲ得

第三者ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ公訴附帶ノ私訴ニ參加スル

得せられたる者自ら訴へざるを得ざればと定めたるあり

●第三條

本條の意は公訴の既權を各人一已に属すべしものありて社會に属すべきものあり故に公訴を被告者が告訴せずとも檢事之行ふものあれば則公訴を自から爲すを要せざるなり然し彼の刑法に定むる強盜罪・侮辱罪等の如き本人の却て名譽を汚すか如き其被害者の告訴を待て始めて公訴を起すものあれば告訴せざるべからざるあり

●第四條

私訴は其金額の多少に拘らざらず公判ある迄は何時でも公訴を付き從ひ之れを爲すことを得べし△第三者と被告者は關係ある者を云ふ此第三者は私訴ある場合これれと共に訴を起すを得ること、定めたり△追加と交り加ふることを云ふ

●第五條

本條は假令甲あり乙所有の物件を盜みたりとの嫌疑を受ず預備の公判は於て盜み

たるものあり借りたるありとて免訴又は無罪と成りたる時たりと雖も乙が甲に對し其盜まれたりと云ふ物件の取戻しを爲すの効とあらざると云ふに在り

●第六條

公訴を爲す權利の消滅する場合は示す△第一被告人死去したる時△犯罪人は對して罪の附ふべきを消滅せば公訴消滅す△第二假令は彼の強盜罪の如き被害者の告訴なき時と公訴消滅す△第三刑事事件として第一審第二審を経て大審院に上告して尚刑ありとして處刑の定めたる時と公訴消滅す△第四假令は官職條例ありて官職を爲したる者刑に處せられんとする時官職條例廢止の成るときと公訴消滅す則ち法律に既に溯るべからざる原則に因るなり△第五大赦に遇ふたる者其罪を一洗して前科の附す可きを消滅せば公訴權を消滅す△第六時効とて法律に何の刑を何年を過やれば助請得免する者れば則ち公訴權を漸消滅するもの

コトヲ得

第五條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ民法ニ從ヒ被害者ヨリ賠償返還ヲ要ムル妨礙ト爲ルコトナカル可シ

第六條 公訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

第一 被告人ノ死去

第二 告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付テハ告訴ノ拋棄

第三 確定判決

第四 犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止

第五 大赦

第六 時効

第七條 私訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

第一 拋棄又ハ和解

第二 確定判決

第三 時効

第八條 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ成就ス

第一 違警罪ハ六月

第二 輕罪ハ三年

第三 重罪ハ十年

第九條 私訴ノ時効ハ被害者無能力ナルトキ又ハ公訴ニ附帶セ

スシテ其訴ヲ爲シタルトキト雖モ公訴ノ時効ト其期間ヲ同ク

ス 公訴ニ付キ既ニ刑ノ言渡アリタルトキハ民法ニ定メタル時効

ノ例ニ從フ

第十條 公訴、私訴ノ時効ハ犯罪ノ日ヨリ其期間ヲ起算ス

但繼續犯罪ニ付テハ其最終ノ日ヨリ起算ス

第十一條 時効ハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續アリタルニ因リ其

期間ノ經過ヲ中斷ス其未タ發覺セサル正犯、從犯及ヒ民事擔

當人ニ付テモ亦同シ

時効ノ經過ヲ中斷シタルトキハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續ヲ

止メタル日ヨリ更ニ其期間ヲ起算ス

第七條

本條を私訴を爲す裁判の消滅... 第一と私訴の訴へを捨てたる者及び双方相互に示談したるもの△第二と刑事の裁判確定したる時△私訴を刑事裁判所に訴へ出る權を消滅すべし然し別々民事裁判所に訴へ出る格別ありし△第三時効として民法に定めたる出訴期限の經過に依りて消滅すべしと定むるなり

第八條

本條を公訴の時効則ち刑罰免除の期限を定めたるものなり假令公訴の期限を爲したる者あらんは三年間被告者又は原告或ひは司法警察官の告發を待て四年目又は三年半目位に發現するも刑に處せらるる事なき旨を定めたる法條なり

第九條

本條を私訴の時効の正を規定したるなり私訴の時効は被告者無能力あると又公訴に付き從ひ其期限中は高きより

第十條

本條を時効の起算法を示したる者なり然して時効起算の時即時犯に對するの時より多少の時間を費し一犯罪事件を引續きて成す性質のもの云ふ假令偽造の辨を以て豆を覆り歩く者の如く甲町乙家と一日に數回の犯罪を爲す如きを云ふ

第十一條

本條を時効の中断する場合を示したるなり然して中断を申請し其期間を切りて新らたするを云ふなり△民事訴訟管入は四區別あり第一未了年者の父母若くは後見人第二自始則ち馬鹿瘋癲人即氣違ひ等を保管する者第三妻に對して夫たる者第四屋主之れあり△第二項の時効の經過を一旦中断したる時の起算法を示したるなり

第十二條

起訴、豫審又ハ公判ノ手續其規定ニ背キタルニ因リ無効ニ屬スルトキハ時効ノ經過ニ中断ハル效ナカル可シ但裁判所ノ管轄違ナルニ因リ其手續ノ無効ニ屬スルトキハ此限ニ在ラズ

第十三條

被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタル場合ニ於テ其訴訟ノ原由告訴人、告發人又ハ民事原告人ノ惡意若クハ重過失ニ出テタルトキハ是等ノ者ニ對シ損害ノ償ヲ要ムルコトヲ得

第十四條

被告人無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ告訴人、告發人又ハ民事原告人ヨリ惡意若クハ重過失ニ因リ其犯罪ニ付キ過實ノ申立ヲ爲シタルトキ亦同シ
民事原告人上訴ヲ爲シ敗訴シタルトキハ被告人其上訴ニ因リ生シタル損害ノ償ヲ要ムルコトヲ得
要償ノ訴ハ本案ノ判決アルマテ何時ニテモ其裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第十五條

此法律ニ於テ期間ヲ計算スルニ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ起算シ日ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス若シ最終ノ日休限ニ當ルトキハ期間ニ算入ス可カラズ但時効ノ期間ハ此限ニ在ラス
一日ト稱スルハ二十四時ヲ以テシ一月ト稱スルハ三十日ヲ以テシ一年ト稱スルハ曆ニ從フ

第十六條

此法律ニ定メタル期間ニハ海陸路八里毎ニ一日ノ猶豫ヲ加フ八里ニ滿サルモノト雖モ三里以上ナルトキ亦同シ
島嶼又ハ外國ニ付テハ裁判所ニ於テ特ニ附加期間ヲ定ムルコトヲ得

第十七條

此法律ニ於テ訴訟ヲ爲スニ付キ定メタル期間ヲ經過

●第十一條
時効の中斷と裁判の手續全た
からされし其申訴の効きも
のどす併し裁判所の管轄違ひ
こと其手續を無効とあるとき
を各別あり

●第十三條

被告人免訴又は無罪の旨を
受けたるも告訴人告訴人よ於
て悪意と重過失あるはあらざ
れば損害賠償を求めらるゝこ
ゝも一若し悪意と重過失ある時
之を拒むを得ず△第二項
を被告人刑の旨減受するも
告訴人告訴人及び民事原告人
よ於て悪意若くは重過失を以
て訴へたるものありと申立たる
時被告人より求むる損害を
拒むを得ず△第三項を私訴を
爲したる民事原告人上訴を爲
し敗訴したる時被告人より
求むる損害賠償を拒むを得ず
△第四項を被告人の求むる損
害賠償の際刑の旨減確定迄
其裁判所は裁量するを得べし
と定めたる法條あり

●第十四條

本條に犯人無罪とあるも裁判

官又は司法官更し對し損害を
求むるは出來ざるものと定め
たる法條あり然し此等の官更
せりとも悪意ありて故らざる
る者も損害賠償を以て得たる
時無過失賠償を以て損害
賠償の額を爲すこと出來得
るなりと定めたり又官更刑を
犯したる時無過失あり

●第十五條

本條に期間の算用方を示し定
めたる法條あり△第二項を以
て假令は四年なれば日數短か
きも應じ示す如く矢張り一年
を以て計算するあり

●第十六條

本條に一日の行程を定めたる
法條あり△第二項を以て風
波の都合又は出帆の都合等あ
れば便利能き定期船ある處の
如き規定を守り得べくもあら
ざれば特別に相違の日數補償
を與ふると定めたり

●第十七條

本條に訴訟を爲すは此刑事
訴訟法に定めたる期限は必ら
ず爲すべきなり若し其期限を

シタルトキハ特別ノ場合ヲ除ク外其訴訟ヲ爲ス權ヲ失フ可シ

第十八條

訴訟關係人ハ裁判所所在ノ地ニ住セサルトキハ其地
ニ假住所ヲ定メ裁判所ニ届出ツ可シ否ラサルトキハ書類ノ送
達ナシト雖モ異議ヲ申立ルコトヲ得ス

第十九條

書類ノ送達ハ此法律ニ於テ別ニ規定アラサルトキハ
民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第二十條

官吏、公吏ノ作ル可キ書類ハ其所屬官署、公署ノ印ヲ
用ヒ年月日及ヒ場所ヲ記載シテ署名捺印シ毎葉ニ契印ス可シ
若シ官署、公署ノ印ヲ用ユルコト能ハサル場合ニ於テハ其事
由ヲ記載ス可シ此規定ニ背キタルトキハ其書類ノ効ナカル可
シ

第二十一條

官吏、公吏ニ非サル者ノ作ル可キ書類ニハ本人自ラ署名捺印
ス可シ若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ官吏、公吏ノ面
前ニ於テ作リタル場合ヲ除ク外立會人代署シ其事由ヲ記載ス
可シ

第二十一條 官吏其他何人ニ限ラス訴訟ニ關スル書類ノ原本、
正本又ハ謄本ヲ作ルニ付キ文字ヲ改竄ス可カラス若シ挿入、
削除及ヒ欄外ノ記入アルトキハ之ニ認印ス可シ文字ヲ削除ス
ルトキハ之ヲ讀得ヘキ爲メ字體ヲ存シ其數ヲ記載ス可シ此規
定ニ背キタルトキハ其變更増減ノ効ナカル可シ

第二十二條

此法律ハ頒布以前ニ係ル犯罪ニモ亦之ヲ適用ス
頒布以前ニ爲シタル訴訟手續當時ノ法律ニ背カサルトキハ其
效アリトス

第二十三條

此法律ハ陸海軍ニ關スル法律ヲ以テ處分ス可キ者
ニ適用スルコトヲ得ス

第二十四條

此法律ニ於テ親屬ト稱スルハ刑法第百十四條第百
十五條ノ規定ニ從フ

第二編 裁判所

第一章 裁判所ノ管轄

第二十五條

犯罪ノ種類ニ關スル裁判所ノ管轄ハ裁判所構成法

稱して出訴する時を無効なり
と定めたり△特別の場合に
出訴すべき時を際し天災又
事變に遭ひたる時を相當の理
由を附して出訴するとを得る
場合を指したるなり

●第十八條

本條を訴訟を爲したる者又
之れに關係ある者必らず其
住所を裁判所に届け置かれ
ば書類の送達を時と雖も小
言を云ふ能はずと定めたり

●第十九條

本條に云ふ別は規定したる時
と第十九條以下第八十六條
迄の規定の如き云ふなり

●第二十條

本條を裁判の爲め方を示した
る法律あり△官廳と△裁判官
等と云ふ△公衆と△公證人又
△執事等と云ふ△封印と△
封印の△署名と△印所と姓
名を書く△捺印と△印形を
押す云ふなり

●第二十一條

本條を書類の書き違ひ等を正
す時の規定あり△改訂と△訂
改と改訂と△挿入と△文字を

ノ規定ニ從フ

管轄ヲ異ニスル數箇ノ犯罪ニ付キ同時ニ同一ノ被告人ニ對シ
訴アリタルトキハ上級ノ裁判所併セテ之ヲ管轄ス

第二十六條

同等ノ裁判所ニ於テハ犯罪ノ地又ハ被告人所在ノ
地ノ裁判所ヲ以テ豫審及ヒ公判ノ管轄ナリトス

第二十七條

數箇ノ裁判所ノ管轄ナル場合ニ於テハ其中ニ最
初豫審又ハ公判ニ著手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第二十八條

從犯ハ正犯ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ其管轄ナリト
ス

數箇ノ裁判所ノ管轄ニ屬スル正犯數名アルトキハ其中ニ最
初豫審又ハ公判ニ著手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル皇族ノ犯罪ニ付テ
ハ其正犯、從犯ハ身分ノ如何ヲ問ハス大審院ニ於テ之ヲ管轄
ス

第二十九條

外國ニ在テ犯シタル罪本邦ノ法律ニ依リ處斷ス可
キモノニシテ内地ニ於テ被告人ヲ逮捕シタルトキハ逮捕ノ地
ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス又外國ヨリ送致シタルトキハ
送致ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

關席判決ヲ爲ス可キ場合ニ於テハ被告人最後ノ住所ノ地ノ裁
判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第三十條

海船内ノ犯罪ニ付テハ定警港又ハ犯罪後最初ニ著船
シタル地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第三十一條

管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲ス場合及ヒ其決
定ヲ爲ス裁判所ハ裁判所構成法第十條ノ規定ニ從フ

第三十二條

管轄裁判所ノ指定ニ付テノ申請ハ檢事其他訴訟關
係人ヨリ之ヲ爲スコトヲ得

第三十三條

管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲スコトヲ得
大審院ニ於テ管轄裁判所ヲ指定ス可キ場合ニ於テハ檢事總長
ハ司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其申請ヲ爲スコトヲ得

第三十四條

管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲サントスル者ハ
申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ其趣意書ヲ差出ス可シ
裁判所ハ書類ニ依リ其申請ヲ決定ス可シ

第三十五條

犯罪ノ性質、被告人ノ身分、員數、地方ノ民心其他

附す△削除と△文字をケツ
リノク事云ふ

●第二十一條
本條を彼の法律と既述し網る
べからず△の原則を取違へざ
るべし△の注意の一條を設け
たり刑罰訴訟法ノ刑罰を運用
すべき爲め設けられたる訴訟
手續をふれば之れを以前も用
ふるも犯人の利害に關する成
果は同じなり

●第二十三條
本條を陸海軍と陸海軍のみ
に用ふべき陸軍刑法陸軍刑事
訴訟法海軍刑法海軍刑事訴訟
法の設けられ此法を陸海軍
に關する法律と關係なきも
のありとの事を示したるなり

●第二十四條
本條を罰則を定めたるなり

●第二編 裁判所
本編を裁判の區分及び管轄階
級の事を編したるなり

第一章 裁判所ノ管
轄

本編を裁判所の受持ちを明か
し示したる章あり

●第二十五條

犯罪の種類と重罪輕罪... 罪又と常事犯罪等の區別... 裁判所構成法と云ふ特別の法...

●第二十六條

本條を假令ば大阪居住の者大坂にて窃盜を爲し神戸に走り...

●第二十七條

本條を假令ば犯人京都にて一罪を犯し東京にて又一罪を犯し...

●第二十八條

犯罪と正犯と其犯罪の性質同一にして且つ同一事なれば...

●第二十九條

本條を假令ば英國に於て本邦居民を殺し日本に歸り來り...

●第三十條

本條を航海中船の内にて罪を犯したる時其船の着いたる港に在る裁判所の支配ありとす

重大ナル事情ニ由り裁判ニ對シ紛擾又ハ危險ヲ生スル恐アルトキハ公安ノ爲メ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトヲ得

第三十五條

公安ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ハ司法大臣ノ命ニ因リ大審院檢察總長ヨリ其院ニ之ヲ爲スコトヲ得

第三十六條

被告人ノ身分、地方ノ民心又ハ訴訟ノ模様ニ因リ裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハサル恐アルトキハ嫌疑ノ爲メ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトヲ得

第三十七條

嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ハ管轄裁判所ノ檢察其他訴訟關係人ヨリ上級裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第三十八條

嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ヲ爲スニハ其趣意書ニ通テ原裁判所ニ差出スコトヲ得

方ニ送達シ相手方ハ其送達アリタルヨリ三日内ニ答辯書ヲ差出スコトヲ得

裁判所ニ於テ前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ其訴訟手續ヲ停止ス可シ

第三十九條

前條ノ申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ於テハ書類ニ依リ其申請ヲ決定ス可シ

第二十章

裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避、回避

第四十條

判事ハ左ノ場合ニ於テ法律ニ依リ其職務ノ執行ヨリ除斥セラル可シ

第一

判事被害者ナルトキ

第二

判事又ハ其配偶者ト被告人、被害者又ハ其等ノ者ノ配偶者 親屬ナルトキ但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖モ亦同シ

第三

判事其事件ニ付キ證人、鑑定人ト爲リタルトキ又ハ被告人若クハ被害者ノ法律上代理人ナルトキ

第四

判事其事件ノ豫審終結ニ干與シ又ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ノ前審ニ干與シタルトキ

定めたり

●第三十一條

本條と管轄裁判所の定めがた
り場合其定め方を申請する
規定を示したる法條あり

●第三十二條

本條と管轄裁判所の指定を付
て申請を爲すは檢事其他其刑事
に關係ある者ありせば何人も
難し之れを爲すを得べしと定
めたる法條あり

●第三十三條

本條と管轄裁判所の指定を付
て申請を爲さんとする者の手續
を規定す

●第三十四條

犯罪の性質と重罪たる殺人
罪窃盜の如き輕罪を云ひ△身
分と皇族並族平民等を云ひ
△地方の民心と假令は議員
選舉競争より起り犯罪まで
其他の裁判所は於て公判を爲
す時と地方紛擾の恐れある等
の如きを云ひ△其他重大なる
事情と裁判管轄の指定申請
を付民情を適せず其裁判の對
し危險を生ずる恐ある時と公
安の爲め同等の他裁判所に移

及ヒ偏頗ナル裁判ヲ爲スコトヲ疑フニ足ル可キ情況アル場合
ニ於テハ檢事其他訴訟關係人ヨリ之ヲ忌避スルコトヲ得

第四十二條 忌避ノ申請及ヒ其裁判ニ付テハ民事訴訟法第三十
四條乃至第三十八條ノ規定ニ從フ

第四十三條 忌避ノ申請アリタルトキハ公訴ニ付テハ其辯論ヲ
中止ス可シ豫審ニ付テハ仍ホ其處分ヲ繼續ス可シ但急速ニ要
セサル事件ニ付テハ豫審手續ヲ中止スルコトヲ得

第四十四條 判事自ラ第四十條ニ定メタル理由アルコトヲ認
又ハ回避ス可キモノト思料シタルトキハ忌避申請ノ管轄裁判
所ニ回避ノ申立ヲ爲ス可シ

其裁判所ニ於テハ回避ノ申立ヲ裁判ス可シ

第四十五條 本章ノ規程ハ裁判所書記ニモ之ヲ準用ス但其裁判
ハ書記所屬ノ裁判所之ヲ爲ス可シ

第三編 犯罪ノ搜查、起訴及ヒ豫審

第一章 搜查

第四十六條 檢事ハ後ニ記載シタル告訴、告發現行犯其他ノ原
由ニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルト
キハ其證據及ヒ犯人ヲ搜查ス可シ

第四十七條 警視總監及ヒ地方長官ハ各其管轄地内ニ於テ司法
警察官トシテ犯罪ヲ搜查スルニ付キ地方裁判所檢事ト同一ノ
權ヲ有ス但東京府知事ハ此限ニ在ラス

左ニ記載シタル官吏、公吏ハ檢事ノ補佐トシテ其指揮ヲ受ケ

司法警察官トシテ犯罪ヲ搜查ス可シ

第一 警視警部長、警部、警部補

第二 憲兵將校、下士

第三 島司

第四 郡長

第五 林務官

第六 市町村長

第四十八條 海船内ノ犯罪ニ付テハ船長ニ於テ司法警察ノ職務
ヲ行フ可シ

第一節 告訴及ヒ告發

第四十九條 何人ニ限ラス犯罪ニ因リ損害ヲ受ケタル者ハ犯罪
ノ地若クハ被告人所在ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ告訴スル
コトヲ得

するを得る旨を定めたり

●第三十五條

本條と公安の爲め裁判管轄
を移すの申請を爲すと司法大
臣が大審院檢事總長に命じて
大審院を爲すと定め△第二
項と大審院を檢事總長の求め
ある時其他の申立を聽かず
て其申請の可否を決すと定め
たり

●第三十六條

本條も前條及前々條の如き危
險の恐ある時其他の裁判所に
移し得ることを定めたり

●第三十七條

ウタガヒの爲め裁判管轄を移
すの申請と管轄裁判所の檢事
其他訴訟關係人より上級裁判
所に之を爲すとする旨を定

●第三十八條

本條と嫌疑の爲め裁判管轄を
移す申請を爲す時の手續を規
定したるものあり即ち申請を
爲すに其理由を述べたるもの
の二通を作り前の裁判所に差
出すハトするあり

●第三十九條

前條の申請を爲したる時其管轄を有する裁判所より其申請を決定するものとする

▲第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避同

除斥とはノゾキシリツケル△忌避とは犯罪者豫審判事の親屬なる故我ニ利益なりと思ふ辨分ハ一方の利を計ると思ふとき之をさけて外の判事を辨分より△回避と豫審判事自ら其辨りを遠慮するものと

●第四十條

本條を判事法律ニ依リ其職務の執行より除斥せらる可き事項を規定したるものなり即ち第一より第四に至る事項ある時ニ除斥せらるものとす△干與と俗云ふ立入ると

●第四十一條

本條を判事として刑事訴訟ニ關係ある者の親族或ハ朋友あるが爲め除斥去られたる時又之依古ロイキを爲すべしと疑ふ時ニ檢事又ハ關係人より判事の取替へを申立可き事

●第四十二條

本條を判事として取替へを申立可き時又其取替を願出たるは付裁判所は於て取替可きや否やを定むるの裁判を爲すべし此時ニ總て民事訴訟法の手續は因つて申出てさるべからざることを定めたり

●第四十三條

忌避の申立を爲したる者ある場合ニ於て事件公判中ある時之れを一旦止める可き又豫審中ある時引續き取調ふる可き然し事件急ぐときは場合ニ依り中止するを得る旨を規定したり

●第四十四條

本條を判事が自分にて此事件を自分の親族又ハ朋友ありと知りたる時ニ忌避の申立を其事件を管轄する裁判所に申立べしと命じたる法條なり△第二項と前項の申立ありたる時ニ裁判所之れを對するの裁判をすべしと定めたり

●第四十五條

忌避の申立と判事とのちがひ

司法警察官告訴ヲ受ケタルトキハ津警罪ニ付キ即決ヲ爲ス場合ヲ除ク外速ニ其書類ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致ス可シ

第五十條 告訴人ハ成ル可ク其證據及ヒ事實參考ト爲ル可キコトヲ申立ツ可シ

第五十一條 告訴ハ告訴人ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲ス可シ

又告訴ハ口述ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得其告訴ヲ受ケタル官吏ハ調書ヲ作り告訴人ニ之ヲ讀聞カセ共ニ署名捺印ス可シ若シ告訴人署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第五十二條 官吏、公吏其職務ヲ行フニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ速ニ其職務ヲ行フ地ノ檢事ニ告發ス可シ

告發ハ官吏、公吏ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲シ成ル可ク證據及ヒ事實參考ト爲ル可キ事物ヲ添フ可シ

第五十三條 何人ニ限ラス犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ第五十條第五十一條ノ規定ニ從ヒ其所在ノ地若クハ犯罪ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ告發スルコトヲ得

得ル旨を規定したり

告發ヲ受ケタル司法警察官ハ第四十九條ノ規定ニ從ヒ其處分ヲ爲ス可シ

第五十四條 告訴、告發ハ代人ニ委任シテ之ヲ爲スコトヲ得但無能力者ノ告訴ハ法律上代理人之ヲ爲スモ其效アリトス

第五十五條 告訴、告發ハ其取下手爲シ又ハ其申立ヲ變更スルコトヲ得此場合ト雖モ第十三條ノ規定ニ從ヒ被告人ヨリ要償ノ訴ヲ受ケルコトアル可シ

第二節 現行犯罪

第五十六條 現行犯罪トハ現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル罪ヲ謂フ

第五十七條 重罪、輕罪ニ付キ左ノ場合ハ現行犯ニ准ス

第一 犯人トシテ一人又ハ數人ニ追呼セラルトキ

第二 兇器、贓物其他ノ物件ヲ携帶シ又ハ身體、被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料ス可キトキ

第三 家宅内ニ於テ犯シタル罪ヲ檢證スル爲メ又ハ其犯人

書記も又判事と同じく自ら思
考し又關係人より申立つる
と得と定め且つ判事其事件
の管轄裁判所に於て裁判すべ
きも書記其書記の勤め居る
裁判所に於て裁判すと定め
たり

第三篇 犯罪捜査起
訴豫審

本篇を犯罪を捜し求める手続
と訴を起す手続及び豫審則ち
下開の手續を定めたり

第一章 捜査

本章を犯罪を捜し出すべき手
續を定めたり

第四十六條

本條を捜事の職務を就き定め
たる規定より△認知と見知
りたる△思料と思ひハカ
りたる△捜査とシカレン
ヲベると

第四十七條

本條を捜事以外の司法警察吏
及び府縣知事と検事と同一
職權を有する旨を規定したり
然し東京府知事此權利を許
さるるに東京府警察廳あるが
爲めあり而して第二項と檢事
の補佐として助けを爲すべき者
を定めたり

第四十八條

本條を航海中の船内において
警察を設ける能はず故に其
船長司法警察の職務則ち犯
人を捕し又其罪證を取調ぶ
るを許したるなり

第一節 告訴及ヒ告
發

本節を告訴とて一般人民が犯
罪人ある時之れを訴ふる手続
及び告發とて官自ら犯罪人あ
るに當りて訴ふる手續を定め
たるなり

第四十九條

本條を何人も犯罪人の爲
めを害せられたる時犯罪の
在たる地か或は犯罪人の居
る地の検事又は司法警察官則
第四十七條を定めたる官吏の
職ふるを定めたり△第
二項を司法警察官が訴を受け
たる時の取扱ひ方を定めたる
なり

第五十條

本條を犯罪人を訴ふる時に出
來得たけを犯罪の證據又と登

ト思料ス可キ者ヲ逮捕スル爲メ戸主ヨリ官吏ニ其處分ヲ
求メタルトキ

第五十八條 司法警察官及ヒ巡查、憲兵卒其職務ヲ行フニ當リ
重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタ
ルトキハ令狀ヲ待タスシテ被告人ヲ逮捕ス可シ罰金ノ刑ニ該
ル可キ輕罪又ハ違警罪ノ現行犯アルコトヲ知リタルトキハ被
告人ノ氏名、住所ヲ問ヒ輕罪ニ付テハ檢事、違警罪ニ付テハ
即決ヲ爲ス可キ官署ニ告發ス可シ其氏名、住所分明ナラス又
ハ逃亡ノ恐アル者ハ檢事若クハ官署ニ引致スルコトヲ得

第五十九條 巡查、憲兵卒被告人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ
司法警察官ニ引致ス可シ

其被告人ヲ受取りタル司法警察官ハ逮捕及ヒ告發ニ付テノ調
書ヲ作ル可シ

第六十條 何人ニ限ラス重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ノ現
行犯アル場合ニ於テハ直チニ被告人ヲ逮捕スルヲ得

第六十一條 前條ノ場合ニ於テ被告人ヲ逮捕シタル者ハ之ヲ司
法警察官ニ引致ス可シ若シ引致スルコトヲ得サルトキハ自己

ノ氏名、職業、住所及ヒ其逮捕ノ事由ヲ陳述シ假ニ之ヲハ巡查
憲兵卒ニ引渡スコトヲ得

被告人ヲ巡查、憲兵卒ニ引渡シタルトキハ速ニ告訴又ハ告發
ヲ爲ス可シ

被告人又ハ巡查憲兵卒ハ逮捕ヲ爲シタル者ニ對シ共ニ官署ニ
至ルコトヲ求ムルヲ得但逮捕ヲ爲シタル者ハ正當ノ事由アル
ニ非サレハ其求ヲ拒ムコトヲ得

第二章 起訴

第六十二條 地方裁判所檢察事犯罪ノ捜査ヲ終リタルトキハ左ノ
手續ヲ爲ス可シ

第一 重罪ト思料シタル事件ニ付テハ豫審判事ニ豫審ヲ求
ム可シ

第二 輕罪ト思料シタル事件ニ付テハ其輕重難易ニ從ヒ豫
審ヲ求メ又ハ直チニ其裁判所ニ訴ヲ爲ス可シ

第三 裁判所構成法第十六條第二號第三號ニ記載シタル輕
罪又ハ違警罪ト思料シタル事件ニ付テハ證據書類ニ意見
書ヲ添へ之ヲ區裁判所檢察事ニ送致ス可シ

考と成るべき物品を差出し又
申立つべしと定めたり假令
犯人を殺したる者ありたる時
も刀剣或は其他の兇器を添
へ又如何によりて殺したる
申立つる事あり

第五十一條

本條を告發を爲すの方法を定
めたり告發を爲すに書面を
以て附へざるを得ず然し事
急なる故を以て書面を認む
際なき時は口頭にて附へる
も出来るべし此時は於て所
へ受けたる証書が其申立を
書取之れは訴へし者と共
姓名を寫し印を押すべし若
し書取したる者文字を知らざる
時は其譯を添へ置くべし
と定めたり

第五十二條

本條を告發を爲すの方法を定
めたり告發を爲すに必ず
書面を以て爲すべしと定め
たり此場合於ては矢張り證據
と成べき物品又は重寶の考
を成べき事をも能く氣を附け
て申立べきことと定めたり

第五十三條

本條を假令犯人の爲めと書せ

第六十三條

區裁判所檢察犯罪ノ捜査ヲ終リタル上裁判所構成
法第十六條第一號第二號ニ記載シタル事件ト思料シタルトキ
ハ其裁判所ニ訴ヲ爲ス可シ

第六十四條

檢察ハ被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セサルモノト
思料シタルトキハ之ヲ管轄裁判所ノ檢察ニ送致ス可シ
被告事件罪ト爲ラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト思料シ
タルトキハ起訴ノ手續ヲ爲ス可カラス

第六十五條

前數條ノ場合ニ於テ被告事件告訴ニ係ルトキハ檢
事ヨリ其處分ヲ被害者ニ通知ス可シ

第六十六條

檢察豫審ヲ求ムルトキハ證據 憑 及ヒ事實參考ト爲
ル可キ事物ヲ送致シ且臨檢ス可キ場所、逮捕ス可キ人名及ヒ
證人ト爲ル可キ者ヲ指示ス可シ

第三章 豫審

第六十七條

現行ノ重罪、輕罪ヲ除ク外豫察判事ハ檢察ノ請求
アルニ非サレハ豫審ニ取掛ルコトヲ得ス其規定ニ背キタルト
キハ其請求ヨリ以前ニ係ル手續ノ効ナカル可シ

第六十八條

檢察ハ豫審中何時ニテモ豫審判事ニ請求シテ訴訟

記録ヲ檢閱スルコトヲ得但二十四時内ニ之ヲ還付ス可シ
又必用ナリトスル處分ニ付キ臨時其請求ヲ爲スコトヲ得

第一節 令狀

第六十九條

豫審判事ハ檢察ノ起訴ニ因リ重罪、輕罪ノ事件ヲ
受理シタルトキハ被告人ニ對シ先ツ召喚狀ヲ發ス可シ但召喚
狀ノ送達ト被告人出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル可
キ

第七十條

召喚狀ニ因リ出頭シタル被告人ハ即時ニ之ヲ問ス可シ又遲
クトモ出頭ノ日ヲ過クルコトヲ得ス

第七十一條

豫審判事ハ區裁判所判事ニ其處分ヲ囑託スルコトヲ得
住セサルトキハ訊問ス可キ事件ヲ明示シテ被告人所在ノ地ノ
豫審判事又ハ區裁判所判事ニ其處分ヲ囑託スルコトヲ得

第七十二條

豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀ヲ受ケタル被告人
其日時ニ出頭セサルトキハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得
豫審判事又ハ受託判事ハ左ノ場合ニ於テ直チニ勾
引狀ヲ發ルコトヲ得

第一 被告人定リタル住所アラサルトキ

第一 被告人定リタル住所アラサルトキ

られざる者もせし犯人あり
と認め又犯人ありと思ひた
るときも前々條及前條の定め
を因りて告發を爲すことを得
る旨を定めたり△第二項此場
合に於ては告發を受けたる官
吏に矢張り第四十九條の手續
を以て罰金を處するべしと定め
たる法條あり

第五十四條

告發告發を本人必らず爲すべ
きものあらざれば代理人委任し
て爲すことを得るなり△法律上
代理人とは第一未成年者の父
母又と後見人第二夫たる者第
三自衛隊員人の保人第四借
産の貸受けたる者の借財人
等あり

第五十五條

一旦告發告發を爲したりとも
之を取下げ又は變更すること
を得るものなり故に之を取
下又其申立を變更せんとする
ときは之を爲すべし而して取
下を爲したるときは被告人
第十三條の規定より損害要
償の訴を爲すことを得べきなり
△第二節 現行犯罪
本條を現行犯罪即ち人の見る

前は於て犯したる罪に關したる一切の手續を定めたるあり

第五十六條

現行犯非と現行犯行ひたるものと又現行犯行ひ終りたる後ち發覺したるものを云ふあり

第五十七條

現行犯に准ずる現行犯と同様に見做すことを云ふあり△檢証とて犯罪の場所を臨みて証據物を取調ぶるを云ふなり

第五十八條

司法警察官及び巡査警兵等其職務を行ふに當り現行犯あることを知るときは令状を得たゞりて被告人を捉らへるものとす何とあれば此等の場合令状を得ずともとするときと犯人の逃亡又は犯罪の証跡を失ふの恐れあるを以てかり然れども罰金の刑に該る可き輕罪或る現行犯あるときと逮捕するに及ばず被告人の氏名住所を問ひ其手續を以て發覺又引致するものとす

第五十九條

當該官吏被告人をとらへたる時と逮之を司法警察官引

致すべし其被告人を受取りたる時と直に其發覺したるの調書を作るべきと定めたり

第六十條

何人ニ限らず重罪又犯を禁錮の刑に該る可き輕罪の現行犯又は場合を於て直に被告人を逮捕するを得るものとす是れ逃亡又は罪証消滅の恐れあるを以て之れが便宜法を設けたるあり

第六十一條

被告人を逮捕したる者之を司法警察官引致すべし若し引致するを得ざる場合即ち被告人が抗抵して之を制するを得ざるが爲め引致するを得ざる場合此時の時を於て其自分の氏名職業住所及び其逮捕の事由を陳述し假し之を官更に引渡すことを得るものとす△正當の事由とて病氣又は已むを得ざる事故よて何人が見たり差支ふる道理あるものを云ふ

第二章 起訴

本章を以て起すの手續を定めたるあり

第二 被告人罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡スル恐アルトキ

第三 被告人未遂罪又ハ脅迫罪ヲ犯シ仍ホ其目的ヲ遂ケン

トスル恐アルトキ

第七十三條

勾引狀執行ノ命ヲ受ケタル者ハ其令狀ヲ發シタル判事ニ被告人ヲ引致ス可シ

勾引狀ヲ以テ引致シタル被告人ハ四十八時内ニ之ヲ訊問ス可シ若シ其時間ヲ經過スルトキハ勾引狀ヲ發スルニ非サレハ當然之ヲ釋放ス可シ

第七十四條

豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀又ハ勾引狀ヲ受ケタル被告人疾病其他正當ノ事由アリテ令狀ニ應スル能ハサルコトヲ疏明シタルトキハ被告人ノ所在ニ就テ之ヲ訊問スルコトヲ得

第七十五條

勾留狀ハ被告人ヲ訊問シタル後禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノト恩料スルニ非サレハ之ヲ發スルコトヲ得ス但被告人逃亡シタル場合ニ於テハ其訊問ヲ爲サスシテ之ヲ發スルコトヲ得

第七十六條

總テ令狀ニハ被告事件及ヒ被告人ノ氏名、職業、住

所ヲ記載シ但召喚狀ヲ除ク外其氏名分明ナラサルトキハ容貌體格等ヲ明示ス可シ

又令狀ニハ之ヲ發スル年月日時ヲ記載シ判事及ヒ裁判所書記署名捺印ス可シ

召喚狀ハ執達吏ヲシテ被告人ニ送達セシメ拘引狀、勾留狀ハ

巡査、憲兵卒ヲシテ之ヲ執行セシム

第七十七條

勾引狀、勾留狀ハ時宜ニ因リ正本數通ヲ作り巡査憲兵卒數人ニ分付スルゴトアル可シ

前項ノ令狀ヲ執行スルニハ被告人ニ正本ヲ示シ其謄本ヲ下付

ス可シ此場合ニ於テハ其正本、謄本ニ執行ノ場所日時ヲ記載

シ被告人チシテ署名捺印セシム若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第七十八條

令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡査、憲兵卒ハ被告人其家宅若クハ他人ノ家宅ニ潛匿シタルト恩料シタルトキハ其地ノ市町村長又其差支アルトキハ隣佑二名以上ノ立會ヲ求メ之ヲ搜索ス可シ

前條ノ場合ニ於テハ被告人ヲ發見シタルト否トニ拘ハラス搜

第六十二條

本條に起訴の手續を規定したるものより即ち第一項より第三項に至るの手續を以て起訴を爲すへいとす△難易と云ふヲカシキトヤスキト云ひ又ニ身分即ち皇族官吏士族平民等△種類と云ふ事犯罪國事犯罪等あり

第六十三條

本條に區裁判所檢察犯罪の捜査を爲りたる後ちの手續を規定したるあり

第六十四條

其裁判管轄に屬せざるもの之を受理するものありとるを以て檢察官が其管轄の管轄に屬せざるものと認料したるを以て之を其管轄裁判所の檢察官に送致すへいとす被告訴あるの性質なるも期滿免除確定判決大赦等にて其罪の消滅したるか又は法律に罰すへも明文なき時と檢察官起訴を爲すに能くするものとす

第六十五條

前條の場合に於て被告事件告罪とありたる時被告者の或は民事原告人とあり要償の罪を爲す可きやも計り難し故に其成分を報知するあり

第六十六條

豫審を求むるに證據及び事實を考へるべき事物を送致し且開致すへき場所と被告人を逮捕すべき場所を人名及び証人と爲るべき者を成るへく指示す可し

第三章 豫審

第六十七條

本條に豫審の手續を定めたるあり△豫審と云ふ檢察の告罪を受けしことあり

第六十八條

豫審を公訴の事と付き豫審の

索調書ヲ作り立會人ト共ニ署名捺印ス可シ

家宅捜索ハ日出前日没後之ヲ爲スコトヲ得ス但旅店、割烹店其他夜間ト雖モ衆人ノ出入スル場所ニ付テハ其公開時間内ニ限り何時ニテモ搜索ヲ爲スコトヲ得

第七十九條

豫審判事ハ被告人他ノ管轄地内ニ潜匿シタルコトヲ知り又ハ潜匿シタルト思料シタル場合ニ於テ被告事件急遽ヲ要スルトキハ巡查、憲兵卒ニ令狀ヲ發行セシムルコトヲ得 巡查、憲兵卒ハ被告人所在ノ地ノ豫審判事、檢事又ハ司法警察官ニ令狀ヲ示シテ即時ニ執行ヲ求ム可シ

第八十條

豫審判事ハ被告人所在ノ地ヲ覺知スルコト能ハサルトキハ各檢察長ニ被告人ノ人相書ヲ送致シ搜查及ヒ逮捕ヲ爲ス可キコトヲ請求スルヲ得

請求ヲ受ケタル檢察長ハ其管轄地内ノ檢事ヲシテ搜索及ヒ逮捕ノ處分ヲ爲サシム可シ此場合ニ於テ檢事ノ發シタル逮捕狀ハ拘留狀ト同一ノ効チ有ス

第八十一條

豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル下士以下ノ軍人、軍屬ニ對シテ令狀ヲ發シタルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ニ令狀

ヲ示ス可シ其長官又ハ隊長ハ己ムコトヲ得サル差支アルニ非サレハ本人ヲシテ逮ニ令狀ニ應セシム可シ

第八十二條

拘留狀ヲ受ケタル被告人ハ速ニ其令狀ニ記載シタル監獄署ニ引致ス可シ若シ其監獄署ニ引致スルコト能ハサルトキハ假ニ最近ノ監獄署ニ引致スルコトヲ得

何レノ場合ニ於テモ監獄署長ハ令狀ヲ檢閲シテ被告人ヲ受取リ其證書ヲ渡ス可シ

第八十三條

令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡查、憲兵卒ハ之ヲ執行シタルコト又執行スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ令狀ノ正本ニ記載ス可シ

第八十四條

拘留狀ヲ受ク可キ被告人既ニ監獄署ニ在ルトキハ執達吏ヲシテ之ヲ本人ニ送達セシム可シ

第八十五條

密室監禁ノ場合ヲ除ク外被告人ハ監獄則ニ從ヒ官吏ノ立會ニ依リ其親屬、故舊又ハ辯護士ニ接見スルコトヲ得 書翰、書籍其他ノ書類ハ豫審判事又ハ檢事ノ檢閲ヲ經タル後ニ非サレハ被告人ト外人ト之ヲ授受スルコトヲ許サズ但豫審

有様と其ありゆきとの如何を
知るべき備あり故に豫審中何
時でも豫審判事ハ既設の罪
類を檢問すべしと求むること
を得亦必要なる成分ノ付を臨
時其請求を爲すことを得る
リ△今狀ニ四種あり即ち召喚
狀拘引狀拘留狀收監狀よりて
臨り豫審判事の職權ニ依り發
するもの

第六十九條

本條ニ豫審判事が令狀を發す
る手續を規定したるあり即ち
豫審判事ハ檢事の起訴を受理
したるときは直ちに被告人ハ
對し令狀を發するものとする
召喚狀ニ被告人の許ニ送還す
るト出頭との間二十四時間の
猶豫を與ふべしとす喚狀より
出頭したる被告人ハ即時
之を尋問すべしと定めたり

第七十條

本條ニタテ御懸念料のみを以
てたりとす地を呼び其
職權ニ損害あらんことを慮り
て規定したる法條なり

第七十一條

本條ニ召喚狀を受けた被告
人ハ其日時に出頭せざることを
拘引狀を發することを得る
旨を規定したり

第七十二條

豫審判事又ハ受託判事を召喚
狀を受けたる被告人其日時
出頭せざることを直ちに拘引
狀を發することを得る場合あり
△第一被告人定りたる住所
ありとす時△第二被告人逃亡
亦其證のなくされるときある
時△第三被告人未遂罪又ハ其
後罪を犯し仍其目的を遂げ
んとすを恐れる時は是れかり
△第四被告人オシセマルと即
ち監禁されし後又オシセマル
ケルとすオシセマルと△仍其
目的を遂げんとすとき既に
犯したる罪を重大とせざるに
するの志ありあるを云ふなり

第七十三條

拘引狀執行と拘引狀を以て
被告人をひきわたすを而して
引致したる被告人を尋問を爲
さずみたりとすを顯延するを
其權利を奪するものなり故に
此場合も拘引狀を發するに
又ハ釋放すべしと定めたる法
條あり△釋放とすニルハナ

判事又ハ檢事ハ其書類ヲ留置クコトヲ得

第八十六條 豫審判事ハ被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノ
ニ非スト思料シタルトキハ豫審中何時ニテモ拘留狀ヲ取消ス
可シ

第二節 密室監禁

第八十七條 豫審判事ハ豫審中事實發見ノ爲メ必要ナリト思料
シタルトキハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ拘留狀ヲ受ケ
タル被告人ヲ密室ニ監禁スル言渡ヲ爲スコトヲ得

第八十八條 密室監禁ノ言渡ヲ受ケタル被告人ハ一名毎ニ之ヲ
別室ニ置キ豫審判事ノ允許ヲ得ルニ非サレハ他人ト接見シ又
ハ書類其他ノ物品ヲ授受スルコトヲ許サス

第八十九條 密室監禁ハ十日ヲ超過ス可ラス但十日毎ニ其言渡
ヲ更改スルコトヲ得

第九十條 被告ノ自白、官吏ノ檢證調書、證據物件、證人及ヒ
豫審判事ハ十日間ニ少クトモ二度被告人ヲ訊問ス可シ

第三節 證據

第九十一條 豫審判事ハ檢事若クハ被告人ノ請求ニ因リ又ハ職
權ヲ以テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル證據 徵憑ヲ集取ス
可シ

第九十二條 豫審判事臨檢、搜索、物件差押又ハ被告人、證人ノ
訊問ヲ爲スニハ裁判所書記ノ立會ヲ必要トス書記ハ調書ヲ作
リ豫審判事ト共ニ署名捺印ス可シ

第九十三條 豫審判事ハ先ツ被告人ヲ訊問ス可シ但檢證ヲ爲シ
又ハ證人ヲ訊問スルニ付キ急速ヲ要スルトキハ其限ニ在ラス

第九十四條 豫審判事ハ被告人ヲシテ其罪ヲ自白セシムル爲メ
書記又ハ立會人ナクシテ爲シタル處分ハ其效ナカル可シ

第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質

第九十五條 豫審判事ハ先ツ被告人ヲ訊問ス可シ但檢證ヲ爲シ
又ハ證人ヲ訊問スルニ付キ急速ヲ要スルトキハ其限ニ在ラス

第七十四條

本條を被告人の宜便を謀りたるの條文なり被告人と雖も疾病其他正當の事由ありて令狀を賜はず能きざるを實に已むを得ざるものなれば此場合を尋問するに定めたるなり

第七十五條

本條を拘留状を發するに付きての規定より拘留状を發したる被告人を入監せしむるものなれば禁錮以下刑を違背罪の如き罰罪あるか又は罰金に處すべき位の者ありせば敢て入監せしむるの必要ありければ之れを止めたるも然し禁錮以下刑を違背罪と雖も被告人逃げて走りたる時之れを發して其逃ぐるを止めざるべからざる必要を生ずれば之れを對して拘留状を發するを得る旨規定したるなり

第七十六條

本條を令狀則ち監獄状拘留状物引狀の喚狀等も對稱すべきと及是等の令狀を發するべき

恐嚇又ハ詐言ヲ用テ可カラズ

第九十五條 裁判所書記ハ訊問及ヒ供述ヲ録取シ被告人ニ之ヲ讀聞カス可シ

豫審判事ハ被告人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ問ヒ署名捺印セシム可シ若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第九十六條 被告人其供述ニ付キ變更増減ス可キコトヲ申立タルトキハ更ニ訊問ヲ爲シ其訊問及ヒ供述ヲ録取シ之ヲ讀聞カセ署名捺印ス可シ

第九十七條 被告人ハ供述書ノ原本ヲ求ムルコトヲ得

第九十八條 豫審判事ハ被告人ノ共犯ナルコト人違ナキコト其他事實ヲ發見ス可キ一切ノ模様ヲ證スル爲メ必要ナリトスルトキハ被告人ト他ノ被告人證人又ハ其他ノ者ト對質セシムルコトヲ得

第九十九條 書記ハ對質人ノ供述及ヒ對質ニ因リ生スル一切ノ事件ヲ録取シ對質人ニ其對質ニ關スル部分ヲ讀聞ス可シ

第九十五條第九十六條ノ規定ハ對質ニ付テモ亦之ヲ適用ス

官吏を示したるより其所以を人違ひからしめんが爲の必要より生じたるなり

第七十七條

本條を假令は犯罪人捕縛を認め諸方より逃げ回る時其拘引狀又其拘引狀を深山より作り各地の司法官吏に付與し置くことを得る旨を定めたり△第二項を司法官吏が其令狀を犯罪人に渡したる場合の取扱い方を定めたり

第七十八條

本條を家宅捜査の手續を定めたる法條あり而して令狀を以て犯人を逮捕するに當り犯人自宅又他人の家宅に隠れたりと思ふ時一人は踏み込むと出来ざるより必らず市町村長又近所の者の立會を以て爲さるべからず然し犯人の現を逃込みたるを認めたる時此手續を略するも差支へず△第二項を前項の所置を爲したる時其始末書を作りて立會人と共に署名捺印せざるべからざることを定め△第三項を家宅を捜査するに夜中に於て爲すことを得ざる旨を定め

第一百條 被告人又ハ對質人暨ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシム若シ聾者、啞者文字ヲ知ラサルトキハ通事ヲ命ス可シ

被告人又ハ對質人國語ニ通セサルトキ亦同シ

第一百一條 通事ハ正實ニ通譯ス可キ宣誓ヲ爲ス可シ

書記ハ通事ニ調書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム可シ

第一百三十六條第三百三十七條第四百一一條ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第五節 檢證 檢證搜索及ヒ物件差押

第一百二條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ犯所又ハ其他ノ場所ニ臨ミ檢證ヲ爲ス可シ

第一百三條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法、日時、場所及ヒ被告人ノ人違ナキコトヲ證明ス可キ模様ニ付キ調書ヲ作ル可シ

又被告人ノ利益ト爲ル可キ模様ヲモ記載ス可シ

第一百四條 豫審判事ハ被告人ノ住居又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スル疑アル者ノ住居ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得

被告人又ハ物件ヲ藏匿スル者其住居ニ在ラサルトキハ同居ノ

尤り然し犯人の潜匿し尤りと思ふ家宅の警備が稍強或は料理屋等の如き夜中警備するを常習とする家なる時其警備中夜中と雖も差支へず一に定めり

第七十九條

本條を假令大阪に於ての犯人東京に逃げる時を令狀を巡査又は憲兵卒に持たして東京へ捕縛する事を定めたる法律條あり△第二項を巡査憲兵卒が東京へ行つた時の手續あり

第八十條

本條を犯人が逃げて後其行きの如きの知れぬときと人相を以て捜すことを定めたる法律條あり此場合に出たる逮捕狀を犯人を捕縛する時と拘留狀を全うし効を生ずと定めたり

第八十一條

本條を軍人として管内に居る者罪を犯して普通刑法に因り處分する者あるとき令狀を發する手續を定めたるものあり

第八十二條

本條を拘留狀を發せられし被

親屬若シ其在ヲサルトキハ市町村長ノ立會アルヲ要ス

第七十八條第三項ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第五五條 豫審判事ハ被告人又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スル疑アル者ノ身體及ヒ之ニ屬スル物件ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

第六條 豫審判事ハ臨檢、搜索ニ因リ發見シタル物件其事實ヲ證明スルニ足ル可シト思料シタルトキハ之ヲ差押ヘテ認印ヲ爲シ目錄ヲ作ル可シ但其物件ヲ監護シ又ハ遞送スルハ裁判所書記之ヲ擔任ス可シ

第七條 豫審判事ハ臨檢、搜索、物件差押ニ付キ其日ニ處分ヲ終ラサルトキハ場所ノ周圍ヲ閉鎖シ又ハ看守ヲ置クコトヲ得

第八條 被告人ハ臨檢、搜索、物件差押ノ處分ニ立會ヒ又ハ代人ヲシテ立會ハシムルコトヲ得

若シ被告人拘留ヲ受ケタルトキハ自ラ立會フコトヲ得ス

但豫審判事本人ノ立會ヲ必要ナリトスルトキハ此限ニ在ラス

第九條 豫審判事ハ被告人物件差押ノ處分ニ立會ヒタルト否トヲ問ハス其物件ヲ被告人ニ示シ辯解ヲ爲サシム可シ

其詢問及ヒ供述ハ之ヲ調書ニ記載ス可シ

第十條 豫審判事ハ臨檢、搜索ノ場所ニ於テ證人ノ供述ヲ聽クコトヲ必要ナリトスルトキハ第五十五條以下ノ規定ニ從ヒ之ヲ詢問ス可シ

第十一條 豫審判事ハ前數條ニ記載シタル處分中何人ニ限ラズ允許ヲ得スシテ其場所ニ出入スルコトヲ禁スルヲ得

若シ其禁ヲ犯ス者アルトキハ之ヲ逐斥シ又ハ處分ヲ終ルマテ之ヲ留置スルコトヲ得

第十二條 豫審判事ハ其管轄地内ト雖モ時宜ニ因リ臨檢、搜索、物件差押ノ事ヲ區域裁判所判事ニ囑託スルコトヲ得

第十三條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ驛遞、電信、鐵道ノ官署、諸會社ニ其事由ヲ通知シ被告人又ハ豫審事件ニ關係アル者ヨリ發シ若シハ此等ノ者ニ對シ發シタル書類、電報又ハ物件ヲ受取開披スルコトヲ得但受取證書ヲ渡ス可シ

第十四條 證言ヲ拒ムコトヲ得ル者ノ所持スル物件ニシテ其藏匿ス可キ義務アル事情ニ關スルモノハ其承諾アルニ非サレ

第八十六條 本條を豫審判事が隠罪の者だと思ひて拘留したる其罪隠く罰金又は懲罰罪あることを知りたるときを何時までも其

告人を捕へたることを其被告人を何れの處へ引き行くべきやとの事を定めたる法律條あり△第二項を被告人を監獄署に連れて来る者あるときを監獄署長が如何なる手續を以て之を受取るべきや否を定めたり

第八十三條

本條を巡査及憲兵卒が犯罪人を捕縛したる時又は捕縛し能ざる時の手續を定めたり

第八十四條

本條を犯罪ありて拘留せらるべき者既に他の罪に因り監獄署に居るときを巡査憲兵を以て令狀を送達せず裁判所の使丁たる者送達し其送達を爲さしむべき事を定めたり

第八十五條

本條を刑事被告人が他人と罪類の取り遣り又は他人と面會する時の規定を示したるものあり

第八十六條

本條を豫審判事が隠罪の者だと思ひて拘留したる其罪隠く罰金又は懲罰罪あることを知りたるときを何時までも其

勾留を解くを許すと定めたる
法條あり

△第二節 密室監禁
本條は刑事被告人を獨居せし
むるに係る規則を定めたるも
り

●第八十七條

本條は豫審判事が犯罪を爲し
たるや否其實の事を探る爲め
に檢察事の求めに依り又は勝
手を以て刑事被告人を別室に
獨居せしむるを得る旨を定
めたり

●第八十八條

本條は密室監禁を如何して爲
すか又は密室監禁を受けたる
者その他人との面會し又書類の
取付通り通信等をせしめずと
定めたる法條あり

●第八十九條

本條は密室監禁の日數を定め
たる法條あり

△第三節 證據

本條は犯罪を証明明かなら
むる爲め効力ある證據に係る
規定なり

●第九十條

本條は刑事證據を總て證據と
するの力あるや否や刑事の判
斷に任ずべしと定めたる法條
あり

●第九十一條

本條は豫審判事たる者も檢察
又或被告人の求めある時證據
物件を與むるを爲すべし又
是等の請求も自ら事實の
發見に必要なる時證據の集
取を爲すべしと定めたり

●第九十二條

本條は豫審判事が被告人を取
調ふるに必要ならしむるに要
す若し立會人なくして取調べ
し爲したるにその爲し立
會ありと云ふと定めたる法
條あり

△第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質

本條は被告人を取調ふるに及
び被告人と証人又或其他の人
と對決を爲さしむべきことと係
る規定あり

●第九十三條

本條は他の證據を要し又之止
を得ざる事あるにあらざれば
被告人を訊問せしめて被告人又
は其他の者を訊問するに由

ハ之ヲ差押ヘ及ヒ開披スルコトヲ得ス

第六節 証人訊問

第百十五條

証人ノ呼出狀ニハ其氏名住所及職業ヲ記載ス可シ
又出頭ノ日時、場所及ヒ呼出ニ應セサルトキハ罰金ヲ言渡シ
且勾引スルコトアル可キ旨ヲ記載ス可シ

第百十六條

証人疾病其他正當ノ事故ニ因リ呼出ニ應スル能ハ
サルコトヲ證明シタルトキハ豫審判事其所在ニ就テ之ヲ訊問
ス可シ

第百十七條

証人ト爲ル可キ者豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍
人、軍屬ナルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ヲ經由シテ呼出狀
ヲ送達ス其長官又ハ隊長ハ即時ニ出頭セシム可キコトヲ認可
シ又ハ職務上己ムコトヲ得サル差支アルトキハ其事由ヲ付シ
テ出頭ノ延期ヲ豫審判事ニ請求ス可シ

第百十八條

豫審判事ハ前二條ニ定メタル差支ハ場合ヲ除ク外
証人呼出ニ應セサルトキハ檢察ノ意見ヲ聽キ其不參ニ因リ生
シタル費用ノ賠償及ヒ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ言渡ス可
シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

豫審判事ハ其証人ニ對シ罰金ノ言渡書ト共ニ再度ノ呼出狀ヲ

送達シ又ハ直チニ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

若シ証人再度ノ呼出ニ應セサルトキハ費用賠償ノ外二倍ノ罰

金ヲ言渡ス可シ又勾引狀ヲ發スルコトヲ得

豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及

ヒ執行ハ軍事裁判所又ハ所屬ノ長官又ハ隊長ニ囑託シテ之ヲ

爲ス可シ其勾引ニ付テモ亦同シ

第百十九條

豫審判事ハ証人罰金言渡書ノ送達アリタルヨリ三
日內ニ其出頭セサリシコトヲ正當ノ理由ヲ以テ辯解シタルト
キハ檢察ノ意見ヲ聽キ其罰金及ヒ賠償ノ決定ヲ取消ス可シ

第百二十條

証人呼出狀ニ因リ出頭シタルトキハ其呼出狀ヲ差
出ス可シ若シ之ヲ遺失シタルトキハ其人違ナキコトヲ證明ス
可シ

来ぬかりと定めたる法條あり

●第九十四條

本條と豫審判事が被告人は白
状せんと思ひ得たり又
虚をツクと出来ずと定め
たり

●第九十五條

本條と裁判所書記が判事の取
調へ立會ひたる時被告人
の申立を聞き取り後ちて之
を讀み開かすべしと定め△第
二項と此場合と判事と書
記の書取りたる間違ひを
否を問ひ問違ひなければ被告
人の姓名を密かし印を捺さ
すべし若し被告人無印の時其
無印なることを書添へ置くべ
しと定めたるあり

●第九十六條

本條と被告人が申立と書記の
書取りたることを違ふと云ふ
事又て言ひ直しをすと云ふ
時之を許す可きと定め
たり

●第九十七條

本條と被告人が豫審延中申立
たることを書記が記し置く其
國の書寫を求むると出

●第九十八條

本條と豫審判事が取調の都合
により必要とするとき被告
人その他の者と對決を爲さし
むるを得る旨を定めたり

●第九十九條

本條と對決を爲す場合と於て
書記の爲すべき務めを示した
る法條あり

●第一百條

本條と對決人の對面をツク
時開問ツク又と外國人なる時
の取扱ひ手續を定めたる法條
あり

●第一百一條

本條と通辯人を對する規定を
り通辯人として若し惡意あり
て成るる通辯人を爲す時と大
は被告人又と對面人の利害に
影響あれば之れを以て宣誓を
爲さしむることを定めたる法條
あり

△第五節 檢證搜索及
ヒ物件差押

本條と罪を犯したる證據を調
べ又と捜し或ひは犯罪に係る
物件の差押を爲すに係る規定

第二百一十一條 豫審判事ハ證人トシテ呼出シタル者ニ對シ其氏
名、年齢、職業、住所及ヒ第二百二十三條ニ記載シタル者ナリヤ
否ヤヲ問フ可シ

第二百二十二條 豫審判事ハ證人ヲシテ良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何
事ヲモ黙秘セス又何事ヲモ附加セサル旨ヲ宣誓セシム可シ

裁判所書記ハ證人ニ宣誓書ヲ讀聞方セ之ニ署名捺印セシム若
シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第二百二十三條 左ニ記載シタル者ハ證人ト爲ルコトヲ許サス但
宣誓ヲ爲サシメスシテ事實參考ノ爲メ其供述ヲ聽クコトヲ得

第一 民事原告人
第二 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬但姻族ニ付テハ婚姻ノ
解除シタルトキト雖モ亦同シ

第三 民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ此等ノ者ノ後見
ヲ受クル者

第四 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人又ハ同居人

第二百二十四條 左ニ記載シタル者亦前條ニ同シ

第一 十六歳未満ノ幼者

第二 知覺精神ノ不十分ナル者

第三 瘖啞者

第四 公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者

第五 重罪事件又ハ重禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪事件ニ付キ
公判ニ付セラレタル者

第六 現ニ供述ヲ爲ス可キ事件ニ付キ誓テ訴テ受ケ其證
憑十分ナラサルニ因リ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者

第二百二十五條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ證言ヲ拒コトヲ得

第一 官吏、公吏又ハ官吏、公吏タリシ者其職務上黙秘ス可
キ義務アル事情ニ關スルトキ

第二 醫師、藥商、穩婆、辯護士、辯護人、公證人、神職、僧侶
其身分、職業ノ爲メ委託ヲ受ケタルニ因テ知リタル事實
ニシテ黙秘ス可キモノニ關スルトキ